

**「液化石油ガスの保安の確保  
及び取引の適正化に関する法律」  
申請手続等マニュアル**

平成15年3月

高圧ガス保安協会

# はじめに

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者の登録、保安機関の認定、バルク供給による充てん設備の認可等及び関係する届出手続を的確に行えるよう、本マニュアルを作成した。

また、事業者が行おうとする事業に関連する手続き等には何が必要であるかを図解し、漏れなく法定書類が作成できるよう、分かり易く解説した。

法律に基づく諸手続を行うに当たり本書を参考にされ、役立てて頂ければ幸いです。

## 目次

<b>第1章 申請、届出等に関する提出書類一覧表の概要</b> .....	1
<b>第2章 液化石油ガス販売事業</b> .....	27
1. 液化石油ガス販売事業の登録申請に関する提出書類及び記載例 .....	29
2. 液化石油ガス販売所の変更届出に関する提出書類及び記載例 .....	52
3. その他の申請、届出等に関する提出書類及び記載例 .....	82
<b>第3章 保安業務</b> .....	111
1. 保安機関の認定申請に関する提出書類及び記載例 .....	113
2. 保安業務規程の認可申請に関する提出書類及び記載例 .....	128
3. 保安機関の認定更新申請に関する提出書類及び記載例 .....	140
4. 一般消費者等の数の増加認可申請に関する提出書類及び記載例 .....	154
5. 一般消費者等の数の減少届出に関する提出書類及び記載例 .....	158
6. 保安機関の承継(譲渡・相続・合併(分割を含む))届出 に関する提出書類及び記載例 .....	161
7. 保安業務規程の変更認可申請に関する提出書類及び記載例 .....	168
8. その他の届出等に関する提出書類及び記載例 .....	171
9. 参 考 .....	176
<b>第4章 貯蔵施設及び充てん設備</b> .....	181
1. 貯蔵施設の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例 .....	183
2. 特定供給設備の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例 .....	202
3. 充てん設備の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例 .....	243
<b>第5章 特定液化石油ガス設備工事事業</b> .....	269
特定液化石油ガス設備工事事業の申請、届出等 に関する提出書類及び記載例 .....	271
<b>第6章 参考資料</b> .....	281

## 第1章 申請、届出等に関する提出書類の概要

## 1. はじめに

販売事業の登録、保安機関の認定、充てん設備の許可等に関する提出書類は、3.以降のフローチャートを参考にしてください。

- ・ フローチャートの上段のページに各々の項目の概略を示しています。下段のページに申請にあたっての申請書類の様式及び記入方法等具体的な説明を表しています。
- ・ 各章の申請に関する提出書類の表に知事・局長・大臣に○があるものは次の2. 液化石油ガス販売事業登録・保安機関認定申請者の区分に応じて提出して下さい。

## 2. 液化石油ガス販売事業登録・保安機関認定申請者の区分

### (1) 【販売事業の登録申請等】

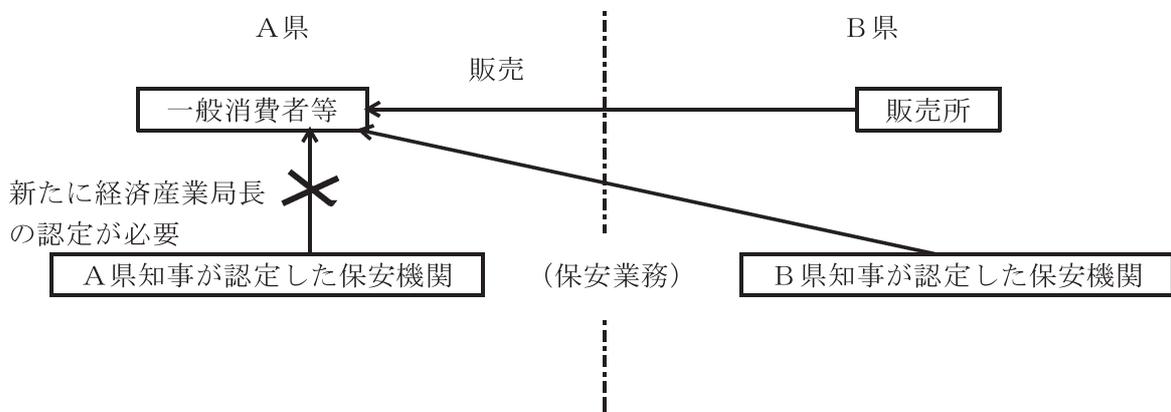
申請者の区分	申請書の提出先
1の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者	当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事
1の経済産業局の管轄区域内であって2以上の都道府県の区域内に販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者	当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長
2以上の経済産業局の管轄区域内に販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者	経済産業大臣

### (2) 【保安機関の認定申請等】

申請者の区分	申請書の提出先
1の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者	当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事
1の経済産業局の管轄区域内であって2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者	当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長
2以上の経済産業局の管轄区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者	経済産業大臣

【注意】保安業務の受託を行う場合申請書の提出先は、受託先「販売所の所在地」が基準であり、一般消費者の所在地によらない。

(例) A県認定の保安機関は、B県の登録の販売所が販売するA県〇〇市の消費者については受託できない。この場合、同一経済産業局なら局の認定を受ける必要がある。





(1) 販売事業登録

1 の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者が販売事業の登録申請を行う場合

提出先：当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事

法第3条  
規則第4条第1項により、所管行政庁に販売事業登録申請

1 の経済産業局の管轄区域内であって2以上の都道府県の区域内に販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者が販売事業の登録申請を行う場合

提出先：当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長

2以上の経済産業局の管轄区域内に販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者が販売事業の登録申請を行う場合

提出先：経済産業大臣

## (2) 販売事業者名称・住所等の変更

### ①販売事業者の名称・住所等の変更

同一法人格の事業者の名称を変更した場合

法第8条(法第3条第2項第1号の変更)  
規則第9条第1項により、所管行政庁に販売所等変更届出

(例) 会社の名称を変更

〇〇液化石油ガス株式会社→株式会社〇〇

事業所の住所を移転等に変更した場合

(注) 販売所としての登録をしていない本社の移転も含まれます。

事業所法人格を組織変更等により変更した場合

(例1) 有限会社→株式会社

(例2) 合名会社→合資会社

### ②代表者の変更

事業者の法人代表者を変更した場合

(例) 代表取締役社長の交代

・ 事業体を個人から法人に変更した場合は  
(例) 個人名義(個人商店)→法人(株式会社)

法第3条  
規則第4条第1項により、所管行政庁に新たに販売事業登録申請

・ 個人事業主の死亡又は引退による事業主の変更は「事業の相続 [(5)①]」の手続きとなります。

### (3) 委託保安機関の変更

保安業務を委託した保安機関の氏名又は名称及びその事業所所在地を変更した場合

法第8条(法第3条第2項第4号の変更)  
規則第9条第1項により、所管行政庁に販売所等変更届出

(例1) 委託先保安機関の変更

〇〇配送センター(株)→△△供給センター(株)

(例2) 委託先保安機関が移転

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
→〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地

#### (4) 賠償責任保険の変更

賠償責任保険の支払能力を変更した場合

法第8条(法第3条第2項  
第5号の変更)

規則第9条第1項により、  
所管行政庁に販売所等変更  
届出

#### (5) 承継に係る届出

承継とは、譲渡、相続、合併（分割）をいいます。

- ・譲渡とは……被承継者の液石法に係る販売事業すべてについて、譲り受けること。
- ・相続とは……相続人が事業を承継する場合
- ・合併とは……事業者同士が一つになる場合
- ・分割とは……会社の営業の一部又は全部の分離（新設分割又は吸収分割）

##### ①事業の譲渡

同一行政庁管内の販売事業者間で  
その事業の全部を譲渡した場合

法第10条

規則第10条第1項により、  
所管行政庁に販売事業承継  
届出

被承継者のLPガス販売に係る事業すべて(全  
販売所の営業権、店舗、貯蔵施設、従業員、  
帳簿等)について譲り渡す。

(例) X知事所管A販売事業者の事業すべて  
を、X知事所管B販売事業者に譲渡

異なる行政庁管内の販売事業者間で  
その事業の全部を譲渡した場合

法第10条

規則第10条第1項により、  
譲渡を受けた事業者の所管行政  
庁に販売事業承継届出

被承継者のLPガス販売に係る事業すべて(全  
販売所の営業権、店舗、貯蔵施設、従業員、  
帳簿等)について譲り渡す。

(例) X知事所管A販売事業者の事業すべて  
を、X経済局所管B販売事業者に譲渡

規則第10条第1項により、  
譲渡した事業者の所管行政  
庁に販売事業承継届出

##### ②事業の相続

相続人が相続した場合

法第10条

規則第10条第1項により、  
所管行政庁に販売事業承継届出

(例) 事業主が死亡し、長男が事業を承継

### ③事業の合併

同一行政庁管内の販売事業者が  
合併した場合

(例) X知事所管 A販売事業者と X知事所管  
B販売事業者が合併し、X知事所管 C  
販売事業者となる

法第10条

規則第10条第1項により、  
所管行政庁に販売事業承継届出

異なる行政庁管内の販売事業者が  
合併した場合

(例) X知事所管 A販売事業者と Y知事所管  
B販売事業者が合併し、Z経済局所管  
C販売事業者となる

法第10条

規則第10条第1項により、  
新規所管となる行政庁に販売  
事業承継届出

規則第10条第1項により、  
各々の既存所管行政庁に販  
売事業承継届出

### (6) 販売所の名称、住所等の変更

#### ①販売所の名称、住所の変更

販売所の名称が変更した場合

(例) 販売所の名称を変更  
○○販売所→△△営業所

法第8条

(法第3条第2項第2号の変更)  
規則第9条第1項により、所管  
行政庁に販売所等変更届出

#### ②販売所の移転

一つの都道府県内に所有又は占有  
している全販売所を、他の都道府県  
に移転した場合

既存販売所を廃止し、新規に事業の登録を  
行う。

(例) X県○○市内のみに設置している  
販売所をY県△△市に移転

法第3条

規則第4条第1項により、移転先  
所管行政庁に販売事業登録申請

法第6条

規則第7条により、既存所管行政  
庁に登録行政庁変更届出

同一行政庁管内で販売所を移転した場合

(例) X県○○市に設置している販売所を  
X県△△市に移転

法第8条

(法第3条第2項第2、第3号の  
変更)

規則第9条第1項により、所  
管行政庁に販売所等変更届出

(7) 販売所の増減

①販売所の増加(異なる行政庁管内)

経済局長の登録を受けた者が、二つ以上の経済局管内に販売所を有することとなった場合

(例) X経済局所管 A販売事業者が、Y経済局管内のZ県内に販売所を増設し、経済大臣所管で事業を行う。

都道府県知事の登録を受けた者が、二つ以上の経済局管内又は都道府県知事管内に販売所を有することとなった場合

(例1) X経済局管内のY知事所管 A販売事業者が、V経済局管内のZ県内に販売所を増設し経済大臣所管で事業を行う。

(例2) X知事所管 A販売事業者が、同じ経済局管内のY知事管内に販売所を増設し、経済局所管で事業を行う。

法第3条

規則第4条第1項により、新規所管行政庁に販売事業登録申請

法第6条

規則第7条により、既存所管行政庁に登録行政庁変更届出

②販売所の減少(異なる行政庁管内)

経済大臣の登録を受けた者が、一つの経済局内又は都道府県管内にのみ販売所を有することとなった場合

(例) 経済大臣所管 A販売事業者が、X経済局管内の販売所を廃止し、Y経済局管内のZ県の販売所のみで事業を行う。

経済局長の登録を受けた者が、一つの都道府県管内にのみ販売所を有することとなった場合

(例) 経済局所管 A販売事業者が、X知事管内の販売所を廃止し、Y知事管内の販売所のみで事業を行う。

③販売所の増減(同一行政庁管内)

同一行政庁管内で販売所を増加又は減少した場合

- (例1) X知事所管A販売事業者が、X知事管内に販売所を増設し、事業を行う。
- (例2) X知事所管A販売事業者が、2ヶ所の販売所を1ヶ所の販売所に統合し、事業を行う。
- (例3) X経済局所管のY県とZ県に販売所を有するA販売事業者が、X経済局所管のV県に販売所を増設し、事業を行う。

法第8条(法第3条第2項第2、第3号の変更)

規則第9条第1項により、所管行政庁に販売所等変更届出

販売所を増設した場合は「(9)業務主任者等の変更」の手続きも忘れないで下さい。

(8) 3トン未満の貯蔵施設の設置、変更等

貯蔵量3トン未満の貯蔵施設を変更する場合

- (例1) 貯蔵施設を販売所敷地内の別の場所に移転
- (例2) 貯蔵施設を販売所敷地内から敷地外(販売所から5km以内)に移転
- (例3) A販売事業者が、充てん所を保有するB事業者に配送を全量委託し、貯蔵施設を撤去

法第8条

(法第3条第2項第3号の変更)

規則第9条第1項により、所管行政庁に販売所等変更届出

貯蔵量3トン未満の貯蔵施設を設置する場合

(9) 3トン以上10トン未満の貯蔵施設の  
設置、変更等

①貯蔵施設の新設

貯蔵量3トン以上10トン未満の貯蔵  
施設を新設する場合

(例1) 販売所に貯蔵量3トン以上10トン未満  
となる貯蔵施設を新設

(例2) 貯蔵量3トン未満の貯蔵施設を、3ト  
ン以上10トン未満に変更

(例3) 販売所の移転にともない、貯蔵量3ト  
ン以上10トン未満の貯蔵施設を移設

規則第51条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等設置許  
可申請

法第37条の3

規則第59条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等完成検査  
申請

注1) 貯蔵施設等設置許可及び変更許可申請を行うためには、消防長又は消防署長の  
意見書が必要です。

注2) 完成検査は、協会又は指定完成検査機関による完成検査受検も可能です。

②貯蔵施設の変更

貯蔵量3トン以上10トン未満の貯蔵  
施設を変更する場合(軽微変更を除く)

(例1) 貯蔵施設の貯蔵量を増加(貯蔵施設を  
増設)

(例2) 貯蔵施設の位置を変更

法第37条の2項第1項

規則第56条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等変更許  
可申請

法第37条の3

規則第59条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等完成  
検査申請

③貯蔵施設の軽微変更

貯蔵量3トン以上10トン未満の貯蔵施設の撤去その他軽微な変更する場合

- (例1)貯蔵施設の撤去
- (例2)貯蔵量が3トン以上10トン未満の貯蔵施設を、3トン未満に変更
- (例3)貯蔵施設の消火設備を変更、又は換気孔を増設

法第8条  
(法第3条第2項第3号の変更)  
規則第9条第1項により、所管行政庁に販売所等変更届出

法第37条の2項第2項  
規則第58条により、所在地都道府県に貯蔵施設等変更届出

(10) 事業の廃止

販売事業を廃止した場合

法第23条  
規則第26条により、所管行政庁に販売事業廃止届出

(11) 業務主任者等の変更

業務主任者又は業務主任者の代理人を変更(選解任)した場合

- (例1)社内人事等による変更
- (例2)販売所の増加による変更
- (例3)消費者数の増減による変更

法第19条、第21条  
規則第22条第5項により、所管行政庁に業務主任者等選解任届出

(12) 定期事業報告

毎事業年度が経過した場合

毎事業年度経過後3ヶ月以内に下記事項を所管行政庁に報告する。  
(事項1)販売する一般消費者等の数  
(事項2)保安機関への保安業務の委託状況

規則第132条により、所管行政庁に報告

(13) 事故報告

所有又は占有するLPガスについて事故が発生した場合

- (例1)LPガスに起因する災害が発生
- (例2)LPガスの容器を喪失又は盗難

高圧ガス保安法第63条第1項  
液化石油ガス保安規則第96条により、都道府県知事又は警察官に事故の届出

(14) 特定供給設備の設置、変更等

① 特定供給設備の新設

特定供給設備を新設して供給を開始する場合

- (例1) 容器による貯蔵能力が3トン以上10トン未満の供給設備を新設
- (例2) 容器による貯蔵能力が3トン未満の供給設備を、3トン以上10トン未満に変更
- (例3) 貯蔵能力1トン以上10トン未満の貯槽(バルク貯槽を含む。)の供給設備を新設

法第36条第1項第2号  
規則第51条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等設置  
許可申請

法第37条の3  
規則第59条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等完成  
検査申請

注1) 貯蔵施設等設置許可及び変更許可申請を行うためには、消防長又は消防署長の意見書が必要です。

注2) 完成検査は、協会又は指定完成検査機関による完成検査受検も可能です。

② 特定供給設備の変更

特定供給設備を変更する場合

- (例1) 特定供給設備の貯蔵能力を増加
- (例2) 特定供給設備の位置を変更

法第37条の2第1項  
規則第56条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等変更  
許可申請

法第37条の3  
規則第59条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等完成  
検査申請

③ 特定供給設備の軽微変更

特定供給設備の廃止その他軽微な  
変更をする場合

- (例1) 特定供給設備を廃止
- (例2) 特定供給設備の消火設備を変更  
又は換気孔を増設

法第37条の2第2項  
規則第58条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等変更  
届出

## (15) 設備工事

設備工事は保安の確保に直結するものであり、設備工事についての正しい知識と理解は販売事業に欠かせません。

- ① 特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者は、事業所ごとに都道府県に対する届出を、事業の開始の日から30日以内に行わなければなりません。（法第38条の10第1項）

※特定液化石油ガス設備工事とは、硬質管相互の接続に係る工事及び気化装置・調整器・ガスメーター・ガス栓等と硬質管の接続に係る工事をいいます。（規則第111条）

- ② 特定液化石油ガス設備工事の事業届内容に変更があった場合、変更届を提出しなければならない事項（法第38条の10第2項）

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地
- ・工事記録・配管図面の保存の場所及び分類の方法

- ③ 特定供給設備以外の供給設備の貯蔵能力500kg超の設備工事を学校・病院等に行う者は、都道府県に届出を行わなければなりません。（法第38条の3、規則第86条、第87条）

- ④ 貯蔵能力300kg以上の設置（特定供給設備及び上記③を除く。）を行う者は、消防に届出を行わなければなりません。（消防法第9条の2）

### ○ 設備工事に関する留意点

- ① 設備工事は、供給設備及び消費設備の技術上の基準に従って行わなければなりません。（法第38条の2）

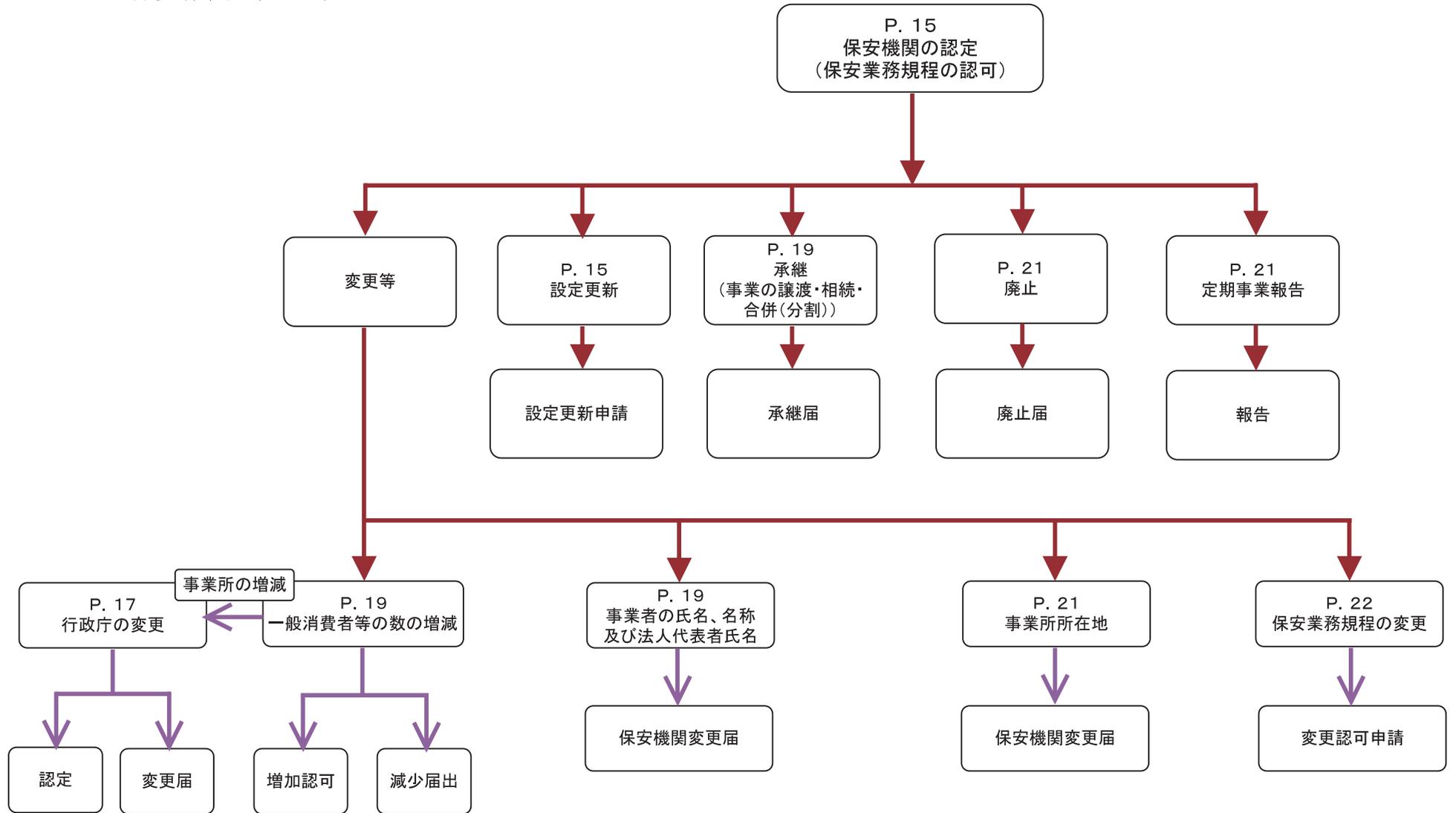
- ② 設備工事は液化石油ガス設備士が行わなければなりません。（法第38条の7、規則第108条）

- ③ 特定液化石油ガス設備工事をしたときは、当該工事に係る表示をしなければなりません。（法第38条の11、規則第116条・第117条）

- ④ 特定液化石油ガス設備工事をしたときは、当該工事の記録及び配管図面を保存しなければなりません。（法第38条の12、規則第118条～第119条）

- ⑤ 特定ガス消費機器の設置・変更工事の施工は、ガス消費機器設置工事監督者の資格\*を持つ者が自ら行うか、あるいは監督し行わせなければなりません。（特監法第3条）（※ 液化石油ガス設備士は、特監法の資格者に該当します。）

4. 保安機関の認定等



## (1) 保安機関の認定

保安業務区分毎に認定を受けます。従って保安業務区分を追加する場合、新たな認定が必要となります。

1 の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

法第 29 条  
規則第 30 条第 1 項により、所管行政庁に保安機関の認定申請

提出先：当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事

1 の経済産業局の管轄区域内であって 2 以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

提出先：当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長

2 以上の経済産業局の管轄区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

提出先：経済産業大臣

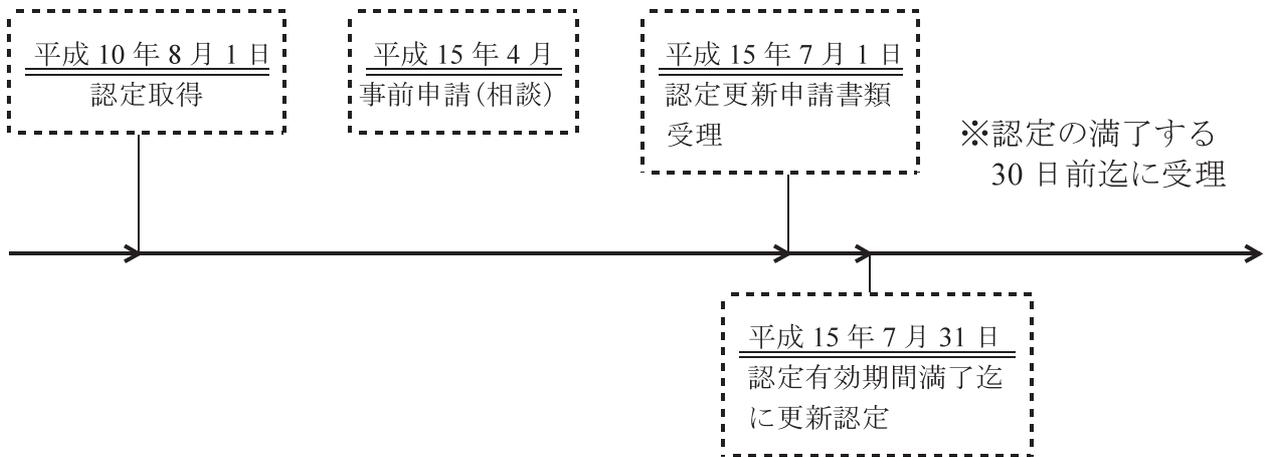
## (2) 保安機関の認定更新

- ① 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から 5 年です。
- ② 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から 5 年です。
- ③ 行政庁の変更による認定を受けた場合、行政庁の変更は、新規の認定となるため、新行政庁の認定時から 5 年となります。

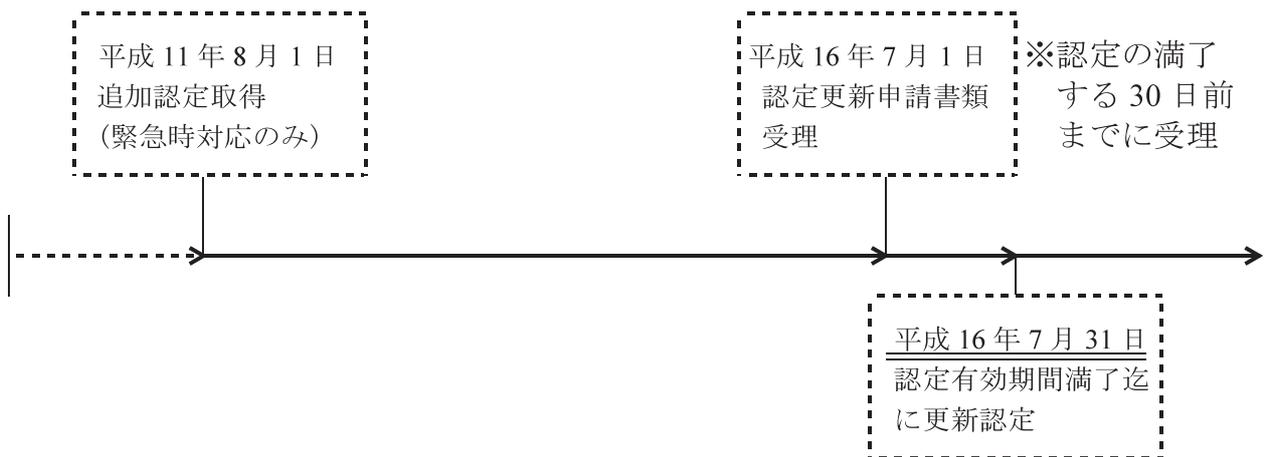
参考：認定更新に当たり、保安業務規程の変更認可の必要がある場合は、規則第 39 条、様式 18 により速やかに変更して下さい。（保安機関の更新とは規則上別の扱いとなります。）

「認定時に受けた保安業務区分」「追加認定を受けた保安業務区分」の更新のいずれにおいても、各保安業務区分毎に更新することは可能ですが、「追加認定を受けた保安業務区分」も「認定時に受けた保安業務区分」の更新に合わせ更新された方が更新の時期及び認定番号の管理等から望ましい。

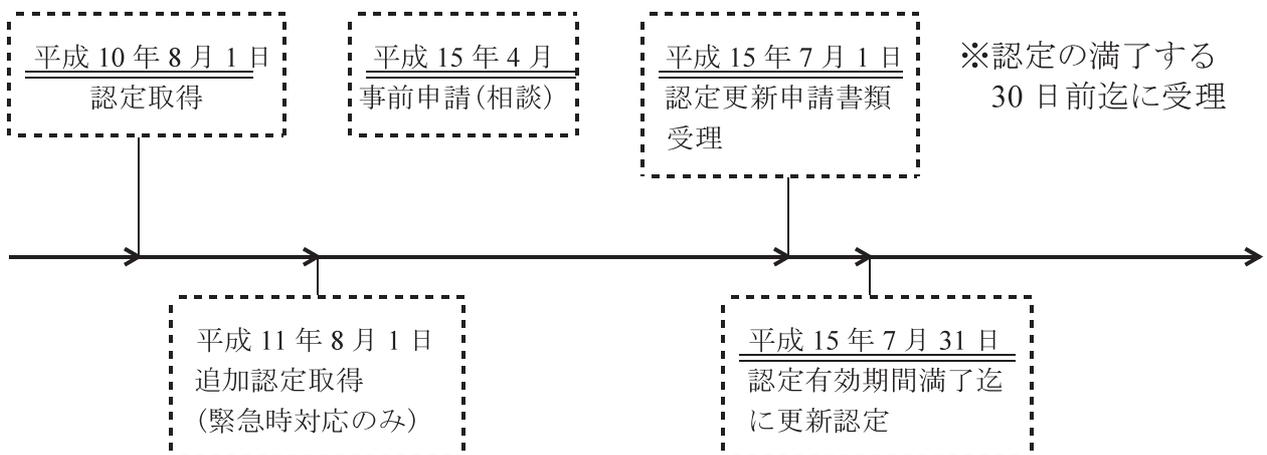
(例1) 認定時の保安業務区分が「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」・「周知」の場合



(例2) 認定後に保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けた場合



(例3) 認定時の有効期間に追加認定の有効期間を合わせる場合



(3) 保安業務区分を取り消す場合

保安業務区分のいずれかを実施しない場合においては、一般消費者等の数の減少届書及び保安業務規程変更認可申請書を提出して下さい。

(4) 一般消費者等の数の増加による変更認可及び一般消費者等の数の減少による減少届をした場合

- ① 初回認定後、一般消費者等の数を減少して減少届を出している場合の認定の起算日は、初回認定を受けた日です。
- ② 初回認定後、一般消費者等の数を増加申請した場合(例えば、「容器交換時等供給設備点検」保安業務の一般消費者等の数を1万件から2万件に増やした場合)の認定起算日は、初回認定を受けた日です。
- ③ 初回認定後、一般消費者等の数の増加認可で新規事業所を追加した場合の認定起算日は、初回認定を受けた日です。

(5) 承継

承継とは、譲渡、相続、合併(分割)をいいます。

- ・譲渡とは……被承継者の保安機関に係る事業すべてについて、譲り受けること
- ・相続とは……相続人が事業を承継する場合
- ・合併とは……事業者同士が一つになること
- ・分割とは……会社の営業の一部又は全部の分離(新設分割又は吸収分割)

行政庁へ承継の手続を完了した日からそれぞれ以下のとおりとなります。

(承継した日からでないことに注意して下さい。)

- ① 保安機関A社が保安機関B社を譲り受けた場合  
A社・B社それぞれの認定取得時から5年ですが、いずれか一番古い認定に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう更新して下さい。
- ② 相続の場合  
認定取得時から5年です。(相続後ではない。)
- ③ 保安機関A社・保安機関B社が合併した場合  
A社・B社それぞれの認定取得時から5年ですが、いずれか一番古い認定に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう更新して下さい。

(6) 行政庁の変更

承継、事業所の増減、事業所の移転等により所轄行政庁が変更になったときは、新行政庁に認定を受け、旧行政庁に行政庁変更届を提出します。

① 承継

承継があった場合は承継届出を行います。

② 事業所の増減

事業所の増減は一般消費者等の数の増加申請又は減少届出を行います。

③ 保安業務受託販売所の増減

都道府県知事の登録を受けた者が、二つ以上の経済局管内又は都道府県知事管内に設置される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例1) X知事所管A保安機関が、X経済局所管の販売事業者に係る設備について保安業務を行う。

(例2) X知事所管A販売事業者が、経済大臣所管の販売事業者に係る設備について保安業務を行う。

経済局長の登録を受けた者が、二つ以上の経済局管内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X経済局所管A保安機関が、経済大臣所管の販売事業者に係る設備について保安業務を行う。

経済大臣の登録を受けた者が、一つの経済局内又は都道府県管内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 経済大臣所管A保安機関が、X経済局所管の販売事業者に係る設備について保安業務を行う。

経済局長の登録を受けた者が、一つの都道府県管内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 経済局所管A保安機関が、X知事所管販売事業者に係る設備について保安業務を行う。

法第29条  
規則第30条第1項により、新規所管行政庁に保安機関の認定申請

法第35条の4、法第6条規則第40条により、既存所管行政庁に登録行政庁変更届

(7) 一般消費者等の数の増減

有効期間内にある認定又は変更認定時に届出た一般消費者等の数より現に保安業務を行う一般消費者等の数が増える場合、数の増加申請が必要となります。

保安業務資格者を減少したため、保安業務をできる一般消費者等の数に変更があった場合等、その他の理由で一般消費者等の数を減少するときは、一般消費者等の数の減少届を出さなければなりません。

(8) 保安機関事業者の名称・住所の変更

①事業者の名称・住所等の変更

同一法人格の事業者の名称が変更した場合

法第35条の4、法第8条(法第3条第2項第1号の変更)

規則第41条第1項により、所管行政庁に保安機関変更届出

(例) 会社の名称を変更

〇〇保安機関(株)→△△保安機関(株)

(注) 事業所としての登録をしていない本社の移転も含まれます。

②代表者の変更

事業者の法人代表者が変更した場合

(例) 代表取締役社長の交代

(9) 承継に係る届出

①事業の譲渡

同一行政庁管内の事業者間でその事業の全部を譲渡した場合

法第35条の4、法10条

規則第42条第1項により、所管行政庁に保安機関の承継届出

被承継者の保安業務に係る事業すべて(全事業所の営業権、店舗、貯蔵施設、従業員、帳簿等)について譲り渡す。

(例) X知事所管A事業者の事業すべてを、X知事所管B事業者に譲渡

異なる行政庁管内の事業者間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者の保安業務に係る事業すべて(全  
販売所の営業権、店舗、貯蔵施設、従業員、  
帳簿等)について譲り渡す。

(例) X知事所管A事業者の事業すべてを、  
X経済局所管B事業者に譲渡

法第35条の4、法10条  
規則第42条第1項により、  
新規所管となる行政庁に保安  
機関の承継届出

規則第42条第1項により、  
各々の既存所管行政庁に保安  
機関の承継届出

## ②事業の相続

相続人が相続した場合

(例) 事業主が死亡し、長男が事業を承継

法第35条の4、法10条  
規則第42条第1項により、  
所管行政庁に保安機関の承継  
届出

## ③事業の合併

同一行政庁管内の事業者が合併  
した場合

(例) X知事所管A事業者とX知事所管  
B事業者が合併し、X知事所管C  
事業者となる

法第35条の4、法10条  
規則第42条第1項により、  
所管行政庁に保安機関の承継  
届出

異なる行政庁管内の事業者が合  
併した場合

(例) X知事所管A事業者とY知事所管  
B事業者が合併し、Z経済局所管  
C事業者となる

法第35条の4、法10条  
規則第42条第1項により、  
新規所管となる行政庁に保安  
機関の承継届出

規則第42条第1項により、  
各々の既存所管行政庁に保安  
機関の承継届出

(11) 事業所の住所の変更  
事業所の移転

一つの都道府県内に所有又は占有している全事業所を、他の都道府県に移転した場合

法第29条  
規則第30条第1項により、所管行政庁に保安機関の認定申請

法第35条の4、法第6条  
規則第40条により、既存所管行政庁に登録行政庁変更届出

既存事業所を廃止し、新規に事業の登録を行う。

(例) X県〇〇市内のみに設置している事業所をY県△△市に移転

同一行政庁管内で事業所を移転した場合

法第35条の4、法第8条  
(法第3条第2項第2号の変更)  
規則第41条により所管行政庁に保安機関の変更届出

(例) X県〇〇市に設置している事業所をX県△△市に移転

(12) 事業の廃止

保安業務を廃止した場合

法第35条第4項、法第23条  
規則第43条により、所管行政庁に販売事業廃止届出

(13) 定期事業報告

毎事業年度が経過した場合

規則第132条により、所管行政庁に報告

毎事業年度経過後3ヶ月以内に下記事項を所管行政庁に報告する。

(事項1) 保安業務の実施状況

(事項2) 保安業務資格者の数

(事項3) 保安業務に係る一般消費者等の数

(事項4) 法人にあつては役員等の構成の変更

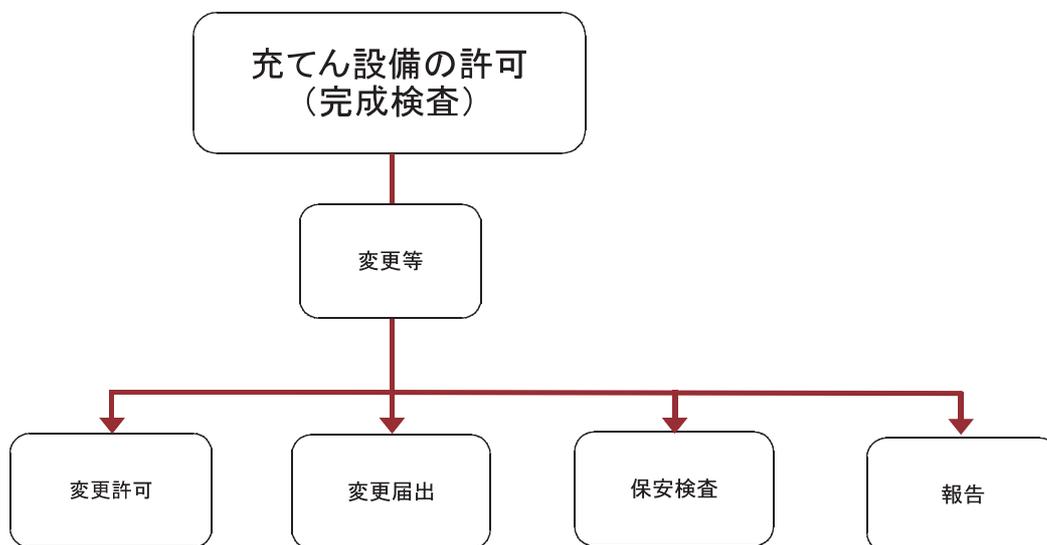
(15)保安業務規程の変更

例えば次の内容を変更しようとする場合、変更認可の対象になる場合があります。

- ・ 保安業務規定の内容を変更しようとする場合
- ・ 新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
- ・ 保安業務区分の認定を取消しようとする場合
- ・ 保安業務区分の消費者の数の増加及び事業所の増加をしようとする場合
- ・ 保安業務区分の消費者の数の減少及び事業所の減少をしようとする場合
- ・ 保安業務資格者の数を変更しようとする場合
- ・ 保安業務用機器の数を変更しようとする場合
- ・ 年間実働日数及び平均月間実働日数を変更しようとする場合
- ・ 事業所の名称を変更しようとする場合
- ・ 事業所の所在地を変更しようとする場合
- ・ 保安機関を承継しようとする場合

## 5. 充てん設備の許可等

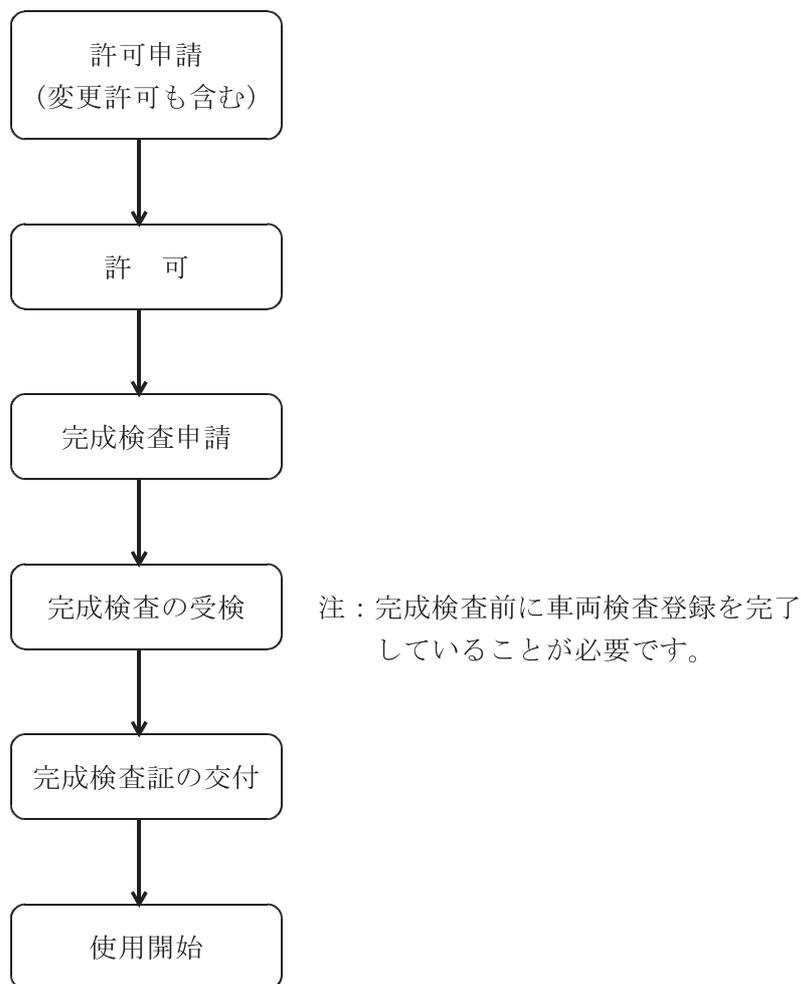
本マニュアルでは液化石油ガス法による許可についてのみ、記しております。工業用消費者の設備に充てんする場合は高圧ガス保安法の許可も必要になります。



充てん設備の許可を受けようとする者は充てん設備ごとにそれぞれの行政庁(都道府県)の許可を受けなければならない。

充てん事業者とは、供給設備にLPガスを充てんするために充てん設備の許可を受けた者をいいます。

### 申請手続き(充てん設備 1 台ごと)



#### (1) 充てん設備の許可

バルク貯槽等の供給設備にLPガスを充てんしようとする者は、充てん設備1台ごとに、その使用の本拠地(充てん設備の車庫)を管轄する都道府県知事の許可を受けます。

#### (2) 充てん設備の変更

充てん設備を変更しようとするときは、許可を受けた都道府県知事への変更許可申請又は変更届出が必要です。

#### (3) 完成検査

充てん設備の完成検査を受けようとする者は「充てん設備完成検査申請書」を、許可を受けた都道府県知事に提出して受けます。

充てん設備が技術上の基準に適合していると認められるときは、「充てん設備完成検査証」が交付されます。検査は都道府県知事のほか、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関でも受けられます。

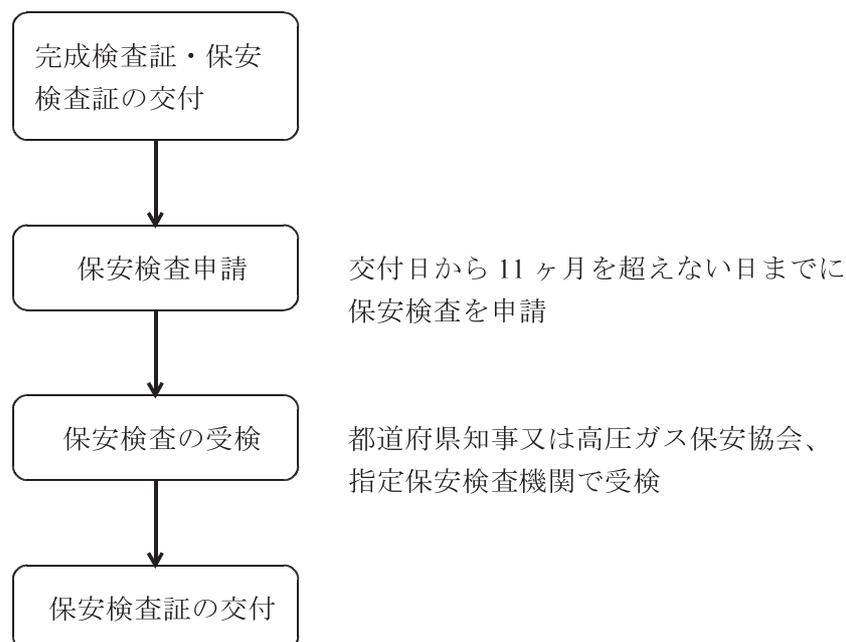
(4) 許可・変更許可の申請手続き

充てん設備の許可申請の手続きは、フロー図の通りです。変更許可も同様の手続きで行います。

(5) 保安検査

充てん設備ごとに「保安検査申請書」を都道府県知事に提出して1年に1回以上保安検査を受けます。完成検査証の交付日又は前回の保安検査証の交付日から11ヶ月を超えない日までに申請書を提出します。

保安検査の申請



注1：充てん設備を休止し、その旨を届出た場合は、再び使用しようとするまで保安検査は免除されます。

注2：充てん設備が、高圧ガス保安法の「移動式製造設備」の許可を受けている場合、当該充てん設備の保安検査を受けた場合は、「移動式製造設備」の保安検査は不要です。

(6) 報告

充てん事業者は、事業年度経過後3ヶ月以内に以下の事項を記載した報告書を作成し都道府県知事に報告します。

- ① 充てんに係る一般消費者等の数
- ② 充てん作業に従事している充てん作業者の数

## 第2章 液化石油ガス販売事業

1. 液化石油ガス販売事業の登録申請に関する提出書類及び記載例	29
(1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合	30
(2) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合	45
2. 液化石油ガス販売所の変更届出に関する提出書類及び記載例	52
(1) 販売所及び貯蔵施設の新設、移転をする場合	53
(2) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）の変更をする場合	69
(3) その他の変更をする場合	74
3. その他の申請・届出等に関する提出書類及び記載例	82
(1) 液化石油ガス販売事業の承継をする場合	83
(2) 液化石油ガス販売事業者の認定申請をする場合	100
(3) その他の申請・届出等をする場合	105

## 本章の利用について

1. 基本的な利用方法は第1章を参照してください。
2. LPガス販売事業の登録を行う場合、
  - ①貯蔵施設（販売用容器置場）を所有又は占有して行う場合で、
    - i. 3トン未満の貯蔵施設を所有又は占有
    - ii. 3トン以上10トン未満の貯蔵施設を所有又は占有
 の2例がありますが、ii. の場合は、貯蔵施設の設置については許可申請となりますので、「第4章貯蔵施設及び充てん設備」181ページを参照してください。なお、販売登録申請を行う前に貯蔵施設が完成している必要があります。【貯蔵施設の液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の許可にかかるものかどうかの判断は、販売事業者が3トン以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではありません。（法律関係通達第36条関係1.）】
  - ②貯蔵施設（販売用容器置場）を所有又は占有せずに行う場合  
 について個別に申請例を記載しています。
3. また、申請書類の各記載例についてもできる限り、事例毎（理由毎）に記載しました。詳細については、各「申請書類一覧表」の下部の（注）を参照願います。
4. 「個人商店」から「法人」（有限会社・株式会社等）へ法人格を変更した場合には、新規の登録申請が必要となります。また、「個人商店」の販売事業及び特定液化石油ガス工事事業の廃止届書を提出する必要があります。

<b>1. 液化石油ガス販売事業の登録申請に関する提出書類及び記載例</b>	
(1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合	30
(2) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合	45

(1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	局 長	大 臣	
1. 液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	31
別紙 販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置等	4-1	—	○	○	○	32
① 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	4-2-1	—	○	○	○	34
② 貯蔵施設の位置を示す案内図	4-2-1	—	○	○	○	36
③ 貯蔵施設の付近の状況見取図	4-2-1	—	○	○	○	37
④ 貯蔵施設の構造図	4-2-1	—	○	○	○	38
⑤ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	—	○	○	○	39
⑥ 損害賠償の支払能力を証する書面(付保証明書等)	4-2-4	—	○	○	○	40
⑦ 法人の定款	4-2-5	—	○	○	○	—
⑧ 法人の登記簿抄本	4-2-5	—	○	○	○	—
⑨ 欠格条項に該当しないことの誓約書	4-2-6	—	○	○	○	42
2. 業務主任者等選任（解任）届書	22-5	10	○	○	○	44
第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	○	—
3. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	112	56	○	—	—	272
<p>(注) 1. 液化石油ガス販売事業の登録申請時の提出書類は、液化石油ガスの貯蔵施設を所有又は占有する場合と法第11条ただし書により貯蔵施設を所有しない場合で異なり、又、貯蔵施設を所有する場合でもその貯蔵量が3トン未満と3トン以上でも異なるため、それぞれのケースに分けて提出書類一覧表を作成した。</p> <p>2. 貯蔵施設の液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の許可にかかるものかどうかの判断は、販売事業者が3トン以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではない。（法律関係通達第36条関係1.）</p> <p>3. 登録申請は、貯蔵施設を設置する前に行うこと。</p> <p>4. 申請書の綴じ込みは、この表の順番とすること。（他の申請等においても同じ。）</p>						

様式第1(第4条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

## 液化石油ガス販売事業登録申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 販売所の名称及び所在地

別紙のとおり

2. 貯蔵施設の位置

別紙のとおり

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

別紙のとおり

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 販売所の名称、所在地が複数の場合は、別紙1(例)のように記載すること。

別紙 1 (例)

1. 販売所の名称及び所在地		2. 貯蔵施設の位置	
名 称	所 在 地	位 置	所 在 地
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	同一敷地内	販売所所在地と同じ
□□営業所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地	販売所から 3,000 m	〇〇県□□市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、位置欄に販売所からの距離を記載すること。

別紙 2 (例)

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	
保安業務区分	保安機関の名称及び事業者名	認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時 点検・調査	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所 □□□□□号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
2	容器交換時等 供給設備点検	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所 □□□□□号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
		(株)□□LPガス配送センター △△△△△号	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
3	定期供給設備 点検	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所 □□□□□号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
		◇◇液化石油ガス事業協同組合 ×××××号	〇〇県〇〇市◇◇町◇丁目◇◇番地
4	定期消費設備 調査	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所 □□□□□号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
		◇◇液化石油ガス事業協同組合 ×××××号	〇〇県〇〇市◇◇町◇丁目◇◇番地
5	周知	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所 □□□□□号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
6	緊急時対応	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所 □□□□□号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
7	緊急時連絡	△△LPガス情報センター(株) ▲▲▲▲▲号	〇〇県〇〇市△△町〇丁目〇〇番地

(注) 1. この表は、販売所ごとに作成すること。

2. 各保安業務について、複数の保安機関に委託する場合には、例示のように全ての保安機関の名称及び所在地を記載すること。(【例】「緊急時対応」業務をA保安機関とB保安機関に委託していたら、AとB(場合によれば自社も)の両方の名称、認定番号、住所を記載すること。)

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書(例)

1. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
 販売所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地  
 貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
 貯蔵施設の面積 7.42 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)  
 貯蔵施設の障壁 有 (補強コンクリートブロック造)

2. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第9号)

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	警戒標 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス貯蔵施設 ② 燃 (赤色文字) ③ 火気厳禁 (赤色文字) ④ 無断立入禁止												
第2号	施設距離 (1) 貯蔵施設面積 <u>7.42 m<sup>2</sup></u> (2) 施設距離 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td><b>12.73m</b> ( 0m)</td> <td><b>36.0m</b></td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td><b>8.49m</b> ( 0m)</td> <td><b>7.0m</b></td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 施設距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p> (3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	<b>12.73m</b> ( 0m)	<b>36.0m</b>	○○○病院	第2種保安物件	<b>8.49m</b> ( 0m)	<b>7.0m</b>	民 家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	<b>12.73m</b> ( 0m)	<b>36.0m</b>	○○○病院										
第2種保安物件	<b>8.49m</b> ( 0m)	<b>7.0m</b>	民 家										
第3号	障 壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック</u> ② 寸法 (高さ) <u>200 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼 (枠) <u>50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u>												
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、石綿スレート</u>												



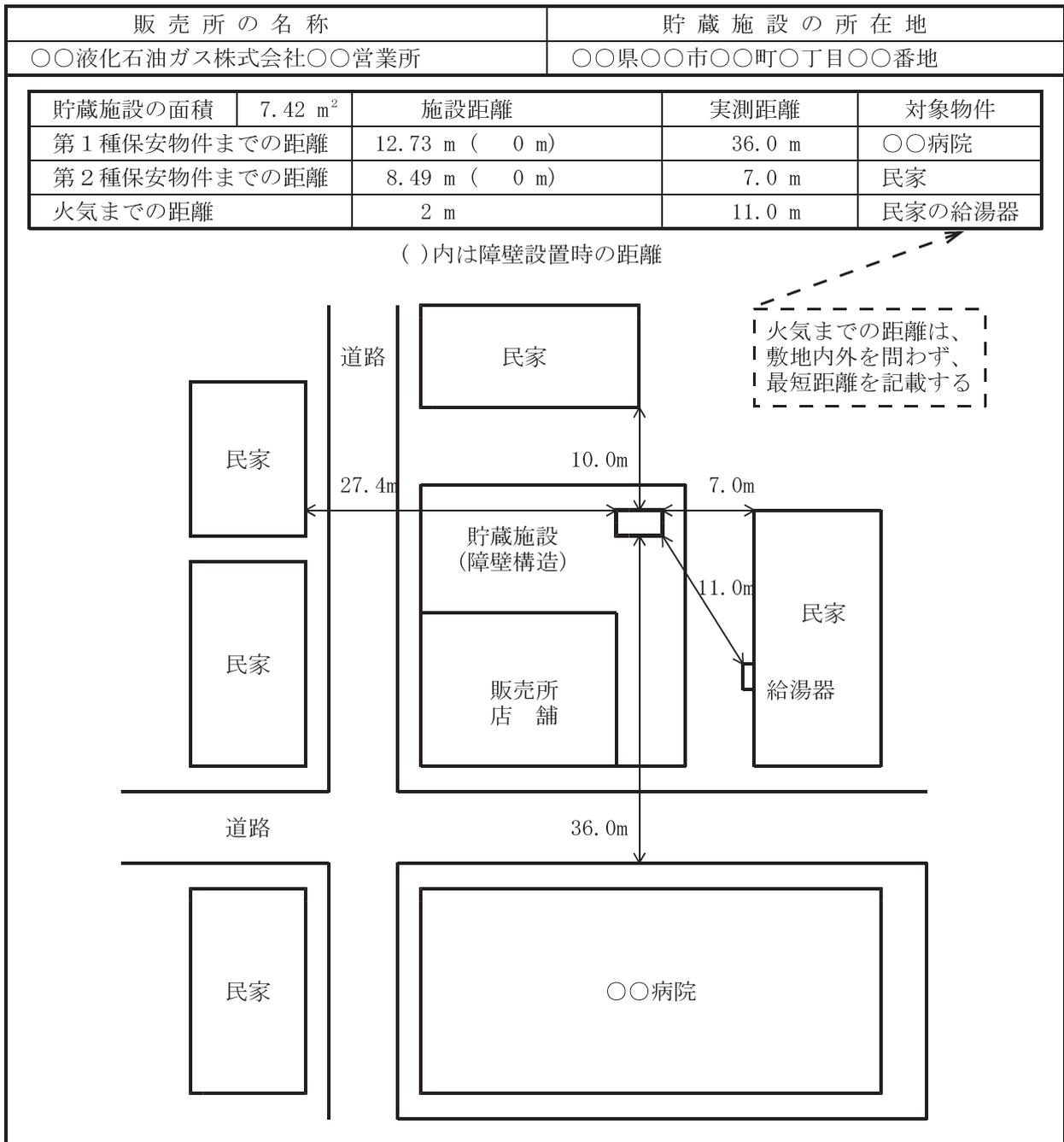
貯蔵施設の位置を示す案内図（例）

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	地下鉄神谷町駅より〇Km 目標物件 神谷町森ビル

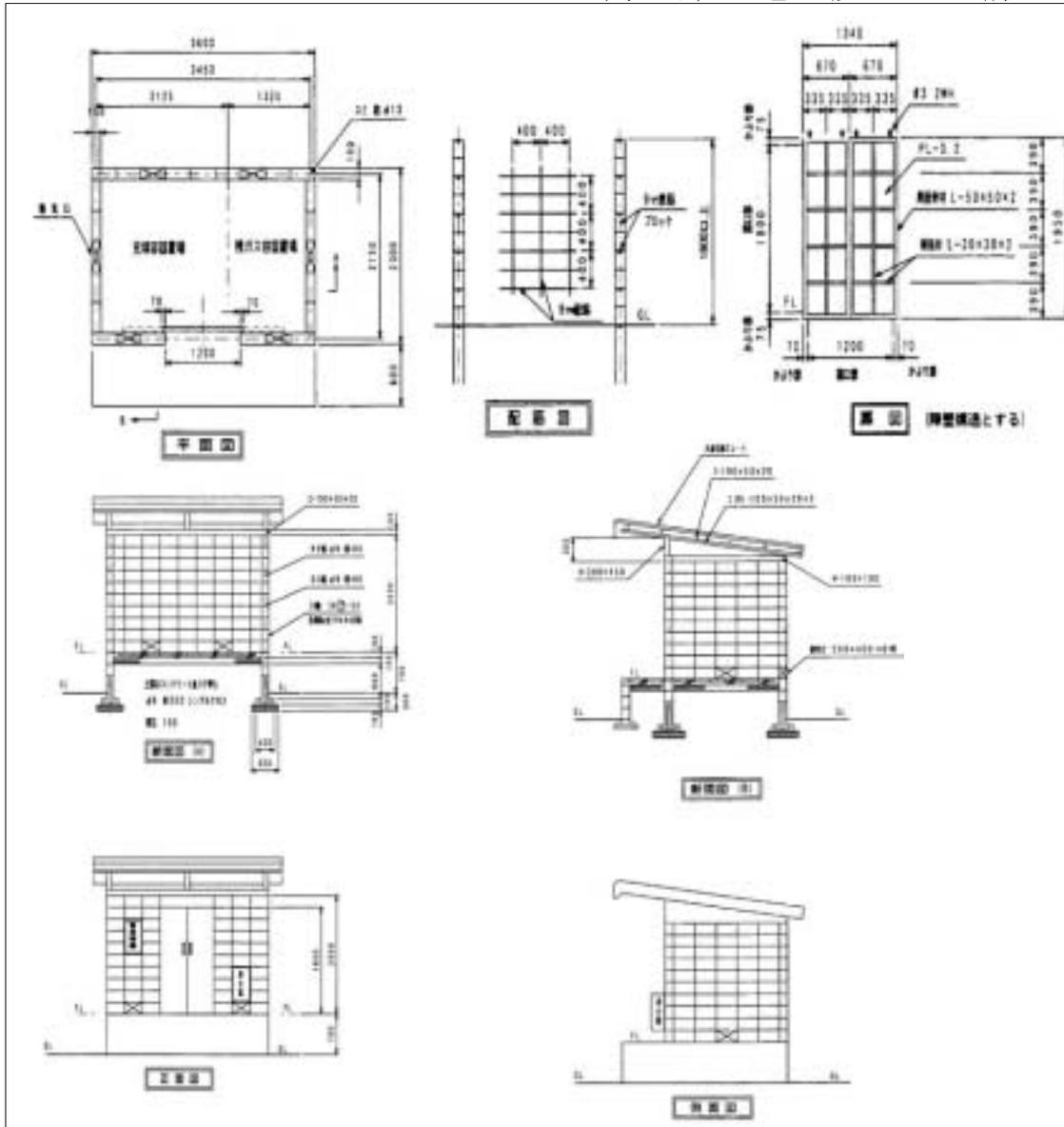


(注) 地図を貼付又は手書き等により、最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示すること。

貯蔵施設の付近の状況見取図（例）



# 貯蔵施設の構造図



貯蔵施設(面積は壁の中心から算出する)

充填容器置場	4.57㎡
残ガス容器置場	2.85㎡
貯蔵施設面積	7.42㎡

## 貯蔵施設仕様

- 壁 厚さ15cmコンクリートブロック(JIS C種)を使用し、空洞部にコンクリート又はモルタルを充填する。
- 配筋 鉄筋(直径9mm)を縦横40cm以下の間隔に配筋し、隅部は鉄筋(直径13mm)を使用して確実に結束する。
- 屋根組 軽量形鋼を使用し、障壁に固定する。
- 屋根 波型石綿スレート又は軽量な材質のものを使用する。
- 電気機器 防爆構造のものを使用する。
- 扉(左図参考)

- (1) 障壁構造の引戸とし、観音扉は原則として認めない。
- (2) 障壁の扉部分の開口部の中は1.8m以下とする。
- (3) 障壁の扉は、張り合わせて3.2mmというものは認めない。
- (4) 障壁の扉の周囲の補強用等辺山形鋼は、40mm×40mm以上のものを使用すること。
- (5) 扉と壁とのかぶりは5cm以上で4方向(上下・両端)とする。

## 7. 換気口

- (1) 換気口面積(置場面積1㎡につき300cm<sup>2</sup>が必要)  
 総床面積 3.45m×2.15m=7.42㎡  
 必要換気口面積(A) 7.42㎡×300cm<sup>2</sup>=2226cm<sup>2</sup>  
 設置換気口面積(B) 20cm×40cm×6ヶ所=4800cm<sup>2</sup>  
 設置換気口面積(B) > 必要換気口面積(A)  
 =4800cm<sup>2</sup> =2226cm<sup>2</sup>
- (2) 換気口に鉄筋等が貫通している場合は、その面積を換気口面積から差し引くこと。

## 8. 警戒標識



(注)警戒標の文字は赤色文字とする。

9. 消火器(消火能力単位 A-4,B-10相当以上)  
 粉末消火器(A-5,B-12,C)×2本

客先名	殿		
名称	貯蔵施設の構造図		
適用法規	高圧ガス保安法 液化石油ガス法		
特記			
画法	第3角法	設計	検図
尺度	1/50	**	
作図			
*****			図番 *****

本図は、あくまで一例にしかすぎず、配筋寸法等は例示基準により設計すること。ただし、建築物登記等のため、建築基準法にも準拠する場合は「建築基準法施行令第3章構造強度第4節の2補強コンクリートブロック造」を参照すること。

販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量（例）

販売所の名称	販売予定地域	販売予定戸数	販売予定数量
〇〇営業所	〇〇県〇〇市、□□市の区域	〇〇〇 戸	〇〇 トン/年
□□営業所	〇〇県□□市、〇〇郡〇〇町の区域	〇〇〇 戸	〇〇 トン/年
△△営業所	〇〇県△△市、△△郡△△町の区域	〇〇〇 戸	〇〇 トン/年

- (注) 1. 販売予定地域は、販売しようとする一般消費者等の分布している地域を市町村の単位で記載すること。  
 2. 販売予定数量は、賠償責任保険の付保証明書に係る数量と同一のものであること。

# LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受証

(申込人)

殿

当連合会が、財団法人全国エルピーガス保安共済事業団を通じて、損害保険会社と締結するLPガス業者賠償責任保険の団体契約に貴殿の加入依頼を受け、かつこれに対する保険料相当額ならびに付保証明手数料を受領したことを証します。

1. 保険期間 自 平成14年10月1日午後4時 至 平成15年10月1日午後4時  
 2. 保険金額 ○でかこんであるのがあなたのつけた保険金額です。

保険金額の種類	(A)	(B)	(C)
---------	-----	-----	-----

符号	保 險 金 額			標準保険料* (販売トン数1トン当たり)		
	対 人		対 物	小 売		卸 用
	1名当たり	1事故当たり	1事故当たり	家庭・業務用	工業用	
A	100,000万円	80,000万円	80,000万円	93円	56円	4円
B	20,000万円	200,000万円	200,000万円	137円	87円	7円
C	共通50億円			154円	97円	8円

\*家庭・業務用または工業用の合計付保トン数が5,000トン以上となる場合は、各都道府県協会へご照会下さい。

引 受 年 月 日
年 月 日

合計消費者戸数		合 計 付 保 数 量				
LPガス	簡易ガス	家 庭 ・ 業 務 用			工 業 用	卸 用
		LPガス	簡易ガス	計		
戸	戸	トン	トン	トン	トン	トン

社 団 日 本 エ ル ピ ー ガ ス 連 合 会  
 法 人 扱 協 会

(収 入 印 紙 不 要)

(省所管事業者の例)  
(局所管事業者の例)

第 号

## LPガス業者賠償責任保険付保証明書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿  
経済産業局長 殿

(財)全国エルピーガス保安共済事業団  
理事長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

### 付保証明依頼書

(財)全国エルピーガス保安共済事業団殿 登録 No. \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

当社の所管 住 所  
省 局 氏名又は  
保 險 自 平成 年 月 日 該当文字を○でかこむ 名 称 ㊦  
期 間 至 平成 年 月 日

下記の保険契約をしたので証明して下さい。

都道府県別	販 売 所 名	所 在 地	家庭業務用 付保トン数	消費者戸数	保険金額の 種 類	備 考
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	
					① ② ③	

1. 家庭業務用ガスのトン数には、簡易ガスを含めないで下さい。
2. 保険金額の種類はA. B. Cのいずれかに○をつけて下さい。
3. 本表は1・2枚目を提出して下さい。
4. 保険加入依頼をする際、日連地方協会に付保証明手数料を納付して下さい。

欠格条項に該当しないことの誓約書(例)

氏 名	職 名	現 住 所
○ ○ ○ ○	代表取締役会長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	代表取締役社長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	専 務 取 締 役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	常 務 取 締 役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	取 締 役	○○県○○市○○町○丁目○○番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項に規定する登録の拒否要件に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

平成○○年○○月○○日

都 道 府 県 知 事 殿

名 称 ○○液化石油ガス株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

- (注) 1. 本様式は法人用です。  
 2. 当社の業務を行う役員とは、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

欠格条項に該当しないことの誓約書(例)

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項に規定する登録の拒否要件に該当しないことを誓約します。

平成○年○○月○○日

都道府県知事 殿

名称及び氏名 ○○液化石油ガス商店  
○ ○ ○ ○ 印

(注) 本様式は、個人商店用です。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 業務主任者等選任（解任）届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 印  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

1. 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数  
 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
 一般消費者等の数 〇〇〇戸

2. 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

	業務主任者	経 験	業務主任者の代理者	経 験
選 任	〇 〇 〇 〇	〇年〇〇月	〇 〇 〇 〇	〇年〇〇月
		年 月		年 月
解 任	/		/	

3. 選任（解任）の年月日  
 平成□□年□□月□□日

4. 解任の理由

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. 業務主任者又は業務主任者の代理者が法第19条第1項又は法第21条第1項の規定に該当することを証明(液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。)した書面を添付すること。  
 3. ×印の項は記載しないこと。  
 4. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 備考の2. は具体的には、第2種販売主任者免状の写し、業務主任者の代理者講習修了証の写しを添付すること。  
 2. 従前に添付していた同意書、経歴書等は添付しなくてもよい。

(2) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
1. 液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	46
別紙 販売所の名称及び所在地、保安業務を行う者等	4-1	—	○	○	○	47
① 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	法3-3	—	○	○	○	49
② 法第11条ただし書に定める場合の適合内容を証する書面	4-2-2	—	○	○	○	—
③ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	—	○	○	○	39
④ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	—	○	○	○	40
⑤ 法人の定款	4-2-5	—	○	○	○	—
⑥ 法人の登記簿抄本	4-2-5	—	○	○	○	—
⑦ 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	—	○	○	○	42
2. 業務主任者等選任（解任）届書	22-5	10	○	○	○	44
第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	○	—
3. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	112	56	○	—	—	272
<p>(注) 1. ①の理由書は、規則第11条第2項各号の一つに該当する内容を記載し、充てん所を所有している場合の名称及び所在地、配送業務等を委託している事業者の名称及び所在地を記載すること。                  2. ②の適合内容を証する書面は、高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書の写し、第1種製造者と配送事業者の資本関係を示す書面等を添付すること。                  3. 記載例には、別紙の③～⑦、「2. 業務主任者等選任（解任）届書」は省略するので「(1)貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合」を参照のこと。</p>						

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

## 液化石油ガス販売事業登録申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 販売所の名称及び所在地

別紙のとおり

2. 貯蔵施設の位置

法第11条ただし書により貯蔵施設を所有又は占有しない  
なお、その理由は添付書類のとおり

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

別紙のとおり

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 販売所の名称、所在地が複数の場合は、別紙1(例)のように記載すること。

別紙1(例)

1. 販売所の名称及び所在地		2. 貯蔵施設の位置	
名称	所在地	位置	所在地
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	同一敷地内	販売所所在地と同じ
□□営業所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地	販売所から 3,000 m	〇〇県□□市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、位置欄に販売所からの距離を記載すること。

別紙 2 (例)

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	
保安業務区分	保安機関の名称及び事業者名	認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時 点検・調査	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	□□□□□号 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
2	容器交換時等 供給設備点検	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	□□□□□号 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
		(株)□□LPガス配送センター	△△△△△号 〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
3	定期供給設備 点検	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	□□□□□号 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
		◇◇液化石油ガス事業協同組合	×××××号 〇〇県〇〇市◇◇町◇丁目◇◇番地
4	定期消費設備 調査	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	□□□□□号 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
		◇◇液化石油ガス事業協同組合	×××××号 〇〇県〇〇市◇◇町◇丁目◇◇番地
5	周知	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	□□□□□号 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
6	緊急時対応	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	□□□□□号 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
7	緊急時連絡	△△LPガス情報センター(株)	▲▲▲▲▲号 〇〇県〇〇市△△町〇丁目〇〇番地

(注) 1. この表は、販売所ごとに作成すること。

2. 各保安業務について、複数の保安機関に委託する場合には、例示のように全ての保安機関の名称及び所在地を記載すること。(【例】「緊急時対応」業務をA保安機関とB保安機関に委託していたら、AとB(場合によれば自社も)の両方の名称、認定番号、住所を記載すること。)

(例1) 第1種製造者が同一敷地内に販売所を所有する場合

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書(例)

1. 販売所の名称及び所在地

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
販売所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

2. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

(1) 理由

高圧ガス保安法第5条第1項の第1種製造者の許可を受けた貯蔵施設を所有するため。(規則第11条第2項第1号を適用)

第1種製造者の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所

(2) 添付書類

第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し

(注) 1. 理由書は、販売所ごとに作成すること。  
2. 第1種製造者とは、いわゆる「充てん所」をいい、占有(借用)している場合を含む。  
3. 第1種製造者だけでなく、高圧ガス保安法第16条の第1種貯蔵所の許可を受けた貯蔵施設(デポ等)を所有・占有する場合も対象となる。(規則第11条第2項第2号を適用)

(例2) 配送業務を委託している場合で、委託配送業者が第1種製造者である場合

### 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書(例)

#### 1. 販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

##### (1) 理由

配送業務を第1種製造者に全て委託しているため。(規則第11条第2項第3号イを適用)

委託先事業者の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇充てん所  
委託先事業者の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

##### (2) 添付書類

- ① 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇充てん所の第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し
- ② 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇充てん所との配送委託契約書写し

(注) 1. 理由書は、販売所ごとに作成すること。

2. 第1種製造者だけでなく、高圧ガス保安法第16条の第1種貯蔵所の許可を受けた貯蔵施設(デポ等)を所有・占有する場合も対象となる。(規則第11条第2項第3号ロを適用)

3. 「全量委託」とは、いわゆる軒先届け(宅配)をいい、質量販売等の小容器も含む。

4. 全量配送委託先が第1種製造者(又は第1種貯蔵所)でなくとも委託先と第1種製造者(又は第1種貯蔵所)に資本関係があれば規則第11条第2項第3号を適用受けることができる。この場合、委託先と第1種製造者(又は第1種貯蔵所)の資本関係を示す書面を添付する。(規則関係通達の第11条(貯蔵施設)関係7.による)

(例3) 近接する第1種製造者と資本的結合がある場合

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書(例)

1. 販売所の名称及び所在地

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
販売所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

2. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

(1) 理由

当社と、近接する第1種製造者である□□液化石油ガス株式会社とは、資本的結合があり、常に液化石油ガスの仕入れができるため。(規則第11条第2項第6号を適用)

第1種製造者の名称 □□液化石油ガス株式会社 □□充てん所  
第1種製造者の所在地 ○○県○○市□□町□□丁目□□番地

(2) 添付書類

- ① 第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し
- ② 第1種製造者との資本関係を示す書面

(注) 1. 理由書は、販売所ごとに作成すること。

(注) 記載例(1)～(3)以外に、

- 1. バルク供給による販売しか行わない場合(バルクローリを所有又は充てん事業者に委託)  
(規則第11条第2項第4号)
- 2. 農業協同組合、中小企業等協同組合等が貯蔵施設を所有しており、組合員たる販売事業者が常に当該組合の貯蔵施設より仕入れができる場合(規則第11条第2項第5号)  
があるが、記載例は省略する。

## 2. 液化石油ガス販売所の変更届出に関する提出書類及び記載例

(1) 販売所(貯蔵施設)の新設、移転をする場合	53
① 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン未満)の新設	53
② 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン未満)の移転	55
③ 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン以上10トン未満)の新設	59
④ 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン以上10トン未満)の移転	62
⑤ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設	65
⑥ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の移転	67
(2) 貯蔵施設(貯蔵量3トン未満)の変更をする場合	69
① 貯蔵施設の移転	70
② 貯蔵施設の構造(面積)の変更	72
③ 貯蔵施設の構造(障壁)の変更	73
(3) その他の変更をする場合	74
① 販売事業者の名称の変更	75
② 販売事業者代表者の氏名の変更	76
③ 販売所の名称の変更	77
④ 保安業務を委託する保安機関の変更	78
⑤ 貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更	79
⑥ 損害賠償の支払い能力の変更	80
⑦ 貯蔵施設の廃止	81

(1) 販売所(貯蔵施設)の新設、移転をする場合

① 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン未満)の新設

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	54
30ページの1.別紙及び①～⑥		—	○	○	○	—
2. 業務主任者等選任(解任)届書	22-5	10	○	○	○	44
第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	○	—
3. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	112	56	○	—	—	272
(注) 液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の新設をする場合は、貯蔵施設を設置した後に販売所の変更届出をすること。						

販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン未満)の新設(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

販売所及び貯蔵施設の新設

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所から〇〇〇m 又は 販売所と同一敷地内  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地(同一敷地内の場合は記載不要)  
貯蔵施設の面積 〇.〇〇 m<sup>2</sup>(貯蔵量3トン未満)  
貯蔵施設の障壁 有(鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造)  
保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地等については、別紙のとおり。

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

一般消費者等の数が増加し販売所及び貯蔵施設を新設したため。

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の新設をする場合は、貯蔵施設を設置した後に販売所の変更届出をすること。ただし、事前に協議することが望ましい。  
2. 変更の内容で貯蔵施設の位置欄は、貯蔵施設が同一敷地でない場合(5km以内であること。)は、販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
3. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
4. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

②販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン未満)の移転

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	55
① 30ページ別紙及び①～⑥		—	○	○	○	—
② 保険契約異動通知書	4-2-4	—	○	○	○	58
2. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	114	57	○	—	—	274
(注) 液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の移転をする場合は、貯蔵施設を設置した後に販売所の変更届出をすること。						

販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン未満)の移転(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容  
別紙のとおり。
2. 変更の年月日  
平成□□年□□月□□日
3. 変更の理由  
都市計画による区画整理で販売所及び貯蔵施設を移転したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の移転をする場合は、貯蔵施設を設置した後に販売所の変更届出をすること。ただし、事前に協議することが望ましい。  
2. 移転に伴い保安業務を行う者等に変更がある場合には、氏名又は名称及び事業所の所在地等について別紙を提出すること。  
3. 変更の内容で貯蔵施設の位置欄は、貯蔵施設が同一敷地でない場合は、販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
4. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
5. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

別紙(例)

販売所の所在地、貯蔵施設の位置等

		新	旧
1	販売所の名称	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
2	販売所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	〇〇県〇〇市△△町△丁目△△番地
3	貯蔵施設の位置	販売所から〇〇〇m 〇〇県〇〇市〇〇町□丁目□□番地	販売所と同一敷地内
4	貯蔵施設の面積	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)
5	貯蔵施設の障壁	有 (鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリートブロック造)	有 (鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリートブロック造)

(財) 全国LPガス保安共済事業団  
都道府県支部長 殿

被保険者 〇〇液化石油ガス株式会社 印

## 保険契約異動承認請求書(例)

保険契約の内容に次の変更が生じたので、承認を願います。

被 保 者	名 称	旧			
		新	〇〇液化石油ガス株式会社		
所 在 地	TEL	旧	TEL		
		新	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	TEL 000-000-0000	
付 保 所	名 称	旧			
		新	〇〇液化石油ガス株式会社		
事 業 所	所 在 地	旧	TEL		
		新	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	TEL 000-000-0000	
保 険 期 間	保 險 期 間	旧	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
		新	平成□□年□□月□□日 ~ 平成〇〇年10月 1日		
付 保 数 量 ト ン	登 録 番 号		(家)	(工)	計 卸
		旧			
		新	〇〇〇 トン	〇〇 トン	〇〇〇 トン
登 録 番 号		省・局・県 第 号			
代 表 者	理 由	旧			
		新	代表取締役 〇 〇 〇 〇		
理 由		販売所の移転のため			

1. 異動があった項目については、旧新欄とも所定の内容を記入すること。
2. 異動がなかった項目については、旧欄に旧契約内容を記入すること。

(注) 本請求書を全国LPガス保安共済事業団各県支部（窓口は各県LPガス協会）に提出して「付保証明書」を取得すること。

③ 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン以上10トン未満)の新設

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	60
30ページ別紙及び①～⑥		—	○	○	○	—
2. 業務主任者等選任(解任)届書	22-5	10	○	○	○	44
第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	○	—
3. 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—	189
4. 貯蔵施設等完成検査申請書の写し	59-1	31	○	—	—	195
5. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	112	56	○	—	—	272
<p>(注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上10トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の新設をする場合は、貯蔵施設の完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所の変更届出をすること。</p> <p>2. 5. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届出は、特定液化石油ガス設備工事を行う場合に必要となります。必要添付書類は、267ページを参照すること。</p>						

販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン以上10トン未満)の新設(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容  
別紙のとおり。
2. 変更の年月日  
平成□□年□□月□□日
3. 変更の理由  
一般消費者等の数が増加し販売所及び貯蔵施設を新設したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の貯蔵施設を設置して販売所の新設をする場合は、貯蔵施設の完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所の変更届出をすること。ただし、事前に協議することが望ましい。  
2. 変更の内容で貯蔵施設の位置欄は、貯蔵施設が同一敷地でない場合(5km以内であること。)は、販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
3. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
4. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

別紙(例)

販売所の所在地、貯蔵施設の位置等

		新	旧
1	販売所の名称	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
2	販売所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	〇〇県〇〇市△△町△丁目△△番地
3	貯蔵施設の位置	販売所から〇〇〇m 〇〇県〇〇市〇〇町□丁目□□番地	販売所と同一敷地内
4	貯蔵施設の面積	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン以上10トン未満)	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン以上10トン未満)
5	貯蔵施設の障壁	有(鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリートブロック造)	有(鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリートブロック造)

④ 販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン以上10トン未満)の移転

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	63
① 30ページ別紙及び①～⑥		—	○	○	○	—
② 保険契約異動通知書	4-2-4	—	○	○	○	58
2. 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—	189
3. 貯蔵施設等完成検査申請書の写し	59-1	31	○	—	—	195
4. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	114	57	○	—	—	274
<p>(注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上10トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の移転をする場合は、貯蔵施設の完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所の変更届出をすること。</p> <p>2. 4. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届出は、特定液化石油ガス設備工事を行う場合に必要となります。必要添付書類は267ページ参照。</p>						

販売所(貯蔵施設の貯蔵量3トン以上10トン未満)の移転  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容  
別紙のとおり。
2. 変更の年月日  
平成□□年□□月□□日
3. 変更の理由  
都市計画による区画整理で販売所及び貯蔵施設を移転したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の貯蔵施設を設置して販売所の移転をする場合は、貯蔵施設の完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所の変更届出をすること。ただし、事前に協議することが望ましい。  
2. 変更の内容で貯蔵施設の位置欄は、貯蔵施設が同一敷地でない場合(5km以内であること。)は、販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
3. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
4. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

## 別紙(例)

## 販売所の所在地、貯蔵施設の位置等

		新	旧
1	販売所の名称	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
2	販売所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	〇〇県〇〇市△△町△丁目△△番地
3	貯蔵施設の位置	販売所から〇〇〇m 〇〇県〇〇市〇〇町□丁目□□番地	販売所と同一敷地内
4	貯蔵施設の面積	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン以上10トン未満)	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン以上10トン未満)
5	貯蔵施設の障壁	有 (鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造)	有 (鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造)

⑤ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	局 長	大 臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	66
45ページの1. 別紙及び①～④		—	○	○	○	—
2. 業務主任者等選任(解任)届書	22-5	10	○	○	○	44
第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	○	
3. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書(新設)	112	56	○	—	—	272

貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

販売所の新設

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設を所有又は占有しない理由 配送業務を第1種製造者に全量委託

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

一般消費者等の数が増加し販売所を新設したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)

⑥ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の移転

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	局 長	大 臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	68
① 45ページの1. 別紙及び①～④		—	○	○	○	—
② 保険契約異動通知書	4-2-4	—	○	○	○	58
2. 業務主任者等選任(解任)届書	22-5	10	○	○	○	44
第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	○	
3. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書(移転)	114	57	○	—	—	274

貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の移転(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

販売所の移転

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 変更前 〇〇県〇〇市△△町△丁目△△番地  
変更後 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設を所有又は占有しない理由 配送業務を配送事業者に全量委託

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

都市計画による区画整理で販売所を移転したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)

(2) 貯蔵施設(貯蔵量3トン未満)の変更をする場合

- ① 貯蔵施設の移転
- ② 貯蔵施設の構造(面積)の変更
- ③ 貯蔵施設の構造(障壁)の変更

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
1. 液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	70
① 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	4-2-1	—	○	○	○	34
② 貯蔵施設の位置を示す案内図	4-2-1	—	○	○	○	36
③ 貯蔵施設の付近の状況見取図	4-2-1	—	○	○	○	37
④ 貯蔵施設の構造図	4-2-1	—	○	○	○	38

①貯蔵施設の移転(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容  
別紙のとおり。
2. 変更の年月日  
平成□□年□□月□□日
3. 変更の理由  
販売所と同一敷地内の貯蔵施設を撤去し、販売所と別の場所に貯蔵施設を移設したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更の内容で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売所からの距離(5km以内であること。)及び所在地を記載すること。  
2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

別紙(例)

販売所の所在地、貯蔵施設の位置等

		新	旧
1	販売所の名称	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所
2	販売所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
3	貯蔵施設の位置	販売所から〇,〇〇〇m 〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地	販売所と同一敷地内
4	貯蔵施設の面積	〇.〇〇 m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)	□.□□ m <sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)
5	貯蔵施設の障壁	有 (鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリートブロック造)	有 (鉄筋コンクリート造 又は補強コンクリートブロック造)

②貯蔵施設の構造(面積)の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

#### 貯蔵施設の構造(面積)の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
貯蔵施設の面積 変更前 〇.〇〇 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)  
変更後 〇.〇〇 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)  
貯蔵施設の障壁 有 (鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造)

### 2. 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 3. 変更の理由

液化石油ガス販売事業の拡大により、貯蔵施設が手狭になり改築したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更の内容で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売所からの距離(5km以内であること。)及び所在地を記載すること。  
2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

③貯蔵施設の構造(障壁)の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

貯蔵施設の構造(障壁)の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
貯蔵施設の面積 〇.〇〇 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)  
貯蔵施設の障壁 変更前 無  
変更後 有 (鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造)

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

貯蔵施設の近くに住宅が建ち、貯蔵施設との施設距離が不足するため住宅側に障壁を設置したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 内容の変更で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売所からの距離(5km以内であること。)及び所在地を記載すること。  
2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

(3) その他の変更をする場合

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
① 販売事業者の名称の変更	法 8	5	○	○	○	75
② 販売事業者代表者の氏名の変更	法 8	5	○	○	○	76
③ 販売所の名称の変更	法 8	5	○	○	○	77
④ 保安業務を委託する保安機関の変更	法 8	5	○	○	○	78
⑤ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由の変更	9-2	5	○	○	○	79
⑥ 損害賠償の支払い能力の変更	9-2	5	○	○	○	80
⑦ 貯蔵施設の廃止	9-2	5	○	○	○	81

(注) 1. 販売事業者の名称の変更及び代表者の氏名の変更の場合には、登記簿謄本、株主総会議事録(名称の変更・商法第230条の10・第166条第1項)、取締役会議事録(代表者の氏名の変更・商法第261条)等で確認される。  
2. 保安業務を委託する保安機関の変更は、保安業務区分ごと販売所ごとに届出を要するが別紙としてまとめてもよい。  
3. 貯蔵施設を保有又は占有しない理由の変更は、届書に理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書の写し等を添付すること。  
4. 損害賠償の支払能力の変更は、損害賠償責任保険を追加加入した場合、付保額を変更した場合をいう(規則関係通達第9条関係2.)。届書に付保証明書等を添付すること。

①販売事業者の名称の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

販売事業者の名称の変更  
変更前 〇〇液化石油ガス株式会社  
変更後 株式会社〇〇〇〇

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

会社のイメージアップのため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 登記簿謄本、株主総会議事録等で確認される。

②販売事業者代表者の氏名の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

代表者の氏名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役      
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

役員改選のため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 登記簿謄本、取締役会議事録等で確認される。

③販売所の名称の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

販売所の名称の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 □□支店

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

会社組織の変更のため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

④保安業務を委託する保安機関の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

保安業務を委託する保安機関の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
保安業務区分 容器交換時等供給設備点検  
保安機関の名称 変更前 株式会社〇〇LPガス配送センター  
変更後 株式会社□□LPガス配送センター  
保安機関の事業所の所在地  
変更前 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
変更後 〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

容器交換時等供給設備点検を委託している保安機関を変更したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 委託する保安業務が複数の場合は、別紙としてもよい。

⑤貯蔵施設を保有又は占有しない理由の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

貯蔵施設を所有又は占有しない理由

変更前	配送業務をA第1種製造者に全量委託
変更後	配送業務をB第1種製造者に全量委託
委託先事業者の名称	変更前 □□液化石油ガス株式会社 □□充てん所
	変更後 ◇◇液化石油ガス株式会社 ◇◇充てん所
委託先事業者の所在地	変更前 〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地
	変更後 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

配送業務を全量委託している配送事業者を変更したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)  
2. 配送事業者が保安機関の場合は、保安業務を委託する保安機関の変更届出も同時に行うこと。現実としては、保安機関でない配送事業者に配送を委託するのは希である。

⑥損害賠償の支払い能力の変更(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

損害賠償の支払能力の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
損害賠償責任保険の加入先 (財)全国エルピーガス保安共済事業団  
損害賠償の支払能力 変更前 付保額 Aランク  
変更後 付保額 Cランク

2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 変更の理由

損害賠償責任保険の付保額を変更したため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 変更後の付保証明書等を添付すること。

⑦貯蔵施設の廃止(例)  
様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

貯蔵施設の廃止

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
廃止した貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内

2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 変更の理由

配送業務を第1種製造者に全量委託したため貯蔵施設を廃止する。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)  
2. 配送事業者が保安機関の場合は、保安業務を委託する保安機関の変更届出も同時に行うこと。

### 3. その他の申請・届出等に関する提出書類及び記載例

(1) 液化石油ガス販売事業の承継をする場合	83
① 液化石油ガス販売事業の全部を譲受する場合	84
② 液化石油ガス販売事業の相続(相続人2以上)の場合	88
③ 液化石油ガス販売事業の相続(相続人1)の場合	91
④ 液化石油ガス販売事業の合併の場合	94
⑤ 液化石油ガス販売事業の分割(事業の全部を承継する場合に限る。)の場合	96
(2) 液化石油ガス販売事業者の認定申請をする場合	100
① 液化石油ガス販売事業者の認定の申請 運営管理規程(例)	101
② 認定液化石油ガス販売事業者の状況報告書	104
(3) その他の届出等をする場合	105
① 登録行政庁の変更の届出	106
② 液化石油ガス販売事業の廃止の届出	107
③ 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)の請求	108
④ 液化石油ガス販売事業の報告	109

(1) 液化石油ガス販売事業の承継をする場合

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	84
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	—	—	85
③ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	10-2-1	7-2	○	○	○	86
④ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書	10-2-1	県	○	○	○	87
⑤ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	10-2-2	8	○	○	○	90
⑥ 液化石油ガス販売事業者相続証明書	10-2-3	9	○	○	○	93
⑦ 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書	10-2-5	9-2	○	○	○	98
⑧ 液化石油ガス販売事業者事業承継明細書	10-2-5	—	○	○	○	100
(注) 1. 経済産業大臣登録の販売事業者が県知事登録の販売事業者を承継したとき(その逆の承継を含む)は、届書(甲)を経済産業大臣に、届書(乙)を県知事に提出すること。登録行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。 2. 添付書類については、届書の注意欄を参照すること。						

①液化石油ガス販売事業の全部を譲受する場合(例)  
 様式第6(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	譲り受け	
被承継者に関する事項	氏 名 又 は 名 称	〇〇液化石油ガス株式会社
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
	登録の年月日及び登録番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇号
	販売所の名称及び所在地	別紙のとおり
	貯蔵施設の位置	別紙のとおり
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	別紙のとおり
承継者に関する事項	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇号	

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 販売事業者の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第7の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
 2. 別紙は、販売事業登録申請書に添付したものと同様のものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書 (乙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	譲り受け
被承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成□□年□□月□□日 登録番号 第□□□□□□□号
承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日 登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経 済 産 業 大 臣 殿

譲り渡した者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
譲り受けた者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 登録の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2. 登録番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

3. 譲渡しの年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 本書には、次ページの液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
譲り受けた者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガス販売事業の全部を譲り渡したことを証明します。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

②液化石油ガス販売事業の相続(相続人2以上)の場合(例)  
 様式第6(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあつては  
 その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス商店  
 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相続	
被承継者に関する事項	氏 名 又 は 名 称	□□液化石油ガス商店
	法人にあつてはその代表者の氏名	□ □ □ □
	住 所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地
	登録の年月日及び登録番号	平成□□年□□月□□日 第□□□□□□号
	販売所の名称及び所在地	別紙のとおり
	貯蔵施設の位置	別紙のとおり
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	別紙のとおり
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	平成◇◇年◇◇月◇◇日 第◇◇◇◇◇◇号

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 販売事業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第8による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
 2. 相続とは、販売事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まない。  
 3. 別紙とは、販売事業登録申請書に添付したものと同様のものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書 (乙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス商店  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相 続
被承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成□□年□□月□□日 登録番号 第□□□□□□□号
承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日 登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経 済 産 業 大 臣 殿

証明者 氏 名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2. 登録の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 登録番号

第□□□□□□□号

4. 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5. 相続開始の年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 証明書は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。  
3. ×印の項は記載しないこと。

③液化石油ガス販売事業の相続(相続人1)の場合(例)  
 様式第6(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあつては  
 その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス商店  
 〇 〇 〇 〇 ㊥

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相続	
被承継者に関する事項	氏名又は名称	□□液化石油ガス商店
	法人にあつてはその代表者の氏名	□ □ □ □
	住 所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地
	登録の年月日及び登録番号	平成□□年□□月□□日 第□□□□□□□号
	販売所の名称及び所在地	別紙のとおり
	貯蔵施設の位置	別紙のとおり
承継者に関する事項	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	別紙のとおり
	登録の年月日及び登録番号	平成◇◇年◇◇月◇◇日 第◇◇◇◇◇◇◇号

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 販売事業者の地位を承継した相続人は、様式第9による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
 2. 相続とは、販売事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まない。  
 3. 別紙は、販売事業登録申請書に添付したものと同様のものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書 (乙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス商店  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相 続
被承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成□□年□□月□□日 登録番号 第□□□□□□□号
承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日 登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者相続証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 ◇ ◇ ◇ ◇ ⑩

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 ☆ ☆ ☆ ☆ ⑩

住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆☆丁目☆☆番地

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2. 登録の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 登録番号

第□□□□□□□号

4. 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5. 相続開始の年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 証明者は、2人以上とすること。  
3. ×印の項は記載しないこと。

④液化石油ガス販売事業の合併の場合(例)  
様式第6(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	合 併	
被承継者に関する事項	氏 名 又 は 名 称	□□液化石油ガス株式会社
	法人にあつてはその代表者の氏名	代表取締役 □ □ □ □
	住 所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地
	登録の年月日及び登録番号	平成□□年□□月□□日 第□□□□□□□号
	販売所の名称及び所在地	別紙のとおり
	貯蔵施設の位置	別紙のとおり
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	別紙のとおり
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	平成◇◇年◇◇月◇◇日 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 合併によって販売事業者の地位を承継した法人は、その法人の登記簿の謄本を添付すること。  
2. 別紙は、販売事業登録申請書に添付したものと同様のものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書（乙）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	合併
被承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成□□年□□月□□日 登録番号 第□□□□□□□号
承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日 登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

⑤液化石油ガス販売事業の分割(事業の全部を承継する場合に限る。)の場合(例)  
 様式第6(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
 その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	合 併	
被承継者に関する事項	氏 名 又 は 名 称	□□液化石油ガス株式会社
	法人にあつてはその代表者の氏名	代表取締役 □ □ □ □
	住 所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地
	登録の年月日及び登録番号	平成□□年□□月□□日 第□□□□□□□号
	販売所の名称及び所在地	別紙のとおり
	貯蔵施設の位置	別紙のとおり
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	別紙のとおり
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	平成◇◇年◇◇月◇◇日 第◇◇◇◇◇◇◇号

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 分割によって販売事業者の地位を承継した法人は、様式第9の2による書面及びその法人の登記簿の謄本を添付すること。  
 2. 別紙は、販売事業登録申請書に添付したものと同様のものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書 (乙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	合併
被承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成□□年□□月□□日 登録番号 第□□□□□□□号
承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日 登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

被承継者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 ◇ ◇ ◇ ◇ ⑩  
住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

承継者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 ☆ ☆ ☆ ☆ ⑩  
住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆☆丁目☆☆番地

次のとおり分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1. 登録の年月日

平成□□年□□月□□日

2. 登録番号

第□□□□□□□号

3. 承継の年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者事業承継明細書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

被承継者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

承継者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 ☆ ☆ ☆ ☆ ㊟

分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

(2) 液化石油ガス販売事業者の認定申請をする場合

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
① 液化石油ガス販売事業者認定申請書	47	26	○	○	○	101
運営管理規程(例)	47	—	○	○	○	102
② 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書	48	27	○	○	○	104

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 液化石油ガス販売事業者認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により認定を受けたいので、申請します。

### 1. 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数	認定対象消費者の割合
〇〇営業所	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇〇.〇%
□□営業所	□,□□□	□,□□□	□□.□%
◇◇営業所	◇,◇◇◇	◇,◇◇◇	◇◇.◇%
合 計	☆,☆☆☆	☆,☆☆☆	☆☆.☆%

### 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 〇〇集中監視センター株式会社

住 所 〇〇県□□市□□町□丁目□□番地

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。  
 3. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 1. の一般消費者等の数等について販売所が多いときは、別紙にまとめること。  
 2. 運営管理規程を添付すること。

## 運 営 管 理 規 程 ( 例 )

(目的)

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(保安確保機器の種類)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

- 一 S型マイコンメータ（SB型マイコンメータ）
- 二 流量検知式切替型漏えい検知装置（ただし、〇〇戸以上の集合住宅に設置するものとする。）
- 三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- 四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）
- 五 調整器（Ⅰ類又はⅡ類）
- 六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2. 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであって次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：〇〇集中監視センター株式会社  
所 在 地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(特定保安情報の種類)

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 合計・増加流量遮断
- 二 継続使用時間超過
- 三 微少漏えい警告
- 四 圧力監視異常（調整圧力、閉そく圧力）
- 五 感震遮断
- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 集中監視センターからのガスメータの遮断

(監視する者の業務内容)

第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- 二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。
- 三 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- 四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- 五 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要事項を記載すること。

(監視員の配置場所及びその体制)

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

2. 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、〇〇人での交代制とする。

(保安確保機器の設置の計画)

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、〇月から△月までの間に適宜交換を行うものとする。

(附則)

この運営管理規程は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数
〇〇営業所	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
□□営業所	□,□□□	□,□□□
☆☆営業所	◇,◇◇◇	◇,◇◇◇
計	☆,☆☆☆	☆,☆☆☆

- (備考)
1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  2. 一般消費者の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。
  3. ×印の項は記載しないこと。

(3) その他の届出等をする場合

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	局 長	大 臣	
① 登録行政庁変更届書	7	3	○	○	○	106
② 液化石油ガス販売事業廃止届書	26	11	○	○	○	107
③ 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書	5	2	○	○	○	108
④ 液化石油ガス販売事業報告	132通達		○	○	○	109

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 登録行政庁変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号

登録年月日 平成□□年□□月□□日

登録番号 第□□□□□□□号

2. 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号

登録者 〇〇県知事

登録年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

3. 登録行政庁の変更の理由

(例1)

〇〇県、□□県で販売事業を行っていたが、□□県の販売所を廃止し、〇〇県内だけで販売事業を行うことになり、〇〇県知事の液化石油ガス販売事業の登録を受けたため。

(例2)

〇〇県だけで販売事業を行っていたが、〇〇県の販売所を廃止し、□□県に販売所を新設することになり、□□県知事の液化石油ガス販売事業の登録を受けたため。

(例3)

〇〇県だけで販売事業を行っていたが、□□県に販売所を新設するため経済産業大臣の液化石油ガス販売事業の登録を受けたため。

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 例1の場合は、〇〇県知事の登録及び保安機関の認定を受けた後、経済産業大臣に登録行政庁変更届書を提出すること。(法第6号第1項)
2. 例2の場合は、□□県知事の登録及び保安機関の認定を受けた後、〇〇県知事に登録行政庁変更届書を提出すること。(法第6号第2項)
3. 例3の場合は、経済産業大臣の登録及び保安機関の認定を受けた後、〇〇県知事に登録行政庁変更届書を提出すること。(法第6号第3項)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業廃止届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名

〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 平成□□年□□月□□日

登録番号 第□□□□□□□号

2. 事業を廃止した年月日

廃止年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

請求する者の氏名 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定により、次のとおり謄本の交付(閲覧)を請求します。

1. 液化石油ガス販売事業者の氏名又は名称及び住所

名 称 〇〇液化石油ガス株式会社  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2. 登録の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 登録番号

第□□□□□□□号

4. 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その枚数

〇 枚

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 1から3までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、2及び3に掲げる事項について不明の場合は、この限りでない。  
3. ×印の項は記載しないこと。

液化石油ガス販売事業報告

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名  
〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 2 条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 平成□□年□□月□□日から平成◇◇年◇◇月◇◇日
2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況 (〇〇営業所)

販売する一般消費者等の数	〇,〇〇〇 戸
--------------	---------

保安業務の委託状況 保安業務区分	委託保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	当社 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸
2. 容器交換時等供給設備点検	(株)〇〇LPガス配送センター 第□□□□□□□□号	〇,〇〇〇 戸
3. 定期供給設備点検	〇〇液化石油ガス事業協同組合 第◇◇◇◇◇◇◇◇号	〇,〇〇〇 戸
4. 定期消費設備調査	〇〇液化石油ガス事業協同組合 第◇◇◇◇◇◇◇◇号	〇,〇〇〇 戸
5. 周 知	当社 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸
6. 緊急時対応	当社 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸
7. 緊急時連絡	当社 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部については「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。  
 3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 販売所ごとに作成すること。  
 2. 各保安業務区分の委託先が多い場合は、別紙に記載すること。  
 3. 委託している一般消費者等の数は、備考2.により自社分と委託分の合計になるため、販売する一般消費者等の数を記載すること。

## 第3章 保安業務

1. 保安機関の認定申請に関する提出書類及び記載例	113
2. 保安業務規程の認可申請に関する提出書類及び記載例	128
3. 保安機関の認定更新申請に関する提出書類及び記載例	140
4. 一般消費者等の数の増加認可申請に関する提出書類及び記載例	154
5. 一般消費者等の数の減少届出に関する提出書類及び記載例	158
6. 保安機関の承継（譲渡・相続・合併(分割を含む)） の届出に関する提出書類及び記載例	151
7. 保安業務規程の変更認可申請に関する提出書類及び記載例	168
8. その他の届出等に関する提出書類及び記載例	171
① 保安機関の変更届出	172
② 認定行政庁の変更届出	173
③ 保安業務の廃止届出	174
④ 保安業務実施状況の報告	175
9. 参 考	176

## 1. 保安機関の認定申請に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
保安機関認定申請書	30-1	12	○	○	○	114
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	30-1	—	○	○	○	115
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	116
(1) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1		○	○	○	117
(2) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1		○	○	○	119
② 一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応のみ）	30-2-2	—	○	○	○	120
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	121
④ 役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	124
⑤ 保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	125
⑥ 法人の定款（法人の場合に限る。）	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦ 法人の登記簿の抄本（法人の場合に限る。）	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧ 欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	—
(1) 法人の場合						126
(2) 個人の場合						127
<p>(注) 1. ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。②の図面には、縮尺が明示されていること。（保安機関認定通達）</p> <p>2. 認定業務の申請と同時に保安業務規程の認定申請も行うこと。</p>						

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第2項の規定により同条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

2. 認定を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数

別紙のとおり

4. 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名

〇〇県、□□県

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2. 認定を受けようとする保安業務区分							3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数						
名 称	所 在 地	検・調査 供給開始時点	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	検・調査 供給開始時点	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	—	○	○	○	○	○	—	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
□□営業所	□□県□□市□□町□丁目□□番地	—	○	○	○	○	○	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—
合 計		—	○	○	○	○	○	○	—	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	10,000

(解説) 上記表中の2. 認定を受けようとする保安業務区分欄、3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数欄の「—」記号は認定を受けなくても保安業務ができることを示す。  
 ただし、供給開始時点検・調査業務は容器交換時等供給設備点検・定期供給設備点検・定期消費設備調査の3区分の認定を受けていればそのうち最少の消費者数の保安業務ができる認定を受けたものとみなす。  
 緊急時連絡は緊急時対応の消費者数迄の保安業務を行うことができる。

保安業務計画書

事業所の名称 ○○営業所  
 事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者等の数	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						
調査員の数		0					
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者			0				
年間実働日数又は平均月間実働日数		22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安業務用機器	自記圧力計	1 個					
	マノメータ	1 個					
	ガス検知器	1 個					
	漏えい検知液	3 個					
	緊急工具類	3 個					
	一酸化炭素測定器	1 個					
	ボーリングバー	1 個					
緊急時対応を行う場合にあつてはその方法	出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話 集中監視システム導入 : 有						

- (注) 1. 保安業務資格者の数欄のその他には、業務主任者の代理者・保安業務員の数を記入すること。  
 2. 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であつて保安業務資格者に同行しない者は含まれない。  
 3. 年間実働日数又は平均月間日数は、各事業所の実態にあつた日数を記入すること。  
 4. 「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段(自動車、オートバイ等)、緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び集中監視システムの導入の有無について記載する。(注3,4は保安機関認定通達)

保安業務資格者数及び機器数の算定(例)

事業所名 ○○営業所

1. 保安業務資格者の算定

保安業務区分	算 定 式	算定値	備 考
供給開始時点検 ・調査	$A \times \frac{1}{20,000}$	—	
容器交換時等 供給設備点検	$A(3,800) \times \frac{1}{100 \times B(22)} - D(0) - E(0)$	1.727	0未満の場合は 0とする
定期供給設備点検	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} - E$	—	
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	—	
定期消費設備調査	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4}$	—	
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	—	
定期供給設備点検 定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4}$	0.182	告示第2条第1 項第2号の特例 による
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{20 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	—	
周 知	$A \times \frac{1}{20,000}$	—	
	$A(3,800) \times \frac{1}{40,000}$	0.095	告示第2条第1 項第2号の特例 による
緊急時対応	$A(3,800) \times \frac{1}{20,000}$	0.190	
緊急時連絡	$A(10,000) \times \frac{1}{20,000}$	0.500	一般消費者等の 数が2万戸以下 の場合
	$1 + (A - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$	—	一般消費者等の 数が2万戸を超 える場合
合 計		2.695	
必要人数		3名	

注) A：保安業務区分ごとの一般消費者等の数 B：月間実働日数 C：年間実働日数  
D：調査員数 E：充てん作業数

- (注) 1. 各保安業務区分ごとの算定値欄は、小数点以下第4位を四捨五入にて記載のこと。  
2. 必要人数欄は、各保安業務区分ごとの算定値の合計を小数点以下第1位を繰り上げて記載のこと。  
3. 記載例中の告示は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示(平成9年通商産業省告示第122号)をいう。(平成11年12月28日改正)

2. 保安業務用機器の算定  
 (1) 保安業務用機器の算定値

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・ 調査	$A \times \frac{1}{20,000}$	(イ) —	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー
容器交換時等 供給設備点検	$A(3,800) \times \frac{1}{100 \times 22} - D - E + D + E$	(ロ) 1.727	漏えい検知液 緊急工具類
定期供給設備点検	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} - E + E$	(ハ)	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ハ)	緊急工具類 ボーリングバー
定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4}$	(ニ)	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ニ)	緊急工具類 ボーリングバー
定期供給設備点検 定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4}$	(ホ) 0.183	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{20 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ホ)	緊急工具類 ボーリングバー
定期供給設備点検 定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{25 \times 260} \times \frac{1}{4}$	(ヘ) 0.146	一酸化炭素測定器
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ヘ)	
緊急時対応	$A(3,800) \times \frac{1}{20,000}$	(ト) 0.190	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー

(2) 保安業務用機器数

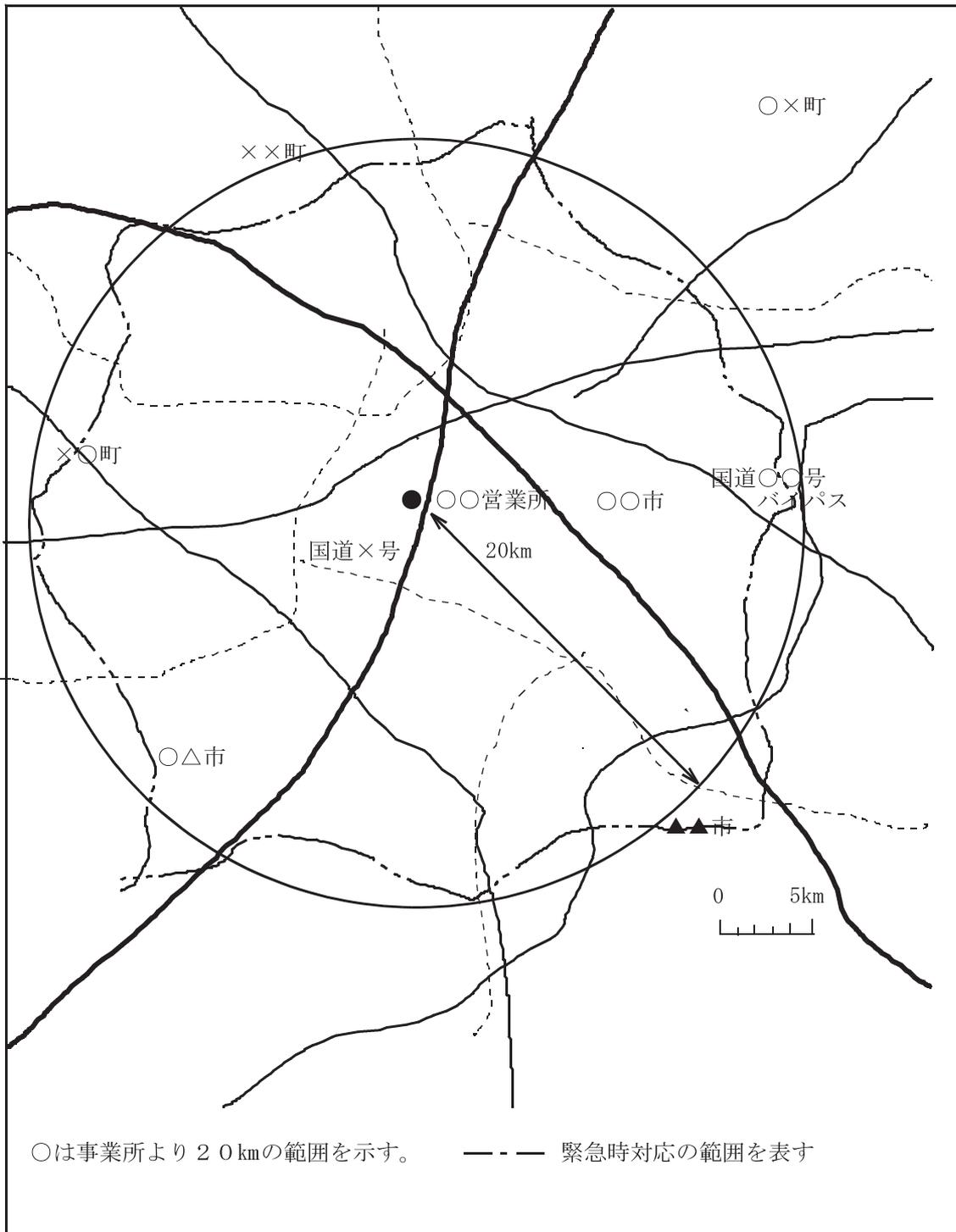
保安業務用機器	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	算定値合計	必要数
自記圧力計又はマノメータ	—	—	—	—	0.183	—	0.190	0.373	1
ガス検知器	—	—	—	—	0.183	—	0.190	0.373	1
漏えい検知液	—	1.727	—	—	0.183	—	0.190	2.100	3
緊急工具類	—	1.727	—	—	0.183	—	0.190	2.100	3
一酸化炭素測定器	—	—	—	—	—	0.146	0.190	0.336	1
ボーリングバー	—	—	—	—	0.183	—	0.190	0.336	1

(注) 必要数欄は、各保安業務用機器の算定値合計を小数点以下第1位を繰り上げ記載のこと。



緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

事業所名 ○○営業所



- (注) 1. 地図のコピー上に事業所の位置を表す。  
 2. 地図のコピー上に事業所を中心に20kmの円を記入する。(縮尺表示が必要)  
 3. 道路に沿って30分以内に到着できる範囲を記す。(道路の制限速度、混雑状況を勘案する)  
 4. 本図面の書き方についても行政庁により差異があるので申請先に確認すること。

# LPガス受託認定保安機関賠償責任保険加入依頼引受証

(申込人)

殿

当連合会が、財団法人全国エルピーガス保安共済事業団を通じて、損害保険会社と締結するLPガス受託認定保安機関賠償責任保険の団体契約に貴殿の加入依頼を受け、かつこれに対する保険料相当額ならびに付保証明手数料を受領したことを証します。

1. 保険期間 自 平成14年10月1日午後4時 至 平成15年10月1日午後4時  
 2. 保険金額 ○でかこんであるのがあなたのつけた保険金額です。

I 型	II 型
-----	------

	保 険 金 額			保 険 料 (消費者1戸あたり)	
	対 人		対 物		
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり	イ	ロ
I 型	10,000万円	80,000万円	80,000万円	ハ	ニ
II 型	20,000万円	200,000万円	200,000万円	イ	ロ
				ハ	ニ

住所 (新)	名称 (新)		
	保 安 業 務 内 容	受託販売所数	消費者戸数
(イ)	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応		戸
(ロ)	定期点検、定期調査		戸
(ハ)	容器交換時点検		戸
(ニ)	緊急時連絡		戸

引 受 年 月 日
年 月 日

社 団 法 人 日 本 エ ル ピ ー ガ ス 連 合 会  
 抜 協 会

(収 入 印 紙 不 要)

# LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受証

(申込人)

殿

当連合会が、財団法人全国エルピーガス保安共済事業団を通じて、損害保険会社団と締結するLPガス業者賠償責任保険の団体契約に貴殿の加入依頼を受け、かつこれに対する保険料相当額ならびに付保証明手数料を受領したことを証します。

1. 保険期間 自 平成14年10月1日午後4時 至 平成15年10月1日午後4時  
 2. 保険金額 ○でかこんであるのがあなたのつけた保険金額です。

保険金額の種類	(A)	(B)	(C)
---------	-----	-----	-----

符号	保 険 金 額			標準保険料* (販売トン数1トン当たり)		
	対 人		対 物	小 売		卸 用
	1名当たり	1事故当たり	1事故当たり	家庭・業務用	工業用	
A	100,000万円	80,000万円	80,000万円	93円	56円	4円
B	20,000万円	200,000万円	200,000万円	137円	87円	7円
C	共通50億円			154円	97円	8円

\*家庭・業務用または工業用の合計付保トン数が5,000トン以上となる場合は、各都道府県協会へご照会下さい。

引 受 年 月 日
年 月 日

合計消費者戸数		合 計 付 保 数 量				
LPガス	簡易ガス	家 庭 ・ 業 務 用			工 業 用	卸 用
		LPガス	簡易ガス	計		
戸	戸	トン	トン	トン	トン	トン

社 団 日 本 エ ル ピ ー ガ ス 連 合 会  
 法 人 扱 協 会

(収 入 印 紙 不 要)

(省所管事業者の例)  
(局所管事業者の例)

# LPガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証書

第 号

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

(財)全国エルピーガス保安共済事業団  
理事長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第32条に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

## 付保証明依頼書

(財)全国エルピーガス保安共済事業団殿 登録 No. \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

当社の所管  
省 局

住 所

氏名又は  
名 称

保 険 自 平成 年 月 日

期 間 至 平成 年 月 日

該当文字を○でかこむ

㊦

下記の保険契約をしたので証明して下さい。

都道府県別	事業所名	所在地	保険金額の種類			備考
			付保 保安業務	保安業務 受託販売所数	保安業務対象 消費者戸数	
			(イ)			
			(ロ)			
			(ハ)			
			(ニ)			
			(イ)			
			(ロ)			
			(ハ)			
			(ニ)			
			(イ)			
			(ロ)			
			(ハ)			
			(ニ)			
			(イ)			
			(ロ)			
			(ハ)			
			(ニ)			

1. 保険金額の種類は加入した型に○印をつけて下さい。
2. 付保保安業務は右表を参照のうえ、イ～ニの中から加入した保安業務に○印をつけて下さい。
3. 本表は1・2枚目を提出して下さい。
4. 保険加入する際、日連地方協会に付保証明手数料を納付して下さい。  
手数料は1販売所につき300円です。

保安業務内容	
イ	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応
ロ	定期供給設備点検、定期消費設備調査
ハ	容器交換時等供給設備点検
ニ	緊急時連絡

- (注) 1. LPガス販売事業者が自社消費者及び受託する消費者軒数が100未満の時には、LPガス業者賠償責任保険で付保されますので、LPガス業者賠償責任保険の付保証明書を添付のこと。  
2. LPガス受託認定保安機関賠償責任保険の付保証明を請求する時は、請求書を全国LPガス保安共済事業団各県支部（窓口は各県LPガス協会）に提出して、「付保証明書」を取得すること。

役員及び規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面（例）

(1) 役員構成及び履歴

氏名	職名	履歴
〇〇 〇〇	代表取締役会長	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 代表取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	代表取締役社長	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 代表取締役社長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	専務取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 専務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	常務取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 常務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 取締役に就任（非常勤）現在に至る

(注) 非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。(非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。)

(2) 構成員の状況

株主	持株比率 %	主要な業務
〇〇 〇〇	50	液化石油ガスの販売業務及び保安業務
〇〇 〇〇	10	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	液化石油ガス設備工事の業務
〇〇 〇〇	5	〃
発行済株式の総数 : 〇〇〇,〇〇〇株		資本の額 : 〇千万円

(注) 1. 会社案内等で代替が可能な時は省略可能です。  
2. 通達第31条関係に定める液化石油ガス供給機器、消費機器を主たる事業としているものが1/3を超えないこと。(緊急時連絡業務を除く。)

会 社 概 要 (例)

事業者名	〇〇液化石油ガス株式会社		
住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	電話番号	000-000-0000
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇	資 本 金	〇〇,〇〇〇千円
売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	LPガス部門売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円
社員総数	〇〇〇名	LPガス部門社員数	〇〇〇名
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 液化石油ガスの貯蔵、充てん及び販売業務</li> <li>2. 液化石油ガスの配送業務</li> <li>3. 液化石油ガスに関する保安業務</li> <li>4. 液化石油ガス機器類の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>5. 厨房、給湯器、空調機等の住宅設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>6. 燃料油、潤滑油等の貯蔵、販売及びその設備の設計と工事</li> <li>7. 給排水設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>		

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。  
 2. 事業内容欄は、定款で具体的に記入されていないものがあれば記載すること。  
 3. 会社案内等で代替が可能な場合は、省略可能です。

(法人の場合)

欠格条項に該当しないことの誓約書（例）

当社及び当社の業務を行う役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

名 称 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

(注) 当社の業務を行う役員は、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

(個人の場合)

欠格条項に該当しないことの誓約書 (例)

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏 名 〇 〇 〇 〇 ④

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

## 2. 保安業務規程の認可申請に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
保安業務規程認可申請書	39-1	17	○	○	○	129
① 保安業務規程	39-1, 2	—	○	○	○	130
保安業務規程（委託を受ける保安機関の例）	39-1, 2	—	○	○	○	131
保安業務規程（委託を受けない保安機関の例）	39-1, 2	—	○	○	○	136
② 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	139

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

## 保安業務規程認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 保安機関の認定を受けている者が合併等により承継した場合は、保安業務規程の申請は変更の認可申請とすること。  
2. 保安機関の認定を受けたことのない者が保安機関の地位を承継した場合は、保安業務規程の申請は新規の認可申請とすること。

# 保 安 業 務 規 程

平成□□年□□月□□日

〇〇 液 化 石 油 ガ ス 株 式 会 社

(注) 本保安業務規程は規範であり各事業者の状況に合わせて作成すること。

(委託を受ける保安機関の例)

## 保安業務規程

(目的)

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(注) 別表は、保安機関の認定申請時のものを添付すること。

(保安業務の実施の方法)

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」といい、当社が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う5日前までに行わなければならないが、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- ② 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。再調査をしない場合は記載しないこと。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者が行うこととする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上）及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるものについて行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。

(3) 定期供給設備点検

- ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

② 定期供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）であるもの以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。

③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。（保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）  
補助員同行の場合は( )内の文章とする。

④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、点検伝票等にその旨の記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

#### (4) 定期消費設備調査

① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

② 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。

③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。  
再調査をしない場合は記載しないこと。

④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。（保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）  
補助員同行の場合は( )内の文章とする。

⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、調査伝票等にその旨の記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

#### (5) 周知

① 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

② 周知の書面は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成し、又は委託者から指示のあった書面を使用することとする。

③ 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。

ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

④ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験を有する者が行うこととする。

#### (6) 緊急時対応

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(7) 緊急時連絡

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。

② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

第4条 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

再調査をしない場合は記載内容を変えること。

点検・調査の終了後20日以内に次の内容の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

- ① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名
- ③ 供給開始時点検・調査を行った年月日
- ④ 供給開始時点検・調査の結果

(2) 容器交換時等供給設備点検

容器交換時等供給設備点検の終了後20日以内に次の内容の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。なお、規則第37条第1号表口に掲げる事項の調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写しをもって、委託者に連絡することとする。

- ① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名
- ③ 容器交換時等供給設備点検を行った年月日
- ④ 容器交換時等供給設備点検の結果

(3) 定期供給設備点検

点検の終了後20日以内に次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。なお、点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置について、委託者に書面をもって連絡することとする。

- ① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 定期供給設備点検を行った者の氏名
- ③ 定期供給設備点検を行った年月日
- ④ 定期供給設備点検の結果

(4) 定期消費設備調査

再調査をしない場合は記載内容を変えること。

調査の終了後20日以内に次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

- ① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 定期消費設備調査を行った者の氏名
- ③ 定期消費設備調査を行った年月日
- ④ 定期消費設備調査の結果

(5) 周知

周知の終了後40日以内に次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

- ① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 周知を行った者の氏名
- ③ 周知を行った年月日
- ④ 周知の方法及び結果等

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。なお、災害が発生した場合には、〇〇県LPガス協会、〇〇県担当部署及び〇〇経済産業省の担当部署に速やかに連絡することとする。

県所管事業者の場合は局の部分を削除すること。

- ② 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。
- ③ 一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっても、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。
- ④ 毎月、緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

(7) 緊急時連絡

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。なお、災害が発生した場合には、〇〇県LPガス協会、〇〇県担当部署及び〇〇経済産業省の担当部署に速やかに連絡することとする。

県所管事業者の場合は局の部分を削除すること。

- ② 毎月、緊急時連絡業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

第5条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

第6条 保安業務の委託者ごとに 規則第131条第2項の規定による帳簿を備えることとする。

2. 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が4年に1回以上の項目にあつては、直前に実施した結果を保存することとする。
3. 第1項の帳簿は、保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

(報告)

第7条 規則第132条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした〇〇県知事又は〇〇経済産業大臣に報告することとする。

- (1) 当該事業年度における法第27条第1項各号に掲げる保安業務の実施状況

- (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

第4号は、保安機関が法人の場合に記載すること。

(保安教育)

第8条 保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

(労務規程)

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第10条 この保安業務規程の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

(例1)

この保安業務規程は、平成□□年□□月□□日から施行する。

(例2)

この保安業務規程は、〇〇県知事又は〇〇経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(委託を受けない保安機関の例)

## 保安業務規程

(目的)

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(注) 別表は、保安機関の認定申請時のものを添付すること。

(保安業務の実施の方法)

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

### (1) 供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、一般消費者等からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。
- ② 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、供給設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、基準に適合するように速やかに改善を行い、消費設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を別途定める様式により書面をもって所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者が行うこととする。

### (2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるものについて行い、供給設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、基準に適合するように速やかに改善を行い、消費設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を別途定める様式により書面をもって所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。

### (3) 定期供給設備点検

- ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、基準に適合するように速やかに改善することとする。

- ③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。（保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）  
補助員同行の場合は( )内の文章とする。
- ④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、点検伝票等にその旨の記録をし、保安業務責任者等と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4) 定期消費設備調査

- ① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を別途定める様式により書面をもって所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。（保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）  
補助員同行の場合は( )内の文章とする。
- ⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、調査伝票等にその旨の記録をし、保安業務責任者等と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5) 周知

- ① 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 周知の書面は、保安業務資格者が保安業務責任者等と協議の上作成し、又は関係保安団体が作成したものを使用することとする。
- ③ 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。  
ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、保安業務責任者等と協議の上その後の措置を決定することとする。
- ④ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験を有する者が行うこととする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、以下の措置を行うこととする。
- イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。
- ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、必要な措置、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。
- ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。
- ③ 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。なお、災害が発生した場合には、〇〇県LPガス協会、〇〇県担当部署及び  
〇〇経済産業省の担当部署に速やかに連絡することとする。  
県所管事業者の場合は局の部分削除すること。
- ④ 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、消防機関等に速やかに連絡することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

第4条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

第5条 規則第131条第2項の規定による帳簿を備えることとする。

2. 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が4年に1回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

(報告)

第6条 規則第132条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした〇〇県知事又は〇〇経済産業大臣に報告することとする。

- (1) 当該事業年度における法第27条第1項各号に掲げる保安業務の実施状況
- (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

第4号は、保安機関が法人の場合に記載すること。

(保安教育)

第7条 保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

(労務規程)

第8条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第9条 この保安業務規程の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

(例1)

この保安業務規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(例2)

この保安業務規程は、〇〇県知事又は〇〇経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

別 表

様式第13(第30条関係)

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保 安 業 務 区 分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						
調査員の数		/	0	/	/	/	/	/
保安業務資格者及び調査員以外の 者であって保安業務に従事する者		/	/	0		/	/	/
年間実働日数又は平均月間実働 日数		/	22 日/月	260 日/年	260 日/年	/	/	/
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計	1 個						
	マノメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
緊急時対応を行う場合にあつて はその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話 集中監視システム導入 : 有						

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 事業所ごとに記載すること。

### 3. 保安機関の認定更新申請に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
保安機関認定更新申請書	34-1	14	○	○	○	141
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	34-1	—	○	○	○	142
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	143
（1）保安業務資格者及び機器数の算定	30-2-1		○	○	○	144
（2）保安業務資格者一覧表	30-2-1		○	○	○	146
② 一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応のみ）	30-2-2	—	○	○	○	120
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	147
④ 役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	150
⑤ 保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	151
⑥ 法人の定款（法人の場合に限る。）	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦ 法人の登記簿の抄本（法人の場合に限る。）	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧ 欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	—
（1）法人の場合						152
（2）個人の場合						153
(注) ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。②の図面には、縮尺が明示されていること。（保安機関認定通達）						

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定更新申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

2. 更新を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 申請は、認定の満了する30日前まで受理されるよう行うこと。  
2. 保安業務規程に変更がある時には、併せて変更認可申請を行うこと。



保安業務計画書

事業所の名称 ○○営業所  
 事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						
調査員の数		/	0	/	/	/	/	/
保安業務資格者及び調査員以外の 者であって保安業務に従事する者		/	/	0		/	/	/
年間実働日数又は平均月間実働 日数		/	22 日/月	260 日/年	260 日/年	/	/	/
保安業務用 機器	自記圧力計	1 個						
	マノメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
緊急時対応を行う場合にあつて はその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話 集中監視システム導入 : 有						

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. 事業所ごとに記載すること。

- (注) 1. 保安業務資格者の数欄のその他には、業務主任者の代理者・保安業務員の数を記入すること。  
 2. 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者は含まれない。  
 3. 「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段（自動車、オートバイ等）、緊急時の連絡の受信方法（電話等）及び集中監視システムの導入の有無について記載する。（注3, 4は保安機関認定通達）

保安業務資格者及び機器の算定（例）

事業所名 ○○営業所

1. 保安業務資格者の算定

保安業務区分	算 定 式	算定値	備 考
供給開始時点検 ・調査	$A \times \frac{1}{20,000}$	—	
容器交換時等 供給設備点検	$A(3,800) \times \frac{1}{100 \times B(22)} - D(0) - E(0)$	1.727	0未満の場合 は0とする
定期供給設備点検	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} - E$	—	
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	—	
定期消費設備調査	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4}$	—	
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	—	
定期供給設備点検 定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4}$	0.182	告示第2条第 1項第2号の 特例による
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{20 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	—	
周 知	$A \times \frac{1}{20,000}$	—	
	$A(3,800) \times \frac{1}{40,000}$	0.095	告示第2条第 1項第2号の 特例による
緊急時対応	$A(3,800) \times \frac{1}{20,000}$	0.190	
緊急時連絡	$A(10,000) \times \frac{1}{20,000}$	0.500	一般消費者等 の数が2万戸 以下の場合
	$1 + (A - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$	—	一般消費者等 の数が2万戸 を超える場合
合 計		2.695	
必要人数		3名	

注) A：保安業務区分ごとの一般消費者等の数 B：月間実働日数 C：年間実働日数  
D：調査員数 E：充てん作業数

- (注) 1. 各保安業務区分ごとの算定値欄は、小数点以下第4位を四捨五入にて記載のこと。  
2. 必要人数欄は、各保安業務区分ごとの算定値の合計を小数点以下第1位を繰り上げて記載のこと。  
3. 記載例中の告示は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）をいう。（平成11年12月28日改正）

2. 保安業務用機器の算定（例）

(1) 保安業務用機器の算定値

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・ 調査	$A \times \frac{1}{20,000}$	(イ) —	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー
容器交換時等 供給設備点検	$A(3,800) \times \frac{1}{100 \times 22} - D - E + D + E$	(ロ) 1.727	漏えい検知液 緊急工具類
定期供給設備点検	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} - E + E$	(ハ)	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{30 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ハ)	
定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4}$	(ニ)	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ニ)	
定期供給設備点検 定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4}$	(ホ) 0.183	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{20 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ホ)	
定期供給設備点検 定期消費設備調査	$A(3,800) \times \frac{1}{25 \times 260} \times \frac{1}{4}$	(ヘ) 0.146	一酸化炭素測定器
補助員が伴う 場合	$A \times \frac{1}{25 \times C} \times \frac{1}{4} \times \frac{4}{3}$	(ヘ)	
緊急時対応	$A(3,800) \times \frac{1}{20,000}$	(ト) 0.190	自記圧力計 (マノメータ) ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー

(2) 保安業務用機器数

保安業務用機器	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	算定値合計	必要数
自記圧力計又はマノメータ	—	—	—	—	0.183	—	0.190	0.373	1
ガス検知器	—	—	—	—	0.183	—	0.190	0.373	1
漏えい検知液	—	1.727	—	—	0.183	—	0.190	2.100	3
緊急工具類	—	1.727	—	—	0.183	—	0.190	2.100	3
一酸化炭素測定器	—	—	—	—	—	0.146	0.190	0.336	1
ボーリングバー	—	—	—	—	0.183	—	0.190	0.336	1

(注) 必要数欄は、各保安業務用機器の算定値合計を小数点以下第1位を繰り上げ記載のこと。



# LPガス受託認定保安機関賠償責任保険加入依頼引受証

(申込人)

殿

当連合会が、財団法人全国エルピーガス保安共済事業団を通じて、損害保険会社団と締結するLPガス受託認定保安機関賠償責任保険の団体契約に貴殿の加入依頼を受け、かつこれに対する保険料相当額ならびに付保証明手数料を受領したことを証します。

1. 保険期間 自 平成14年10月1日午後4時 至 平成15年10月1日午後4時  
 2. 保険金額 ○でかこんであるのがあなたのつけた保険金額です。

I 型	II 型
-----	------

	保 険 金 額			保 険 料 (消費者1戸あたり)	
	対 人		対 物		
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり	イ	ロ
I 型	10,000万円	80,000万円	80,000万円	イ	1.4円
				ロ	0.5円
				ハ	0.4円
				ニ	0.2円
II 型	20,000万円	200,000万円	200,000万円	イ	2.0円
				ロ	0.7円
				ハ	0.6円
				ニ	0.4円

		名称 (新)											
住所 (新)													
	保 安 業 務 内 容	受託販売所数	消費者戸数										
(イ)	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応		戸										
(ロ)	定期点検、定期調査		戸										
(ハ)	容器交換時点検		戸										
(ニ)	緊急時連絡		戸										

引 受 年 月 日
年 月 日

社 団 日 本 エ ル ピ ー ガ ス 連 合 会  
 法 人 扱 協 会

(収 入 印 紙 不 要)

# LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受証

(申込人)

殿

当連合会が、財団法人全国エルピーガス保安共済事業団を通じて、損害保険会社団と締結するLPガス業者賠償責任保険の団体契約に貴殿の加入依頼を受け、かつこれに対する保険料相当額ならびに付保証明手数料を受領したことを証します。

1. 保険期間 自 平成14年10月1日午後4時 至 平成15年10月1日午後4時  
 2. 保険金額 ○でかこんであるのがあなたのつけた保険金額です。

保険金額の種類	(A)	(B)	(C)
---------	-----	-----	-----

符号	保 險 金 額			標準保険料* (販売トン数1トン当たり)		
	対 人		対 物	小 売		卸 用
	1名当たり	1事故当たり	1事故当たり	家庭・業務用	工業用	
A	100,000万円	80,000万円	80,000万円	93円	56円	4円
B	20,000万円	200,000万円	200,000万円	137円	87円	7円
C	共通50億円			154円	97円	8円

※家庭・業務用または工業用の合計付保トン数が5,000トン以上となる場合は、各都道府県協会へご照会下さい。

引 受 年 月 日
年 月 日

合計消費者戸数		合 計 付 保 数 量				
LPガス	簡易ガス	家 庭 ・ 業 務 用			工 業 用	卸 用
		LPガス	簡易ガス	計		
戸	戸	トン	トン	トン	トン	トン

社 団 日 本 エ ル ピ ー ガ ス 連 合 会  
 法 人 扱 協 会

(収 入 印 紙 不 要)

(省所管事業者の例)  
(局所管事業者の例)

# LPガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証明書

第 号  
平成 年 月 日

〇〇大臣 殿

(財)全国エルピーガス保安共済事業団  
理事長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第32条に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

## 付保証明依頼書

(財)全国エルピーガス保安共済事業団 登録 No. \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

当社の所管 住 所  
省 局 氏名又は  
名 称

保 険 自 平成 年 月 日  
期 間 至 平成 年 月 日

該当文字を○でかこむ

㊦

下記の保険契約をしたので証明して下さい。

都道府県別	事業所名	所在地	保険金額の種類			備考
			付保保安業務	保安業務受託販売所数	保安業務対象消費者戸数	
			イ			
			ロ			
			ハ			
			ニ			
			イ			
			ロ			
			ハ			
			ニ			
			イ			
			ロ			
			ハ			
			ニ			
			イ			
			ロ			
			ハ			
			ニ			

1. 保険金額の種類は加入した型に○印をつけて下さい。
2. 付保保安業務は右表を参照のうえ、イ～ニの中から加入した保安業務に○印をつけて下さい。
3. 本表は1・2枚目を提出して下さい。
4. 保険加入する際、日連地方協会に付保証明手数料を納付して下さい。  
手数料は1販売所につき300円です。

保安業務内容	
イ	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応
ロ	定期供給設備点検、定期消費設備調査
ハ	容器交換時等供給設備点検
ニ	緊急時連絡

(注) 1. LPガス販売事業者が自社消費者及び受託する消費者軒数が100未満の時には、LPガス業者賠償責任保険で付保されますので、LPガス業者賠償責任保険の付保証明書を添付のこと。  
2. LPガス受託認定保安機関賠償責任保険の付保証明を請求する時は、本請求書を全国LPガス保安共済事業団各県支部（窓口は各県LPガス協会）に提出して、「付保証明書」を取得すること。

役員及び規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面（例）

(1) 役員構成及び履歴

氏名	職名	履歴
〇〇 〇〇	代表取締役会長	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 代表取締役会長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	代表取締役社長	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 代表取締役社長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	専務取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 専務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	常務取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 常務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	昭和〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 平成〇〇年〇〇月 取締役に就任（非常勤）現在に至る

(注) 非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。(非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。)

(2) 構成員の状況

株主	持株比率 %	主要な業務
〇〇 〇〇	50	液化石油ガスの販売業務及び保安業務
〇〇 〇〇	10	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	液化石油ガス設備工場の業務
〇〇 〇〇	5	〃
発行済株式の総数 : 〇〇〇, 〇〇〇株		資本の額 : 〇千万円

(注) 1. 会社案内等で代替が可能な時は省略可能です。  
2. 通達第31条関係に定める液化石油ガス供給機器、消費機器を主たる事業としているものが1/3を超えないこと。(緊急時連絡業務を除く。)

会 社 概 要 (例)

事業者名	〇〇液化石油ガス株式会社		
住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	電話番号	000-000-0000
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇	資 本 金	〇〇,〇〇〇千円
売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	LPガス部門売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円
社員総数	〇〇〇名	LPガス部門社員数	〇〇〇名
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 液化石油ガスの貯蔵、充てん及び販売業務</li> <li>2. 液化石油ガスの配送業務</li> <li>3. 液化石油ガスに関する保安業務</li> <li>4. 液化石油ガス機器類の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>5. 厨房、給湯器、空調機等の住宅設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>6. 燃料油、潤滑油等の貯蔵、販売及びその設備の設計と工事</li> <li>7. 給排水設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>		

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。  
 2. 事業内容欄は、定款で具体的に記入されていないものがあれば記載すること。  
 3. 会社案内等で代替が可能な場合は、省略可能です。

(法人の場合)

欠格条項に該当しないことの誓約書（例）

当社及び当社の業務を行う役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

名 称 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(注) 当社の業務を行う役員は、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

(個人の場合)

欠格条項に該当しないことの誓約書 (例)

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏 名 〇 〇 〇 〇 ④

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

#### 4. 一般消費者等の数の増加認可申請に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
一般消費者等の数の増加認可申請書	35-1	15	○	○	○	155
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	156
② 一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応のみ）	30-2-2	—	○	○	○	120
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	157
<p>(注) ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。 ②の図面には、縮尺が明示されていること。（保安機関認定通達）</p>						

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

### 一般消費者等の数の増加認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 平成□□年□□月□□日  
認定番号 第□□□□□□□□号
2. 一般消費者等の数を増加をしようとする保安業務区分  
容器交換時等供給設備点検
3. 増加しようとする一般消費者等の数  
認定を受けている一般消費者等の数 〇〇,〇〇〇  
増加しようとする一般消費者等の数 □,□□□  
認可後の一般消費者等の数 △△,△△△
4. 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地  
事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
事業所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 一般消費者等の数の増加認可は、保安業務区分の消費者の増加と事業所の増加があります。  
2. 同時に保安業務規程変更認可申請が必要です。  
3. 一般消費者等の数について、全事業所の新旧対照表を添付すること。

保安業務計画書

事業所の名称 ○○営業所  
 事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						
調査員の数		/	0	/	/	/	/	/
保安業務資格者及び調査員以外の 者であって保安業務に従事する者		/	/	0		/	/	/
年間実働日数又は平均月間 実働日数		/	22 日/月	260 日/年	260 日/年	/	/	/
保安業務用 機器	自記圧力計	1 個						
	マノメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
緊急時対応を行う場合にあつて はその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話 集中監視システム導入 : 有						

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. 事業所ごとに記載すること。

(注) 1. 保安業務資格者の数欄のその他には、業務主任者の代理者・保安業務員の数を記入すること。  
 2. 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者は含まれない。  
 3. 「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段(自動車、オートバイ等)、緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び集中監視システムの導入の有無について記載する。(注3, 4は保安機関認定通達)

(省所管事業者の例)  
(局所管事業者の例)

# LPガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証書

第 号  
平成 年 月 日

〇〇大臣 殿

(財)全国エルピーガス保安共済事業団  
理事長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第32条に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

## 付保証明依頼書

(財)全国エルピーガス保安共済事業団殿 登録 No. \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

当社の所管 住 所  
省 局 氏名又は  
名 称

保 険 自 平成 年 月 日  
期 間 至 平成 年 月 日

該当文字を○でかこむ

㊦

下記の保険契約をしたので証明して下さい。

都道府県別	事業所名	所在地	保険金額の種類		備考
			付保 保安業務	保安業務 受託販売所数	
			<input type="checkbox"/> イ		
			<input type="checkbox"/> ロ		
			<input type="checkbox"/> ハ		
			<input type="checkbox"/> ニ		
			<input type="checkbox"/> イ		
			<input type="checkbox"/> ロ		
			<input type="checkbox"/> ハ		
			<input type="checkbox"/> ニ		
			<input type="checkbox"/> イ		
			<input type="checkbox"/> ロ		
			<input type="checkbox"/> ハ		
			<input type="checkbox"/> ニ		
			<input type="checkbox"/> イ		
			<input type="checkbox"/> ロ		
			<input type="checkbox"/> ハ		
			<input type="checkbox"/> ニ		

1. 保険金額の種類は加入した型に○印をつけて下さい。
2. 付保保安業務は右表を参照のうえ、イ～ニの中から加入した保安業務に○印をつけて下さい。
3. 本表は1・2枚目を提出して下さい。
4. 保険加入する際、日連地方協会に付保証明手数料を納付して下さい  
手数料は1販売所につき300円です。

保安業務内容	
イ	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応
ロ	定期供給設備点検、定期消費設備調査
ハ	容器交換時等供給設備点検
ニ	緊急時連絡

(注) 1. LPガス販売事業者が自社消費者及び受託する消費者軒数が100未満の時には、LPガス業者賠償責任保険で付保されますので、LPガス業者賠償責任保険の付保証明書をを添付のこと。  
2. LPガス受託認定保安機関賠償責任保険の付保証明を請求する時は、本請求書を全国LPガス保安共済事業団各県支部（窓口は各県LPガス協会）に提出して、「付保証明書」を取得すること。

## 5. 一般消費者等の数の減少届出に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
一般消費者等の数の減少届	35-2	16	○	○	○	159
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	160

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 一般消費者等の数の減少届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定の年月日及び認定番号

認定年月日 平成□□年□□月□□日

認定番号 第□□□□□□□□号

2. 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分

容器交換時等供給設備点検

3. 減少した一般消費者等の数

届出前の一般消費者等の数 〇〇, 〇〇〇

減少した一般消費者等の数 ◇, ◇◇◇

届出後の一般消費者等の数 □□, □□□

4. 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

事業所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

3. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 保安機関認定申請時の提出書類一覧表の①保安業務計画書を添付すること。

2. 一般消費者等の数の減少届は、保安業務区分の消費者の減少と事業所の廃止があります。

3. 事前に保安業務規程変更認可申請が必要です。

4. 一般消費者等の数について、全事業所の新旧対照表を添付すること。

保安業務計画書

事業所の名称 ○○営業所  
 事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						
調査員の数		/	0	/	/	/	/	/
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者		/	/	0		/	/	/
年間実働日数又は平均月間実働日数		/	22 日/月	260 日/年	260 日/年	/	/	/
保安業務用機器	自記圧力計	1 個						
	マノメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
緊急時対応を行う場合にあつてはその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話 集中監視システム導入 : 有						

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. 事業所ごとに記載すること。

- (注) 1. 保安業務資格者の数欄のその他には、業務主任者の代理者・保安業務員の数を記入すること。  
 2. 「保安業務資格者及び調査員以外の者であつて保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であつて保安業務資格者に同行しない者は含まれない。  
 3. 「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段(自動車、オートバイ等)、緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び集中監視システムの導入の有無について記載する。  
 (注3, 4は保安機関認定通達)

## 6. 保安機関の承継(譲渡・相続・合併(分割を含む))届出に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	局 長	大 臣	
① 保安機関承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	162
② 保安機関承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	163
③ 保安機関事業譲渡証明書	42-2-1	22-2	○	○	○	164
④ 保安機関相続同意証明書	42-2-2	23	○	○	○	165
⑤ 保安機関相続証明書	42-2-3	24	○	○	○	166
⑥ 保安機関事業承継証明書	42-2-5	24-2	○	○	○	167
(注) 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。						

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書(甲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	合併	
被承継者に関する事項	氏名又は名称	〇〇液化ガス株式会社
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
	認定の年月日及び認定番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
	事業所の名称及び所在地	〇〇液化ガス株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
承継者に関する事項	認定の年月日及び認定番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 経済産業大臣(経済産業局長)認定の保安機関が県知事認定の保安機関の地位を承継したとき(その逆の承継を含む。)は、届書(甲)を経済産業大臣(経済産業局長)に、届書(乙)を県知事に提出すること。認定行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
2. 保安機関の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
3. 保安機関の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第23による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
4. 保安機関の地位を承継した相続人であつて、注3の相続人以外のもは、様式第24による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
5. 合併によって保安機関の地位を承継した法人は、その法人の登記簿の謄本を添付すること。  
6. 承継に係る事業所が多いときは、別紙とすること。  
7. 保安機関の認定を受けている者が合併等により承継しようとする場合は、保安業務規程の申請は変更の認可申請とすること。  
8. 保安機関の認定を受けたことのない者が保安機関の地位を承継しようとする場合は、保安業務規程の申請は新規の認可申請とすること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関承継届書 (乙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	合併
被承継者の認定の年月日及び認定番号	認定年月日 平成□□年□□月□□日 認定番号 第□□□□□□□□号
承継者の認定の年月日及び認定番号	認定年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日 認定番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関事業譲渡証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び 〇〇液化ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 認定の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2. 認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

3. 譲渡しの年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関相続同意証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

証明者 氏名 ◇◇◇◇ ㊟

住所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

氏名 □□□□

住所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2. 認定の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 認定番号

第□□□□□□□□号

4. 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏名 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5. 相続開始の年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 証明書は、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名 押印すること。  
3. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関相続証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

証明者 氏名又は名称及び  
法人にあつては ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟  
その代表者の氏名

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

氏名又は名称及び  
法人にあつては ☆ ☆ ☆ ☆ ㊟  
その代表者の氏名

住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆☆丁目☆☆番地

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2. 認定の年月日

平成□□年□□月□□日

3. 認定番号

第□□□□□□□□号

4. 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所

氏 名 ○ ○ ○ ○  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5. 相続開始の年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 証明者は、2人以上とすること。  
3. ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関事業承継証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

被承継者 名称及び  
その代表者の氏名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地  
承継者 名称及び  
その代表者の氏名 ☆ ☆ ☆ ☆ ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆☆丁目☆☆番地

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1. 認定の年月日

平成□□年□□月□□日

2. 認定番号

第□□□□□□□□号

3. 承継の年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

## 7. 保安業務規程の変更認可申請に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
保安業務規程変更認可申請書	39-3	18	○	○	○	169
① 保安業務規程	39-1, 2	—	○	○	○	130
保安業務規程（委託を受ける保安機関の例）	39-1, 2	—	○	○	○	131
保安業務規程（委託を受けない保安機関の例）	39-1, 2	—	○	○	○	136
② 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	170
<p><b>【保安業務規程変更認可申請が必要な事項】</b></p> <p>(1) 保安業務規程の内容を変更しようとする場合</p> <p>(2) 新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合</p> <p>(3) 保安業務区分の認定を取消しようとする場合</p> <p>(4) 保安業務区分の消費者の数の増加及び事業所の増加しようとする場合</p> <p>(5) 保安業務区分の消費者の数の減少及び事業所の減少しようとする場合</p> <p>(6) 保安業務資格者の数を変更しようとする場合</p> <p>(7) 保安業務用機器の数を変更しようとする場合</p> <p>(8) 事業所の名称を変更しようとする場合</p> <p>(9) 事業所の所在地を変更しようとする場合</p> <p>(10) 保安機関を承継しようとする場合</p>						

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

## 保安業務規程変更認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

### 1. 変更の内容

別紙のとおり

### 2. 変更の理由

保安業務を当社の一般消費者等についてのみ実施していたが、他の販売事業者の一般消費者等についても受託することになったため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 変更後の保安業務規程を添付すること。  
3. ×印の項は記載しないこと。  
4. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更後の保安業務規程を添付すること。  
2. 保安業務規程変更認可は、保安業務計画の内容に変更があった場合提出すること。

別 表

様式第13(第30条関係)

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						
調査員の数	/	0	/	/	/	/	/
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者	/	/	0		/	/	/
年間実働日数又は平均月間実働日数	/	22 日/月	260 日/年	260 日/年	/	/	/
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計	1 個					
	マノメータ	1 個					
	ガス検知器	1 個					
	漏えい検知液	3 個					
	緊急工具類	3 個					
	一酸化炭素測定器	1 個					
	ボーリングバー	1 個					
緊急時対応を行う場合にあつてはその方法	出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話 集中監視システム導入 : 有						

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. 事業所ごとに記載すること。

## 8. その他の届出等に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	局長	大臣	
① 保安機関変更届書	41-1	20	○	○	○	172
② 認定行政庁変更届書	40	19	○	○	○	173
③ 保安業務廃止届書	43	25	○	○	○	174
④ 保安業務実施状況の報告	132通達	2	○	○	○	175
<p>【保安機関変更届出の事項】</p> <p>(1) 保安機関事業者の名称及び住所の変更</p> <p>(2) 代表者の氏名の変更</p> <p>(3) 事業所の名称及び所在地を変更</p>						

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

代表者の氏名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 □ □ □ □  
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

役員改選のため

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 緊急時対応を行う事業所であつてその所在地を変更した場合は、変更後の事業所の位置及び緊急時対応を行う消費者等の範囲を示した図面を添付すること。  
2. 保安機関の名称変更及び代表者の変更の場合には、登記簿謄本等で確認されることがある。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 認定行政庁変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の法第29条第1項の認定の年月日及び認定番号

認定年月日 平成□□年□□月□□日

認定番号 第□□□□□□□□号

2. 新たな法第29条第1項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号

認定者 〇〇県知事

認定年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

認定番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

3. 認定行政庁の変更の理由

(例1)

〇〇県、□□県の販売所の保安業務を受託していたが、〇〇県内だけの販売所の保安業務を受託することになり、〇〇県知事の認定を受けたため。

(例2)

〇〇県内だけの販売所の保安業務を受託していたが、□□県の販売所の保安業務を受託することになり、〇〇経済産業大臣の認定を受けたため。

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 例1の場合は、〇〇県知事の認定を受けた後、〇〇経済産業大臣に認定行政庁変更届書を提出すること。

2. 例2の場合は、〇〇経済産業大臣の認可を受けた後、〇〇県知事に認定行政庁変更届書を提出すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安業務廃止届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては 〇 〇 〇 〇 ⑩  
その代表者の氏名

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定の年月日及び認定番号

認定年月日 平成□□年□□月□□日  
認定番号 第□□□□□□□□号

2. 保安業務を廃止した年月日

平成◇◇年◇◇月◇◇日

3. 保安業務を廃止した理由

個人名義で保安機関の認定を受けていたが、事業体を法人化し、法人で保安機関の認定を受けたため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 保安業務の全てを廃止する時に届出ること。

保安業務実施状況報告

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

認 定 番 号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 2 条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 平成□□年□□月□□日から平成◇◇年◇◇月◇◇日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

事業所の所在地 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

保安業務資格者の数 〇人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した 一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	----- 戸	□□ 戸 (内再調査 □□ 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	3,800 戸	□,□□□ 戸
3. 定期供給設備点検	3,800 戸	□□□ 戸
4. 定期消費設備調査	3,800 戸	□□□ 戸 (内再調査 □□ 戸)
5. 周 知	3,800 戸	□,□□□ 戸
6. 緊急時対応	3,800 戸	□□ 戸
7. 緊急時連絡	10,000 戸	□□ 戸

3. 役員又は構成員の変更の内容

変 更 の 内 容
平成□□年□□月□□日開催の株主総会において役員の変更 取締役□□ □□が定年により退任し、取締役◇◇ ◇◇が就任

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 事業所ごとに作成すること。  
2. 保安業務を実施した一般消費者等の数は、保安機関が事業年度の期間に実際に実施した数を記載すること。（受託分を含む。）

## 9. 参 考



### 保安業務委受託契約書(例)

〇〇液化石油ガス株式会社(以下「甲」という。)と、株式会社〇〇〇保安機関(以下「乙」という。)は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)第28条の規定に基づき、保安業務の委受託に関する契約を次のとおり締結する。

(委受託業務)

第1条 この契約において、甲及び乙が委受託する保安業務は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第29条の規定による次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 供給開始時点検・調査
- (2) 容器交換時等供給設備点検
- (3) 定期供給設備点検
- (4) 定期消費設備調査
- (5) 周知
- (6) 緊急時対応
- (7) 緊急時連絡

(注)(注書きは契約書には記載しないこと。)

1. 委受託をしない事項については、記載しないこと。
2. 乙が2、3、4号のいずれかの認定を受けており、1号の業務を委受託する場合には、1号も記載すること。
3. 乙が6号の認定を受けており、7号の業務を委受託する場合には7号も記載すること。

(委託に係る一般消費者等)

第2条 甲は、乙に保安業務を委託するとき及び委託後においては、次の各号により一般消費者等の登録、変更等の手続きを行うものとする。

- (1) 本契約締結時及び一般消費者等の追加時には、保安業務の委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載した「保安業務委託先一覧表」を乙に提出するものとする。
- (2) 保安業務を委託した後において、「保安業務委託先一覧表」の記載事項の変更、一般消費者等の削除等がある場合には、その都度「保安業務委託先変更連絡表」を乙に提出するものとする。

(保安業務の範囲)

第3条 甲及び乙が委受託する保安業務の範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) 供給開始時点検・調査

- ① 規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務
- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務

(注)再調査を委受託しない場合には、②は記載しないこと。以下同じ。

- (2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が、充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上)及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が、毎月(容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。)1回以上であるものについて行い、その結果を「容器交換時等点検調査票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務
- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務

- (3) 定期供給設備点検

規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が、供給開始時及び充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上)であるもの以外の

事項について行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」により甲に通知する業務

(4) 定期消費設備調査

① 規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が、液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を甲及び所有者又は占有者に通知する業務

② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務

(5) 周知

規則第27条の周知の内容を記載した書面により規則第38条の周知の方法で一般消費者等に周知する業務

(6) 緊急時対応

法第27条第1項第4号の規定により、液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、甲に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行う業務

イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適切な助言等を与えること。

ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の甲への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

(7) 緊急時連絡

法第27条第1項第4号の規定により、液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、甲に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適切な助言等を与える業務

（保安業務の実施の方法）

第4条 保安業務の実施の方法は、乙が定める保安業務規程第3条の規定によるものとする。

（保安業務の実施結果の連絡の方法）

第5条 保安業務の実施結果の甲への連絡の方法は、乙が定める保安業務規程第4条の規定によるものとする。

（供給設備等の改善措置及び連絡）

第6条 甲は、供給設備又は消費設備が技術上の基準に不適合の連絡を乙から受けた場合は、速やかに設備の改善措置、再調査等を行い、「月間（年間）通知・改善状況一覧表」により乙に連絡するものとする。

（緊急措置）

第7条 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要すると認めた場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとする。

(1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により速やかにその旨を甲に通報するものとする。

(2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出勤してその設備の改善措置を行い、その結果を乙に報告するものとする。

（一般消費者等が不在等の場合の措置）

第8条 乙が、保安業務を履行するために一般消費者等を訪問したとき、一般消費者等が不在又は受託設備への立ち入りを拒否する等その履行ができない場合は、乙は次の各号に基づき措置するものとする。

(1) 乙が、2回訪問しても一般消費者等が不在又は受託設備への立ち入りを拒否した場合は、乙はその旨を甲に連絡するものとする。この場合、甲は一般消費者等に対し保安業務の履行について協力を促し、保安業務の履行可能な日時を乙に連絡するものとする。

(2) 乙が、前号後段の連絡に基づき3回目の訪問をしても一般消費者等が不在又は受託設備への立ち入りを拒否した場合は、乙は甲に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた甲は、その後の措置について乙と協議するものとする。

（基準適合義務等）

第9条 甲は、この契約を締結した後においても、法第16条の2の基準適合義務等及び法第20条の業務主任者の職務等の条項により液化石油ガス販売事業者に課せられている法律上の責任と義務を負うものと

する。

(保安業務への協力)

第10条 甲は、乙の行う保安業務の内容を理解し、必要資料の提供、業務の合理化、設備の改善等について乙から協力を求められた場合は、正当な事由がない限りこれに協力するものとする。

(損害賠償責任)

第11条 乙が甲より委託を受けた保安業務の実施に関連して事故が発生し、第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、保安業務の遂行中に乙の過失により事故が発生し、一般消費者等に損害を与えた場合は、その事故に関する損害賠償上の責任を負うものとする。
- (2) 甲は、保安業務等を乙に委託した甲の一般消費者等において、前号以外の設備の欠陥等に起因する事故が発生した場合は、その事故に関する損害賠償上の責任を負うものとする。

(免責事項)

第12条 乙は、地震等の天災、その他乙の責任に帰することのできない事由により、保安業務が実施できなくなったときは、その責務を免れるものとする。

(委託料金)

第13条 保安業務の委託料金等については、次の各号によるものとする。

- (1) 委託料金の明細については、別に定める「保安業務等委託料金明細表」によるものとする。
- (2) 乙は、保安業務等の当月履行分の委託料金を、月末締切の上翌月〇日迄に、甲に請求するものとする。
- (3) 甲は、前号の当月履行分の委託料金を、翌月〇〇日迄に、乙に現金をもって支払うものとする。
- (4) 請求内容等に疑義を生じた場合は、甲乙双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。
- (5) 委託料金は、経済情勢の変化その他特別の事由がある時は、甲乙双方の協議により改訂するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙において次の各号に該当する事項が生じた時は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲及び乙が本契約に違反した時
- (2) 甲が支払を停止し又は破産、和議、民事再生、会社更正若しくは会社整理の申し立てを行った時
- (3) 甲が債務者又は連帯保証人として、差押、仮差押、強制執行、競売等の処分を受けた時
- (4) 甲及び乙がその事業について関係行政庁から登録又は認定の取消し又はこれらに準ずる命令を受けた時

(契約解除時の処理)

第15条 本契約を解除した時の処理は、次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、本契約終了と同時に、残債務全額を直ちに現金にて乙に支払うものとする。
- (2) 乙は、甲から提出を受けていた書類一式を甲に返還するものとする。
- (3) 甲及び乙は、一般消費者等に対する保安業務の継続に必要な事項について、本契約解除後も互いに協力するものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、業務上又は取引上知り得た夫々の秘密をみだりに他に漏らさないものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴訟（手形、小切手訴訟を含む。）の管轄裁判所は、〇〇地方裁判所又は△△裁判所とし、提訴当事者がこれを選択できるものとする。

(契約条項の改訂)

第18条 社会情勢の変化、液化石油ガスに関する法令の改正、その他の重大な事由により契約条項に改訂の必要が生じた時は、甲乙協議の上、改訂できるものとする。

(契約期間)

第19条 この契約の有効期間は、契約締結の日から起算して2ケ年とする。

ただし、契約期間満了の3ヶ月前迄に、甲乙双方から文書による別段の意思表示がない時は、更に2ケ年延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第20条 本契約に定めのない事項について保安業務等の委受託上疑義を生じた時は、甲乙双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約の証として本書式通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各壺通を保有するものとする。

契約締結年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
名称 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

乙 所在地 〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地  
名称 株式会社〇〇〇保安機関  
代表者名 代表取締役 □ □ □ □ ㊟

**【参考資料】 保安業務の委託に関する法律・規則の規定**

(保安業務の委託)

法第28条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- (1) 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法
- (3) 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(委託契約に係る記載事項)

規則第28条 法第28条第3号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保安業務を実施した結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
- (2) 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項
- (3) 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

## 第4章 貯蔵施設及び充てん設備

<b>1. 貯蔵施設の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例</b> .....	183
(1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上10トン未満）の設置をする場合 .....	183
(2) 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上10トン未満）の変更をする場合 .....	197
<b>2. 特定供給設備の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例</b> .....	202
(1) 特定供給設備の設置をする場合(容器の場合) .....	202
(2) 特定供給設備の変更をする場合(容器の場合) .....	218
(3) バルク供給に係る特定供給設備の設置をする場合 .....	224
(4) バルク供給に係る特定供給設備の変更をする場合 .....	238
<b>3. 充てん設備の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例</b> .....	243
(1) 充てん設備の設置をする場合 .....	243
(2) 充てん設備の変更をする場合 .....	259
<b>4. その他の届出に関する提出書類の記載例</b> .....	267
(1) 充てん事業者報告 .....	267

# 1. 貯蔵施設の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例

## (1) 貯蔵施設(貯蔵量3トン以上10トン未満)の設置をする場合

提出書類名	関係法令		提出先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	184
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. 貯蔵施設等設置許可申請書の②～⑤	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	185
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	187
⑤ 特記事項	—	—	○	—	188
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	189
① 消防長等の意見書の正	法36-2	—	—	○	—
② 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	190
③ 貯蔵施設の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	192
④ 貯蔵施設の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	193
⑤ 貯蔵施設の構造図	51-2	—	—	○	194
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	195
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-1	33	—	○	196

様式 1

## 意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和43年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 1. 貯蔵施設及び特定供給設備の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和43年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 2. 提出先は、消防本部等に確認し記載すること。

## 防 火 管 理 の 計 画 書 (例)

### 1. 目 的

この計画は、液化石油ガス貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

### 2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせる。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、都道府県LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努める。

### 3. 自主点検

- (1) 業務主任者は、貯蔵施設の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施する。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を管理責任者に提出する。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講ずる。

### 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行う。

- (1) 充てん容器は、原則として積み重ねないこと。ただし10キログラム容器以下の容器で積み重ねのできるものは2段積以内とする。
- (2) 充てん容器または残ガス容器（以下容器という。）は立てて置き、転倒、転落、衝撃を受けないように措置する。
- (3) 貯蔵施設内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つ。
- (4) 容器の容器弁は確実に閉じておく。
- (5) 貯蔵施設には、容器及び計量器等作業に必要な物以外のものをみだりに置かない。
- (6) 容器は、必ず貯蔵施設に収納する。
- (7) 容器への移充てんは行わない。
- (8) 貯蔵施設内は、充てん容器と残ガス容器を区分して置く。
- (9) 貯蔵施設内では、絶対に火気を使用しない。
- (10) 貯蔵施設の周囲では、火気を使用する作業等をしない。
- (11) 貯蔵施設の消火器は毎月1回以上点検する。
- (12) 店舗には容器を置かない。

## 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関する事。
- (4) 消防隊の誘導に関する事。
- (5) その他

## 6. 消防機関への連絡等

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努める。
- (2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受ける。
- (3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を取得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録する。

別表

自主点検記録表(例)

点検項目	点検月日	月	日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	点検者印													
	業務主任者印													
1	貯蔵施設の警戒標は所定の場所に掲げられているか。													
2	貯蔵施設の警戒標の文字は鮮明か。													
3	容器貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を超えていないか。													
4	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。													
5	貯蔵施設周囲2m以内に火気又は発火性のものを置いていないか。													
6	貯蔵施設内の容器は転倒のおそれはないか。													
7	貯蔵施設の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。													
8	貯蔵施設内に充てん容器と残ガス容器が区別して置いてあるか。													
9	貯蔵施設内に計量器等作業に必要な物以外を置いていないか。													
10	貯蔵施設の屋根は破損していないか。													
11	貯蔵施設の扉は正常に開閉できるか。													
12	貯蔵施設の出入口は容器の持出に支障はないか。													
13	貯蔵施設内の温度は適正か。(40℃以下)													
14	貯蔵施設内の電気設備は異常ないか。													
15	貯蔵施設内で特に異質な臭いはしていないか。													
16	貯蔵施設内の消火器は所定の場所にあるか。													
17	貯蔵施設内の消火器の標示は有効か。													
18	貯蔵施設内の消火器は有効に使用できるか。													
19	貯蔵施設の換気口は有効に作用しているか。													
20	店舗にはガス漏えいを検知する器具を備えているか。													
21	貯蔵施設の床は破損していないか。													

(備考) 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

特 記 事 項

	月 日	項 目	内 容 (処 置)
点 検 以 外 の 記 録 事 項			

(備考) 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等設置許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

## 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書(例)

### 1. 設置の理由

液化石油ガスの取扱数量が増加したため、販売所と同一敷地内の貯蔵量3トン未満の既存の貯蔵施設を撤去し、販売所と同一敷地内に貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するため。

### 2. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
 販売所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地  
 貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
 貯蔵施設の面積 15.10 m<sup>2</sup>  
 貯蔵施設の障壁 有(補強コンクリートブロック造)

### 3. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第9号)

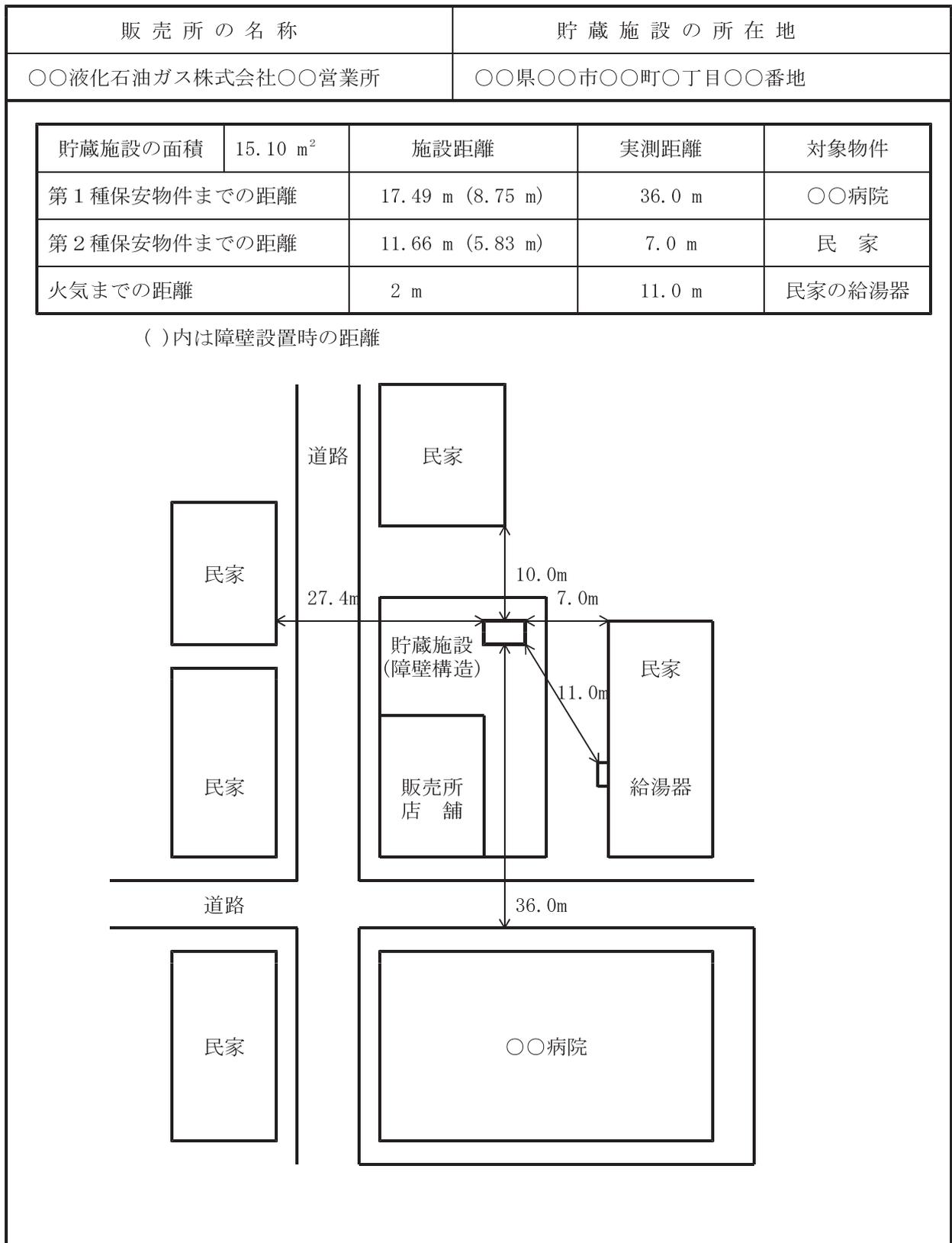
号	対 応 事 項												
第14条 第1号	警戒標 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス貯蔵施設 ② 燃 (赤色文字) ③ 火気厳禁 (赤色文字) ④ 無断立入禁止												
第2号	施設距離 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 施設距離 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">保安物件</th> <th style="width: 25%;">施設距離</th> <th style="width: 25%;">実測距離</th> <th style="width: 25%;">対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>17.49m(8.75m)</td> <td>36.0m</td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.66m(5.83m)</td> <td>7.0m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 施設距離の( )内は障壁設置時の距離を示す。</p> (3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 (有)・無	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	17.49m(8.75m)	36.0m	○○○病院	第2種保安物件	11.66m(5.83m)	7.0m	民家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	17.49m(8.75m)	36.0m	○○○病院										
第2種保安物件	11.66m(5.83m)	7.0m	民家										
第3号	障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック</u> ② 寸法 (高さ) <u>200 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼 (枠) <u>50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u>												

号	対 応 事 項
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、石綿スレート</u>
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 法定換気口面積 <u>15.10 m<sup>2</sup> × 300 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup> = 4,530 cm<sup>2</sup></u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>20 cm × (横) 40 cm × 8ヶ所</u> = <u>6,400 cm<sup>2</sup></u> 鉄筋断面積 <u>1 cm × 20 cm × 2 本 × 8ヶ所</u> = <u>320 cm<sup>2</sup></u> 実際換気口面積 <u>6,400 - 320 = 6,080 cm<sup>2</sup></u> (B) (B) > (A)
第6号	消火器 (1) 種類 <u>粉末消火器</u> 能力単位 <u>A-4, B-10以上</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2m以上ない場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> ② 高さ <u>----- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>----- m</u>
第16条 第9号	転落・転倒防止措置 壁に転倒・転落防止用フックを取り付け、くさり掛け等を行う。

貯蔵施設の位置を示す案内図(例)

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 km 目標物件 〇〇病院
<p>最寄駅等より販売所への経路及び販売所、貯蔵施設の位置を明示</p>		

貯蔵施設の付近の状況見取図(例)



## 貯蔵施設の構造図(例)

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

## 貯蔵施設等完成検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 貯蔵施設等完成検査受検届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3. 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 〇〇指定完成検査機関  
検査年月日 平成□□年□□月□□日

4. 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(2) 貯蔵施設(貯蔵量3トン以上10トン未満)の変更をする場合

提出書類名	関係法令		提出先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書(添付書類は新設と同じ)	56-2	—	○	—	184
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	198
① 消防長等の意見書の正	56-2	—	—	○	—
② 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	199
③ 貯蔵施設の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	202
④ 貯蔵施設の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	193
⑤ 貯蔵施設の構造図	56-2	—	—	○	194
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	201
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	195
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-1	33	—	○	196
<p>(注) 1. 変更許可申請が必要な事項</p> <p>(1) 貯蔵施設の位置を変更しようとする場合</p> <p>(2) 貯蔵施設の構造を変更しようとする場合</p> <p>(3) 貯蔵施設の設備を変更しようとする場合</p> <p>2. 変更届出が必要な事項</p> <p>(1) 貯蔵施設の消火設備を変更しようとする場合</p> <p>(2) 貯蔵施設に係る換気孔を増設しようとする場合</p> <p>(3) 貯蔵施設を撤去しようとする場合</p>					

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 3. 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

貯蔵施設の移設

貯蔵施設の位置及び構造等は、別紙のとおり。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) その他の添付書類として、意見書、見取図、案内図、構造図が必要である。新設参照

貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書

1. 変更の理由

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を販売所と同一敷地内に所有していたが、貯蔵施設に近接して民家が建ち、貯蔵施設との施設距離が不足するため既存の貯蔵施設を撤去し、販売所から3,000mの位置に土地を購入して貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するため。

2. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
 販売所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地  
 貯蔵施設の位置 変更前 販売所と同一敷地内  
 変更後 販売所から3,000m  
 ○○県○○市□□町□□丁目□□番地  
 貯蔵施設の面積 変更前 15.10 m<sup>2</sup>  
 変更後 15.10 m<sup>2</sup>  
 貯蔵施設の障壁 有(補強コンクリートブロック造)

3. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第9号)

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	警戒標 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス貯蔵施設 ② 燃(赤色文字) ③ 火気厳禁(赤色文字) ④ 無断立入禁止												
第2号	施設距離 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 施設距離 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>17.49m(8.75m)</td> <td>36.0m</td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.66m(5.83m)</td> <td>7.0m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> (注) 施設距離の( )内は障壁設置時の距離を示す。 (3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 (有)・無	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	17.49m(8.75m)	36.0m	○○○病院	第2種保安物件	11.66m(5.83m)	7.0m	民家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	17.49m(8.75m)	36.0m	○○○病院										
第2種保安物件	11.66m(5.83m)	7.0m	民家										
第3号	障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック</u> ② 寸法 (高さ) <u>200 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u>												

号	対 応 事 項
第3号	(2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼 (杵) <u>50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u>
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、石綿スレート</u>
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 法定換気口面積 <u>15.10 m<sup>2</sup> × 300 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup> = 4,530 cm<sup>2</sup></u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>20 cm × (横) 40 cm × 8ヶ所</u> = <u>6,400 cm<sup>2</sup></u> 鉄筋断面積 <u>1 cm × 20 cm × 2本 × 8ヶ所</u> = <u>320 cm<sup>2</sup></u> 実際換気口面積 <u>6,400 - 320 = 6,080 cm<sup>2</sup></u> (B) (B) > (A)
第6号	消火器 (1) 種類 <u>粉末消火器</u> 能力単位 <u>A-4, B-10以上</u> (2) 個数 <u>2個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2m以上ない場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>----</u> ② 高さ <u>---- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>---- m</u>
第16条 第9号	転落・転倒防止措置 壁に転倒防止用フックを取り付け、くさり掛け等を行う。

貯蔵施設の撤去  
様式第30(第58条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

貯蔵施設の撤去

2. 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3. 変更の理由

配送業務を第1種製造者に全量委託したため貯蔵施設を撤去する。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 2. 特定供給設備の設置、変更の許可申請に関する提出書類

### (1) 特定供給設備の設置をする場合(容器の場合)

提出書類名	関係法令		提出先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	203
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. 貯蔵施設等設置許可申請書の②～⑤	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	204
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	206
⑤ 特記事項	—	—	○	—	188
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	207
① 消防長等の意見書の正	法36-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	208
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	213
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	214
⑤ 特定供給設備の構造図	51-2	—	—	○	215
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	216
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-1	33	—	○	217

様式 1

## 意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和43年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 1. 貯蔵施設及び特定供給設備の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和43年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 2. 提出先は、消防本部等に確認し記載すること。

## 防 火 管 理 の 計 画 書 (例)

### 1. 目 的

この計画は、特定供給設備における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

### 2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

### 3. 自主点検

- (1) 業務主任者は、特定供給設備の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を○○営業所所長に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

### 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) 充てん容器等は、転倒、転落、衝撃を受けないように措置すること。
- (2) 貯蔵設備内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つこと。
- (3) 貯蔵設備内には、容器以外のものをみだりに置かないこと。
- (4) 貯蔵設備内では、絶対に火気を使用しないこと。
- (5) 貯蔵設備の周囲では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (6) 貯蔵設備の消火器は毎月1回以上点検すること。

### 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関すること。
- (4) 消防隊の誘導に関すること。
- (5) その他

### 6. 消防機関への連絡等

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努

めなければならない。

(2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。

(3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を取得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければならない。

別表

自主点検記録表 (例)

点検項目	点検月日	月	日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	点検者印													
	業務主任者確認印													
1	特定供給設備の警戒標は所定の場所に掲げられているか。													
2	特定供給設備の警戒標の文字は鮮明か。													
3	貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を超えていないか。													
4	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。													
5	貯蔵設備は火気取扱施設から8m以上の距離があるか。													
6	貯蔵設備内の容器は転倒のおそれはないか。													
7	貯蔵設備の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。													
8	貯蔵設備内に作業に必要な物以外を置いていないか。													
9	貯蔵設備の屋根は破損していないか。													
10	貯蔵設備の扉は正常に開閉できるか。													
11	貯蔵設備の出入口は容器の持出に支障はないか。													
12	貯蔵設備内の温度は適正か。(40℃以下)													
13	貯蔵設備内の電気設備は異常ないか。													
14	貯蔵設備内で特に異状なおいはしていないか。													
15	貯蔵設備内の消火器は所定の場所にあるか。													
16	貯蔵設備内の消火器の標示は有効か。													
17	貯蔵設備内の消火器は有効に使用できるか。													
18	貯蔵設備の換気口は有効に作用しているか。													
19	貯蔵設備の床は破損していないか。													

(備考) 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等設置許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

特定供給設備の位置及び構造等の明細書(例)

1. 設置の理由

マーケット〇〇〇店の新設に伴い、同店の冷暖房をガスエンジンヒートポンプ(GHP)により行うため、貯蔵能力3,200kgの特定供給設備を設置し、液化石油ガスを供給するため。

2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 マーケット〇〇〇店  
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

3. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第53条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項												
第1号	貯蔵設備の基準												
	イ 設備距離 (1) 貯蔵能力 <u>50 kg(容器) × 64(本) = 3,200 kg</u> (2) 設備距離												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>16.97m(13.58m)</td> <td>15.0m</td> <td>マーケット〇〇〇店</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.31m(9.05m)</td> <td>100m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	16.97m(13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店	第2種保安物件	11.31m(9.05m)	100m	民家
	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件									
第1種保安物件	16.97m(13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店										
第2種保安物件	11.31m(9.05m)	100m	民家										
(注) 設備距離の( )内は障壁設置時の距離を示す。 (3) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無													
第1号	ロ 障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック(一部鉄筋コンクリート)</u> ② 寸法 (高さ) <u>210 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>10 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>192 cm</u> (幅) <u>132 cm</u> ③ 補強 <u>等辺山形鋼(枠) 40 mm × 40 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>38 cm, 39 cm</u> (横) <u>33 cm</u>												
	ハ 火気取扱施設距離等 (1) 火気取扱施設の種類 <u>GHP室外機</u> (2) 火気取扱施設距離 <u>18.5 m</u> (3) 火気取扱施設距離が8 m以上ない場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>----</u> ② 高さ <u>---- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>---- m</u>												

号	対 応 事 項
第1号	<p>ニ 滞留防止措置</p> <p>(1) 容器置場面積 <math>\frac{20.54 \text{ m}^2}{}</math></p> <p>(2) 法定換気口面積 <math>\frac{20.54 \text{ m}^2}{} \times 300 \text{ cm}^2/\text{m}^2 = \frac{6,162 \text{ cm}^2}{} \text{ (A)}</math></p> <p>(3) 換気口面積</p> <p>開口部面積 (縦) <math>\frac{39 \text{ cm}}{} \times</math> (横) <math>\frac{39 \text{ cm}}{} \times \frac{10\text{ヶ所}}{}</math> <math>= \frac{15,210 \text{ cm}^2}{}</math></p> <p>鉄筋断面積 <math>\frac{1 \text{ cm}}{} \times \frac{39 \text{ cm}}{} \times \frac{4 \text{本}}{} \times \frac{10\text{ヶ所}}{}</math> <math>= \frac{1,560 \text{ cm}^2}{}</math></p> <p>実際換気口面積 <math>\frac{15,210}{} - \frac{1,560}{} = \frac{13,650 \text{ cm}^2}{} \text{ (B)} \quad \text{(B)} &gt; \text{(A)}</math></p> <hr/> <p>ホ さく、へい等の設置・・・貯蔵設備の建屋と兼ねる。</p> <hr/> <p>へ 警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 容器置場入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① L P G 特定供給設備</p> <p>② 燃(赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁(赤色文字)</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、次の事項を表示した標識を掲げる。</p> <p>① 特定供給設備の管理者の住所、氏名</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地</p> <p style="padding-left: 2em;">〇 〇 〇 〇</p> <p>② 電話番号(昼間・夜間) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <hr/> <p>ト 消火器</p> <p>(1) 型式 <math>\frac{20\text{型(A5B12C)} \ 6 \ \text{kg}}{}</math></p> <p>(2) 個数 <math>\frac{4 \ \text{個}}{}</math></p> <p>(3) 設置場所 当該容器置場の入口外側の収納ボックス内に設置する。</p> <hr/> <p>チ 屋根材等</p> <p>屋根組及び屋根の材料 <math>\frac{\text{軽量鉄骨、折板}}{}</math></p> <hr/> <p>リ 転落転倒防止措置</p> <p>(1) 容器置場は水平でかつ上から物が落ちる恐れがないようにする。</p> <p>(2) 転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。</p> <hr/> <p>ヌ 腐食防止措置</p> <p>(1) 充てん容器は全面にわたって十分に防錆塗装がされた容器を使用する。</p> <p>(2) 容器置場は排水のよい構造とし容器の底部を乾きやすくする。</p>
第2号	貯槽の基準・・・貯槽を設置しない。
第3号	容器交換時の供給中断防止措置 自動切替式調整器を設置する。
第4号	第18条第4号から第8号まで、第10号及び第19号から第21号までの基準

号	対 応 事 項
第18条 第4号	貯蔵設備、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙-1に貯蔵設備、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、集合装置及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、集合装置及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。
第8号	集合装置及び供給管に関する基準 イ 高圧部の耐圧試験 充てん容器と調整器の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。 ロ 低圧部の耐圧試験 調整器とガスメータの間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。 ハ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。 ニ 引張試験 充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で1kN以上の引張試験に合格するものを使用する。
第10号	漏えい試験 バルブ、集合装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準……気化装置は設置しない。 イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。 ロ 耐圧試験    --- MPa ハ 加熱方式    -----

号	対 応 事 項
第18条 第19号	ニ 液流出防止方式 _____ ホ 温水部の凍結防止措置 _____  ※ 気化装置のメーカー、型式等 (1) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u> (2) 型式 <u>000-0000-00</u> (3) 処理能力 <u>000 kg/h</u>
第20号	調整器に関する基準  イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。  ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上 (2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上  ハ 調整圧力、閉そく圧力(2段式減圧用1次側のものを除く。) 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。 (1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下 (2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。  ※ 調整器の種類、メーカー、型式等 (1) 種類 <u>自動切替式一体型</u> (2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u> (3) 型式 <u>1次側 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u> (4) 容量 <u>1次側 100 kg/h 2個</u> <u>2次側 100 kg/h 2個</u>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。

## 参 考

### 貯蔵設備、調整器及びガスメータの選定根拠

#### 1. 設計条件

- (1) 使用容器の種類 ..... 50kg容器
- (2) 液化石油ガスの規格 ..... い号(PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 ..... 63.5kg/h  
GHP設置台数 20馬力 15台  
1台当たり消費量 2.04m<sup>3</sup>/h  
最大消費数量=2.04×15=30.6m<sup>3</sup>/h=63.5kg/h  
(m<sup>3</sup>/hからkg/hへの換算値：1/0.482)
- (4) ピーク時の気温 ..... 0℃
- (5) 50kg容器1本当たりのガス発生能力 ..... 2.0kg/h  
LPガス設備設置基準及び取扱要領(平成11年版：KHK)より  
気温0℃時の連続使用のガス発生能力を採用

#### 2. 容器設置本数の計算

- (1) 必要本数 最大消費数量÷容器1本当たりガス発生能力  
=63.5÷2.0=31.8.....32本(片側)採用
- (2) 設置本数 32×2= 64本(両側)
- (3) 貯蔵量 50kg×64=3,200kg

#### 3. 調整器容量の計算

調整器容量：最大消費数量×1.5=63.5×1.5=95.3kg/h.....100kg/h採用

#### 4. ガスメータ容量の計算

メータ容量：最大消費数量×1.2=30.6×1.2=36.7m<sup>3</sup>/h..... 45m<sup>3</sup>/h採用

特定供給設備の位置を示す案内図(例)

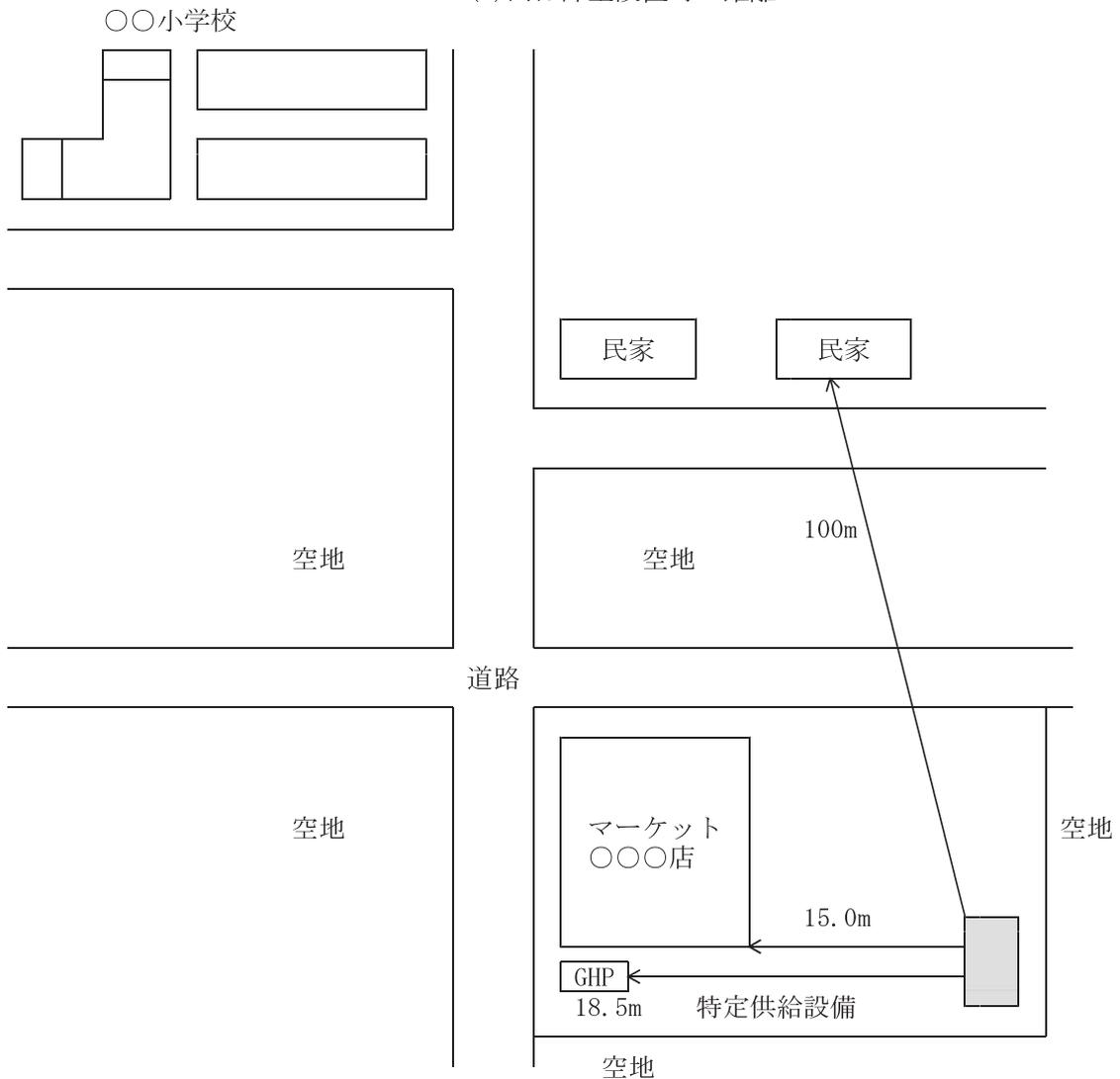
特定供給設備の設置先名称		特定供給設備の所在地
マーケット〇〇〇店		〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 km 目標物件 〇〇小学校
<p>最寄駅等より特定供給設備への経路、位置を明示</p>		

特定供給設備の付近の状況見取図(例)

特定供給設備の設置先名称	特定供給設備の所在地
マーケット〇〇〇店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

貯蔵能力	3,200 kg	設備距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		16.97 m (13.58 m)	15.0 m	マーケットの建物
第2種保安物件までの距離		11.31 m ( 9.05 m)	100 m	民家
火気を取り扱う施設までの距離		8 m	18.5 m	GHP室外機

( )内は障壁設置時の距離



## 特定供給設備の構造図(例)

特定供給設備の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

## 貯蔵施設等完成検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店

特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 貯蔵施設等完成検査受検届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3. 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 〇〇指定完成検査機関  
検査年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4. 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(2) 特定供給設備の変更をする場合(容器の場合)

提出書類名	関係法令		提出先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書(添付書類は新設と同じ)	56-2	—	○	—	203
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	219
① 消防長等の意見書の正	56-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	220
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	213
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	214
⑤ 特定供給設備の構造図	56-2	—	—	○	215
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	223
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	216
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-1	33	—	○	217
<p>(注) 1. 変更許可申請が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定供給設備の位置を変更しようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の構造を変更しようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の設備を変更しようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の装置を変更しようとする場合</li> </ul> <p>2. 変更届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定供給設備の消火設備の変更をしようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備に係る換気孔の増設をしようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の廃止をしようとする場合</li> </ul>					

特定供給設備の貯蔵能力の増加(例)  
様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 3. 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

特定供給設備の位置及び構造等は、別紙明細書のとおり。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書(例)

1. 変更の理由

特定供給設備の設置先マーケット〇〇〇店に50kg容器64本(3,200kg)を設置し液化石油ガスを供給してきたが、同店でガスエンジンヒートポンプ(GHP)を追加導入することとなったため貯蔵能力が十分に賅えるよう50kg容器68本(3,400kg)に変更するため。

2. 変更内容

変更前 特定供給設備の貯蔵能力：3,200kg

変更後 特定供給設備の貯蔵能力：3,400kg

3. 特定供給設備技術上の基準に対応する事項(液化石油ガス法施行規則第53条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項												
第1号	<p>貯蔵設備の基準</p> <p>イ 設備距離            (1) 貯蔵能力 <math>\underline{50 \text{ kg(容器)} \times 68 \text{ (本)} = 3,400 \text{ kg}}</math>            (2) 設備距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>16.97m (13.58m)</td> <td>15.0m</td> <td>マーケット〇〇〇店</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.31m (9.05m)</td> <td>100m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 設備距離の( )内は障壁設置時の距離を示す。            (3) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 (有)・無</p> <p>ハ 火気取扱施設距離等            (1) 火気取扱施設の種類 <u>GHP室外機</u>            (2) 火気取扱施設距離 <u>18.5 m</u>            (3) 火気取扱施設距離が8m以上ない場合の障壁……該当しない。            ① 材料 <u>----</u>            ② 高さ <u>---- m</u>            ③ 迂回水平距離 <u>---- m</u></p> <p>ト 消火器            (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u>            (2) 個数 <u>4 個</u>            (3) 設置場所 当該容器置場の入口外側の収納ボックス内に設置する。</p> <p>リ 転落転倒防止措置            (1) 容器置場は水平でかつ上から物が落ちる恐れがないようにする。            (2) 転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。</p> <p>ヌ 腐食防止措置            (1) 充てん容器は全面にわたって十分に防錆塗装がされた容器を使用する。            (2) 容器置場は排水のよい構造とし容器の底部を乾きやすくする。</p>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店	第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店										
第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家										

号	対 応 事 項
第3号	容器交換時の供給中断防止措置 自動切替式調整器を設置する。
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、集合装置及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、集合装置及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第8号	集合装置及び供給管に関する基準  イ 高圧部の耐圧試験 充てん容器と調整器の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。  ロ 低圧部の耐圧試験 調整器とガスメータの間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。  ハ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。  ニ 引張試験 充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で1kN以上の引張試験に合格するものを使用する。
第10号	漏えい試験 バルブ、集合装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。

## 参 考

### 貯蔵設備、調整器及びガスメータの選定根拠

#### 1. 設計条件

- (1) 使用容器の種類 ..... 50kg容器  
(2) 液化石油ガスの規格 ..... い号(PP95%以上)  
(3) 最大消費数量 ..... 66.4 kg/h  
    GHP設置台数 20馬力 16台  
    1台あたり消費量 2.0m<sup>3</sup>/h  
    最大消費数量=2.0×16=32.0m<sup>3</sup>/h=66.4kg/h  
    (m<sup>3</sup>/hからkg/hへの換算値：1/0.482)  
(4) ピーク時の気温 ..... 0℃  
(5) 50kg容器1本当たりのガス発生能力 ..... 2.0kg/h  
    LPガス設備設置基準及び取扱要領(平成11年版：KHK)より  
    気温0℃時の連続使用のガス発生能力を採用

#### 2. 容器設置本数の計算

- (1) 必要本数 最大消費数量÷容器1本あたりガス発生能力  
    =66.4÷2.0=33.2.....34本(片側)採用  
(2) 設置本数 34×2= 68本(両側)  
(3) 貯蔵量 50kg×68=3,400kg

#### 3. 調整器容量の計算

調整器容量：最大消費数量×1.5=66.4×1.5=99.6kg/h.....100kg/h採用

#### 4. ガスメータ容量の計算

メータ容量：最大消費数量×1.2=32.0×1.2=38.4m<sup>3</sup>/h..... 45m<sup>3</sup>/h採用

特定供給設備の廃止(例)  
様式第30(第58条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 貯蔵施設等変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所に係る特定供給設備の廃止  
特定供給設備の設置先名称 レストラン〇〇〇〇  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
許可年月日 平成〇年〇〇月〇〇日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

### 2. 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 3. 変更の理由

他の事業者へ営業権譲渡のため

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(3) バルク供給に係る特定供給設備の設置をする場合

提出書類名	関係法令		提出先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	225
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. 貯蔵施設等設置許可申請書の②～⑤	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	226
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	228
⑤ 特記事項	—	—	○	—	188
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	229
① 消防長等の意見書の正	法36-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	230
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	213
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	214
⑤ 特定供給設備の構造図	51-2	—	—	○	215
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	216
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-1	33	—	○	217

## 意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和43年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 1. 貯蔵施設及び特定供給設備の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和43年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 2. 提出先は、消防本部等に確認し記載すること。

## 防 火 管 理 の 計 画 書 (例)

### 1. 目 的

この計画は、バルク特定供給設備における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

### 2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

### 3. 自主点検

- (1) 業務主任者は、バルク特定供給設備の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を○○営業所所長に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

### 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) バルクローリからバルク貯槽へのLPガス受入時にガスを漏えいさせないこと。
- (2) バルク貯槽に自動車等の車両が接触しない措置を講ずること。
- (3) バルク貯槽の周辺には、可燃性の物を置かないこと。
- (4) バルク貯槽の周辺では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (5) バルク貯槽の消火器は毎月1回以上点検すること。

### 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関すること。
- (4) 消防隊の誘導に関すること。
- (5) その他

## 6. 消防機関への連絡等

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。
- (2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。
- (3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を取得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければならない。

別 表

自 主 点 検 記 録 表 (例)

点検項目	点 検 月 日	月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	点 検 者 印													
	業務主任者確認印													
1	バルク貯槽又はその周辺に緊急連絡先が表示されているか。													
2	緊急連絡先の文字は鮮明か。													
3	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。													
4	バルク貯槽は、火気取扱施設から5m以上の距離があるか。													
5	バルク貯槽からガスの漏えいはないか。													
6	バルク貯槽の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。													
7	バルク貯槽の基礎は、有害な割れ、沈下等がないか。													
8	バルク貯槽に自動車等の車両が接触しない措置が講じてあるか。													
9	バルク貯槽に腐しょく、割れ等の欠陥はないか。													
10	バルク貯槽の電気設備は異常ないか。													
11	バルク貯槽の消火器は所定の場所にあるか。													
12	バルク貯槽の消火器の標示は有効か。													
13	バルク貯槽の消火器は有効に使用できるか。													

(備考) 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等設置許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2. 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

バルク供給に係る特定供給設備の位置及び構造等は、別紙明細書のとおり。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

バルク供給に係る特定供給設備の位置及び構造等の明細書(例)

1. 設置の理由

〇〇〇病院の厨房機器、ボイラー、冷暖房機器（GHP）等の消費設備に、貯蔵能力2.9トン型のバルク貯槽による特定供給設備を設置し、液化石油ガスを供給するため。

2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 〇〇〇病院

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

3. 特定供給設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備 考
1	2.9トン型バルク貯槽	内容積 7,231ℓ	1基	地上設置
2	電熱温水加熱式気化装置	100kg/h	1基	
3	圧力調整器	1次側 100kg/h " 100kg/h 2次側 100kg/h	1個 1個 2個	気化装置出口に設置 貯槽気相ラインに設置 供給圧力に減圧用
4	ガス漏れ検知警報設備	2点式	1式	貯槽のプロテクター内及び 気化装置横に設置
5	付帯配管設備	-----	1式	

4. 貯蔵能力

貯蔵能力の計算

$$W=0.85wV$$

W：貯蔵能力（kg）

w：常用の温度における液化石油ガスの比重 0.473(40℃)  
(プロパン98% ブタン2%)

V：バルク貯槽の内容積 7,231ℓ

$$\therefore W=0.85 \times 0.473 \times 7,231 = 2,907\text{kg}$$

5. バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項
第1号	バルク容器の基準……バルク容器は設置しない。
第2号	バルク貯槽の基準 イ バルク貯槽の基準適合性 高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置する。 (注) 特定設備基準適合証の場合は次の記載とする。 高圧ガス保安法第56条の6の14第2項で定める「特定設備基準適合証」を有するものを設置する。

号	対 応 事 項												
第2号	<p>ロ 設備距離</p> <p>(1) 設備距離 貯蔵能力 <u>2,907kg(バルク貯槽)</u> × <u>1 (基)</u> = <u>2,907kg</u></p> <table border="1" data-bbox="359 412 1396 622"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>16.97m ( 0m)</td> <td>150m</td> <td>〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.31m ( 0m)</td> <td>35m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 設備距離の( )内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(2) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有・<input checked="" type="radio"/>無</p> <p>① 材料 <u>-----</u></p> <p>② 寸法 (高さ) <u>---- cm</u> (厚さ) <u>-- cm</u></p> <p>③ 配筋 <u>-- mm, -- mm</u> 鉄筋 間隔 (縦) <u>-- cm</u> (横) <u>-- cm</u></p> <p>(3) 地盤面下に埋設の必要性 有・<input checked="" type="radio"/>無</p> <p>ハ 火気取扱施設距離等</p> <p>(1) 火気取扱施設の種類 <u>消火ポンプ</u></p> <p>(2) 火気取扱施設距離 <u>10.0 m</u></p> <p>(3) 火気取扱施設距離が5m以上ない場合の障壁……該当しない。</p> <p>① 材料 <u>-----</u> (注) 3トン以上の場合8m</p> <p>② 高さ <u>---- m</u></p> <p>③ 迂回水平距離 <u>---- m</u></p> <p>ニ 消火器</p> <p>(1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6kg</u></p> <p>(2) 個数 <u>3 個</u></p> <p>(3) 設置場所 <u>バルク貯槽横の収納ボックス内に設置する。</u></p> <p>ホ 規則第19条第3号ハ及び第4号から第6号に対応する事項</p>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	16.97m ( 0m)	150m	〇〇小学校	第2種保安物件	11.31m ( 0m)	35m	民 家
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	16.97m ( 0m)	150m	〇〇小学校										
第2種保安物件	11.31m ( 0m)	35m	民 家										
第19条 第3号	<p>ハ バルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置する。</p> <p>(1) 安全弁 バネ式安全弁を設置する。</p> <p>(2) 液面計 フロート式液面計を設置する。 液面計には85%表示を朱書 液面は常時電話回線によりガス供給者で監視</p> <p>(3) 過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置する。(最高液面85%)</p> <p>(4) カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置する。</p> <p>(5) ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置する。</p>												

号	対 応 事 項
第19条 第3号	<p>(6) ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置する。</p> <p>(7) 均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置する。</p> <p>(8) プロテクター (1)～(7)の機器を保護するためプロテクターを設置する。</p> <p>(9) LPガス、火気厳禁の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に「LPガス」「火気厳禁」と朱書する。</p> <p>(10) 緊急連絡先の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示する。 緊急連絡先 <u>〇〇液化石油ガス(株)〇〇営業所 電話番号000-000-0000</u></p> <p>(11) 腐食防止措置 バルク貯槽は下地処理後、錆止め20<math>\mu</math>m以上/回、上塗り15<math>\mu</math>m以上/回の塗装を2回実施する。</p> <p>(12) 転倒防止等措置 バルク貯槽のサドルは、コンクリート基礎にアンカーボルトで固定する。</p>
第4号	<p>漏えい試験 バルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置する。</p>
第5号	<p>ガス漏れ検知器 バルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続する。</p>
第6号	<p>バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 気化装置を使用するため該当しない。</p>
第2号	<p>へ 規則第19条第3号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項</p>
第19条 第3号	<p>ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>(1) バルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から5cm以上高くする。</p> <p>(2) 車両接触防止措置 バルク貯槽の周囲は、ガードレール(鉄板)で囲み、車両の接触を防止する。</p> <p>(3) バルク貯槽の固定 バルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定する。</p> <p>(4) バルク貯槽の接地 バルク貯槽は、アース棒(10<math>\phi</math>×500mm)で大地と電氣的に接続する。</p> <p>(5) 安全弁の放出管 バルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付ける。</p>
第2号	<p>ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽……該当しない。</p> <p>チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽……該当しない。</p>
第3号	<p>第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項</p>

号	対 応 事 項
第18条 第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙-1 にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙-2 にバルブ、受入・払出配管及び供給管等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載 別紙-3 にバルク貯槽、気化装置、バルブ等に関する添付書類を記載
第10号	漏えい試験 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準  イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。 ロ 耐圧試験 <u>2.7 MPa</u> ハ 加熱方式 <u>電熱温水加熱式</u> ニ 液流出防止方式 <u>温水温度制御方式による液流出防止</u> ホ 温水部の凍結防止措置 <u>寒冷地でないため該当しない。</u>  ※ 気化装置のメーカー、型式等 (1) メーカー <u>〇〇〇(株)</u> (2) 型式 <u>00-0000</u> (3) 処理能力 <u>100kg/h</u>
第20号	調整器に関する基準  イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。  ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上 (2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上

号	対 応 事 項
第18条 第20号	<p>ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。）            次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。</p> <p>(1) 生活用の調整器            調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>(2) 生活用以外の調整器            調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。</p> <p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等</p> <p>(1) 種類 <u>2段減圧式分離型</u></p> <p>(2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u></p> <p>(3) 型式 <u>1次側（気化装置出口） 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u>  <u>1次側（貯槽気相ライン） 00-000-0</u></p> <p>(4) 容量 <u>1次側（気化装置出口） 100kg/h 1個</u> <u>2次側 100kg/h 2個</u>  <u>1次側（貯槽気相ライン） 100kg/h 1個</u></p>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。

## 参 考

### バルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠

#### 1. 設計条件

- (1) 使用貯槽の種類 …………… 7,231ℓ (2,907kg) バルク貯槽
- (2) 液化石油ガスの規格 …………… い号(PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 …………… 65.90kg/h

#### 【最大消費数量算定根拠】

##### ① 温水ボイラー

給湯時消費数量 465kW=33.33kg/h

##### ② 厨 房

総消費数量 274kW=19.64kg/h

※ 同時使用率 70% (13.75kg/h)

##### ③ GHP

〈GH-1〉  $2.27\text{m}^3/\text{h} \div 0.482 \times 1\text{台} = 4.71\text{kg/h}$  ( $\text{m}^3$ からkgへの換算は0.482を使用)

〈GH-2〉  $1.91\text{m}^3/\text{h} \div 0.482 \times 2\text{台} = 7.93\text{kg/h}$

〈GH-3〉  $1.49\text{m}^3/\text{h} \div 0.482 \times 2\text{台} = 6.18\text{kg/h}$

18.82kg/h

※ 同時使用率 100% (18.82kg/h)

∴最大消費数量=①+②+③=33.33+13.75+18.82=65.90kg/h

#### 2. ローリ充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼働時間}} = \frac{2,907 \times 2/3}{65.90 \times 5} = 5.9 \text{ 日}$$

#### 3. 気化装置の選定

最大消費数量 $\times 1.2 = 65.90 \times 1.2 = 79.08 \rightarrow 100\text{kg/h}$  採用

#### 4. 調整器の選定

最大消費数量 $\times 1.5 = 65.90 \times 1.5 = 98.85 \rightarrow 1$  次側 100kg/h 1個 採用

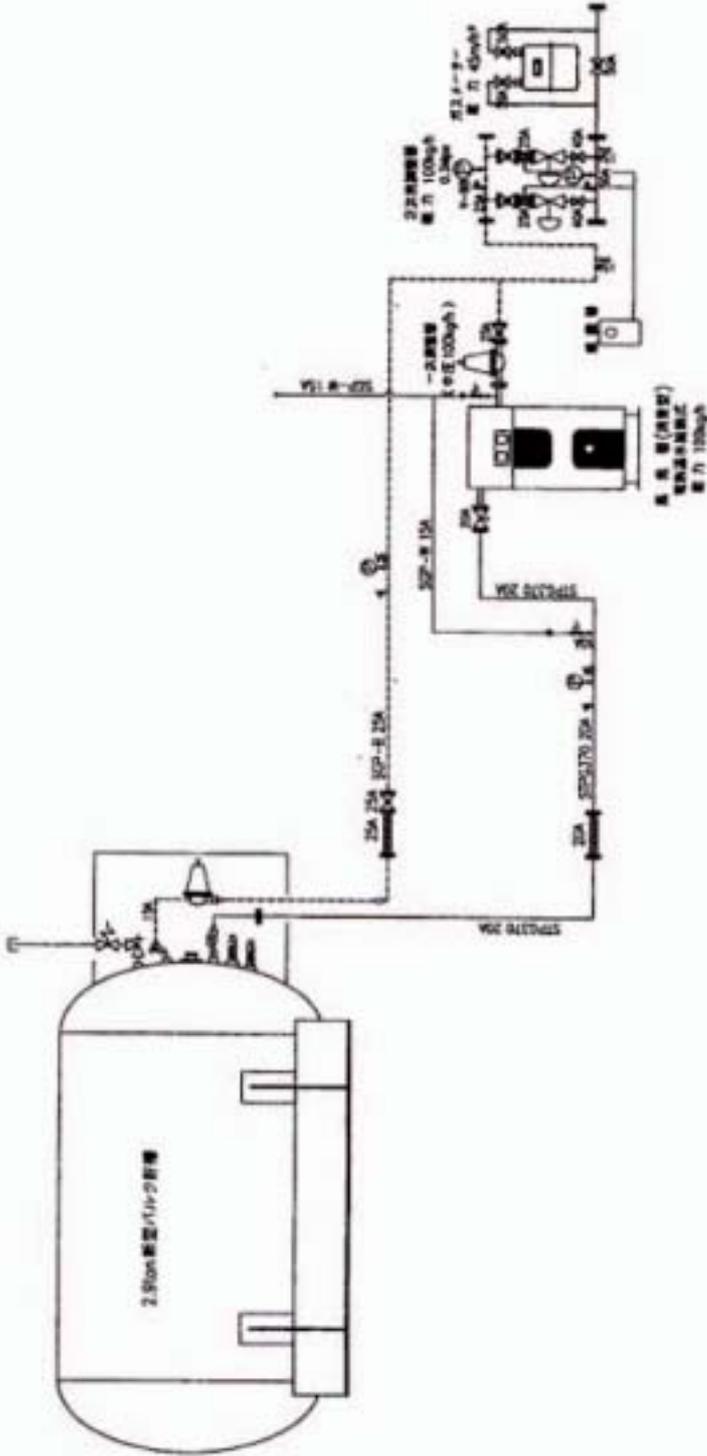
2 次側 100kg/h 2個 採用

#### 5. ガスメータの選定

最大消費数量 $\times 0.482 \times 1.2 = 65.90 \times 0.482 \times 1.2 = 38.12 \rightarrow 45\text{m}^3/\text{h}$  採用



# 配管系統図 (例)



記号	名称	記号	名称	記号	名称
△	LPG気	◇	ボール弁	△	圧力調整器
▽	LPGベーパー	◇	ゾーブ弁	△	減圧弁
○	LPガス	◇	ストレーナー	○	圧力計
◇	安全弁	◇	小型弁	○	温度計
▽	ガス逆流防止弁	◇	ブロー弁		
◇	バルブ付標準用カップリング	◇	配管安全弁		

工事名称	工事場所	工事内容	図面番号 No.	△
LPガス特定供給設備 配管系統図				

(4) バルク供給に係る特定供給設備の変更をする場合

提出書類名	関係法令		提出先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書(添付書類は新設と同じ)	56-2	—	○	—	225
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	239
① 消防長等の意見書(正本)	56-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	240
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	213
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	214
⑤ 特定供給設備の構造図	56-2	—	—	○	215
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	201
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	216
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-1	33	—	○	217
<p>(注) 1. 変更許可申請が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定供給設備の位置を変更しようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の構造を変更しようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の設備を変更しようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の装置を変更しようとする場合</li> </ul> <p>2. 変更届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定供給設備の消火設備の変更をしようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備に係る換気孔の増設をしようとする場合</li> <li>・ 特定供給設備の廃止をしようとする場合</li> </ul>					

気化装置、調整器の交換(例)  
様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 3. 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

バルク供給に係る特定供給設備の位置及び構造等は、別紙明細書のとおり。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## バルク供給に係る特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書(例)

### 1. 変更の理由

特定供給設備の設置先マーケット〇〇〇店において、ガスエンジンヒートポンプ(GHP)の追加導入を決定したため最大消費量が増加となる。このことに伴い電熱温水加熱式気化装置および圧力調整器を各々変更することで最大消費量に適合した設備とするため。

### 2. 変更の内容

変更前 電熱温水加熱式気化装置：100kg/h×1基、圧力調整器：100kg/h×4台

変更後 電熱温水加熱式気化装置：200kg/h×1基、圧力調整器：200kg/h×4台

### 3. 変更する設備の概要

No.	設備内容	規模及び仕様等	設置数	備考
1	電熱温水加熱式気化装置	200kg/h 型式□□□	1基	
2	圧力調整器	1次側 200kg/h 型式〇〇〇 " 200kg/h 型式〇〇〇 2次側 200kg/h 型式△△△	1台 1台 2台	気化装置出口 貯槽気相ライン 供給圧力に減圧用

### 4. バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

※1. 号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

2. 該当するもののみを記載する。

	号	対応事項
第18条 第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定
第5号	一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適合する数量の液化石油ガスを供給しようものを設置する。 別紙-1にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載	一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適合する数量の液化石油ガスを供給しようものを設置する。 別紙-1にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第6号	腐食、割れ等の欠陥	腐食、割れ等の欠陥
第7条	バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものが使用されている。	バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものが使用されている。
第6号	腐食防止措置	腐食防止措置
第7条	バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置が講じられている。	バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置が講じられている。
第7条	使用材料	使用材料
	バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものが使されている。	バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものが使されている。

号	対 応 事 項
第10号	漏えい試験 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものが使用されている。
第19号	<p>気化装置に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験 <u>2.7MPa</u></p> <p>ハ 加熱方式 <u>電熱温水加熱式</u></p> <p>ニ 液流出防止方式 <u>温水温度制御方式による液流出防止</u></p> <p>ホ 温水部の凍結防止措置 <u>寒冷地でないため該当しない。</u></p> <p>※ 気化装置のメーカー、型式等</p> <p>(1) メーカー <u>〇〇〇(株)</u></p> <p>(2) 型式 <u>00-0000</u></p> <p>(3) 処理能力 <u>200kg/h</u></p>
第20号	<p>調整器に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。</p> <p>(1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>(2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p> <p>ハ 調整圧力、閉そく圧力(2段式減圧用1次側のものを除く。) 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。</p> <p>(1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>(2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。</p>
	<p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等</p> <p>(1) 種類 2段減圧式分離型</p> <p>(2) メーカー 〇〇〇〇(株)</p> <p>(3) 型式 1次側(気化装置出口) 00-000-0 2次側 00-000-0 1次側(貯槽気相ライン) 00-000-0</p> <p>(4) 容量 1次側(気化装置出口) 200kg/h 1台 2次側 200kg/h 2台 1次側(貯槽気相ライン) 200kg/h 2台</p>

参 考

バルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用調整器の種類……………7.231 $\frac{kg}{h}$  (2,907kg)バルク貯槽
- (2) 液化石油ガスの規格……………い号(PP95%以上)
- (3) 最大消費数量……………65.90kg/h

【最大消費数量算定根拠】

① 温水ボイラー

給湯時消費数量 465kW=33.33kg/h

② 厨房

総消費数量 274kW=19.64kg/h

※ 同時使用率 70% (13.75kg/h)

③ GHP

<GH-1> 2.27m<sup>3</sup>/h ÷ 0.482 × 1台 = 4.71kg/h (m<sup>3</sup>からkgへの変換は0.482を使用)

<GH-2> 1.91m<sup>3</sup>/h ÷ 0.482 × 2台 = 7.93kg/h

<GH-3> 1.49m<sup>3</sup>/h ÷ 0.482 × 2台 = 6.18kg/h

<増設> 2.27m<sup>3</sup>/h ÷ 0.482 × 13台 = 61.22kg/h

80.04kg/h

※ 同時使用率 100% (84.75kg/h)

最大消費数量 = ① + ② + ③ = 33.33 + 13.75 + 80.04 = 127.2kg/h

2. ローリ充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼働時間}} = \frac{2,907 \times 2/3}{127.2 \times 5} = 3.05 \text{日}$$

3. 気化装置の選定

$$\text{最大消費数量} \times 1.2 = 127.1 \times 1.2 = 152.52 \rightarrow 200\text{kg/h採用}$$

4. 調整器の選定

$$\text{最大消費数量} \times 1.5 = 127.1 \times 1.5 = 190.65 \rightarrow \begin{array}{l} \text{1次側 } 200\text{kg/h } 2 \text{台採用} \\ \text{2次側 } 200\text{kg/h } 2 \text{台採用} \end{array}$$

### 3. 充てん設備の設置、変更の許可申請に関する提出書類及び記載例

#### (1) 充てん設備の設置をする場合

提出書類名	関係法令		提出先	頁
	液石法規則	様式	知事	No.
1. 充てん設備許可申請書	63	35	○	244
① 充てん設備の構造、装置に関する明細書	63-2-1	—	○	245
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	63-2-2	—	○	253
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	63-2-2	—	○	254
④ 充てん作業者講習修了証の写し	75	—	○	—
2. 充てん設備完成検査申請書	68	38	○	255
3. (充てん設備完成検査受検届書)	69	40	○	256
4. 充てん設備保安検査申請書	81	44	○	257
5. (充てん設備保安検査受検届書)	82	46	○	258

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 充てん設備許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本 拠 の 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本 拠 の 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

貯蔵設備の記号・番号 □〇1234  
貯蔵設備の貯蔵能力 2,300kg

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

## 充てん設備の設備、装置等の明細書(例)

### 1. 充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	能 力	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカー
1	容 器	横置円筒型	2,300kg	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
2	液送ポンプ	000-0000	135L/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
3	流 量 計	00-00-00	75kg/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
4	追突検知器	ハイブロススイッチ	----	----	----	----	〇〇〇〇(株)
5	ガス検知器	00-00	1点式	----	----	----	〇〇〇〇(株)

### 2. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガス法施行規則第64条第1項各号に対応する事項

※号数の網掛け部分は施行規則第14条、第16条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項
第1号	容 器 貯蔵設備は、容器保安規則の基準に適合した容器を使用する。
第2号	耐圧試験 液化石油ガスの通る部分は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものを使用する。
第3号	気密試験 液化石油ガスの通る部分は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格したものを使用する。
第4号	ガス設備の肉厚 液化石油ガスの通る部分は、特定設備検査規則第12条及び第14条の規定に適合する肉厚を有するものを使用する。又、当規定が適用できないものについては、常用の圧力の4倍の圧力による加圧試験に合格したものを使用する。
第5号	遠隔操作 充てんポンプの起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものを使用する。

号	対 応 事 項
第6号	火花発生防止構造 充てんポンプを駆動させる発電機は、火花を発生しない構造である。
第7号	充てんホースの構造 充てんホースは、鋼線編組式構造のものを使用する。
第8号	充てんホースの安全継手 充てんホースには、充てんホースの先端より60cm以内に安全継手を設ける。
第9号	カップリング用液流出防止装置 充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設ける。
第10号	均圧ホースの構造、安全継手、カップリング 均圧ホースは、鋼線編組式構造のものとし、安全継手及び脱着用のカップリングを設ける。
第11号	緊急遮断装置 容器に取り付けられた配管には、緊急遮断装置を設置する。
第12号	液封による破損防止装置 緊急遮断装置には、液封による配管、充てんホースの破損を防止する装置を設置する。
第13号	液面計 容器には、液面計を設置する。
第14号	温度計 容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設置する。
第15号	圧力計 容器及び液送ポンプ出口には、圧力計を設置する。
第16号	誤発進防止装置 充てん設備には、充てんホースをホース受け金具より取外している間は、当該車両の全輪にブレーキが作動する装置を設置する。
第17号	緊急停止スイッチ 充てん設備に固定し、遠隔操作ができるものであって、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、液送ポンプの停止を同時に行うことができるスイッチを設置する。

号	対 応 事 項												
第18号	<p>自動停止装置</p> <p>充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、エンジンの停止、液送ポンプの停止を同時に行い、警報を発する装置を設置する。</p> <p>イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な附属品が収納されている操作箱内に設置されている設備でガス漏れを検知した場合</p> <p>ロ 自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合</p> <p>ハ 充てん中に操作箱の扉が開いた場合</p>												
第19号	<p>貯蔵施設の基準</p> <p>充てん設備の使用の本拠の所在地は、第14条（第4号、第6号を除く。）の基準に適合するものとする。</p>												
第14条 第1号	<p>警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① LPガス貯蔵施設</p> <p>② 燃（赤色文字）</p> <p>③ 火気厳禁（赤色文字）</p> <p>④ 無断立入禁止（赤色文字）</p>												
第2号	<p>施設距離</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 <u>17.5 m<sup>2</sup> (2.5m×7.0m)</u></p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1" data-bbox="387 1267 1286 1518"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>22.5m (11.25m)</td> <td>500m</td> <td>〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>15.0m (7.5m)</td> <td>40m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設距離の（ ）内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有・<del>無</del></p>	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	22.5m (11.25m)	500m	〇〇小学校	第2種保安物件	15.0m (7.5m)	40m	民 家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	22.5m (11.25m)	500m	〇〇小学校										
第2種保安物件	15.0m (7.5m)	40m	民 家										
第3号	障 壁……設置しない。												
第5号	<p>滞留防止措置</p> <p>増設貯蔵施設については、建屋の入口を開放し、建屋周囲の下部を20cm開けているため滞留しない。</p>												

号	対 応 事 項
第16条	火気距離等
第7号	(1) 火気の種類 <u>事務所の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>15.0 m</u> (3) 火気との距離が2 m以上ない場合の障壁……該当しない。

(参考)

液化石油ガス法施行規則第64条第2項（液化石油ガス保安規則第9条第1項）に対応する事項（液化石油ガス保安規則第2条第9号の「移動式製造設備」である場合）

※号数の網掛け部分は液化石油ガス保安規則第6条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項
第1号	引火性、発火性物のたい積 製造施設の付近には、引火性若しくは発火性のものをたい積しない。
第2号	警戒標 製造施設には、充てん作業中その外部から見やすいように「LPガス充てん中」、「火気厳禁」の警戒標を掲げる。
第3号	第6条第1項第17号から第19号までの基準に適合するものを使用する。
第6条 第1項 第17号	耐圧試験 液化石油ガス設備は、常用の圧力の1.5倍以上で行う耐圧試験に合格したものを使用する。
第18号	気密試験 液化石油ガス設備は、常用の圧力以上で行う気密試験に合格したものを使用する。
第19号	ガス設備の肉厚 液化石油ガス設備は、常用の圧力の2倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものを使用する。
第4号	製造施設の消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 車両の左右にそれぞれ1個設置する。

3. 充てん作業者講習終了者名簿

氏 名	生 年 月 日	修 了 証 番 号
○ ○ ○ ○	昭和○○年○○月○○日	○○○○○○

4. 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類・・・別紙に記載

別紙(例)

## 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

### 1. 強度計算書

- (1) 配管肉厚強度計算書
- (2)  $\phi$ 19用ホースリール耐圧強度計算書
- (3)  $\phi$ 9用ホースリール耐圧強度計算書
- (4) スイベルジョイント強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書

### 2. 図 面

- (1) 2300kg積LPガスタンクローリ
- (2) 容器本体図
- (3) 容器本体図照号欄
- (4) 配管組立図
- (5) 配管組立図照号欄
- (6) 配管系統図
- (7) 液送ポンプ組立図
- (8) ホースリール ( $\phi$ 19用) 組立図
- (9) ホースリール ( $\phi$ 9用) 組立図
- (10) スイベルジョイント組立図
- (11)  $\phi$ 19 $\times$ 30 m LPGホース組立図
- (12)  $\phi$ 19 $\times$ 0.6m LPGホース組立図
- (13)  $\phi$ 9 $\times$ 30 m LPGホース組立図
- (14)  $\phi$ 9 $\times$ 0.6m LPGホース組立図
- (15) 安全継手 (20A用) 組立図
- (16) 安全継手 (10A用) 組立図
- (17) セフティカップリング組立図
- (18) 均圧用カプラ組立図
- (19) 20Aフレキシブルチューブ組立図
- (20) 15Aフレキシブルチューブ組立図
- (21) ガス検知器組立図
- (22) 追突検知器組立図
- (23) リミットスイッチ組立図

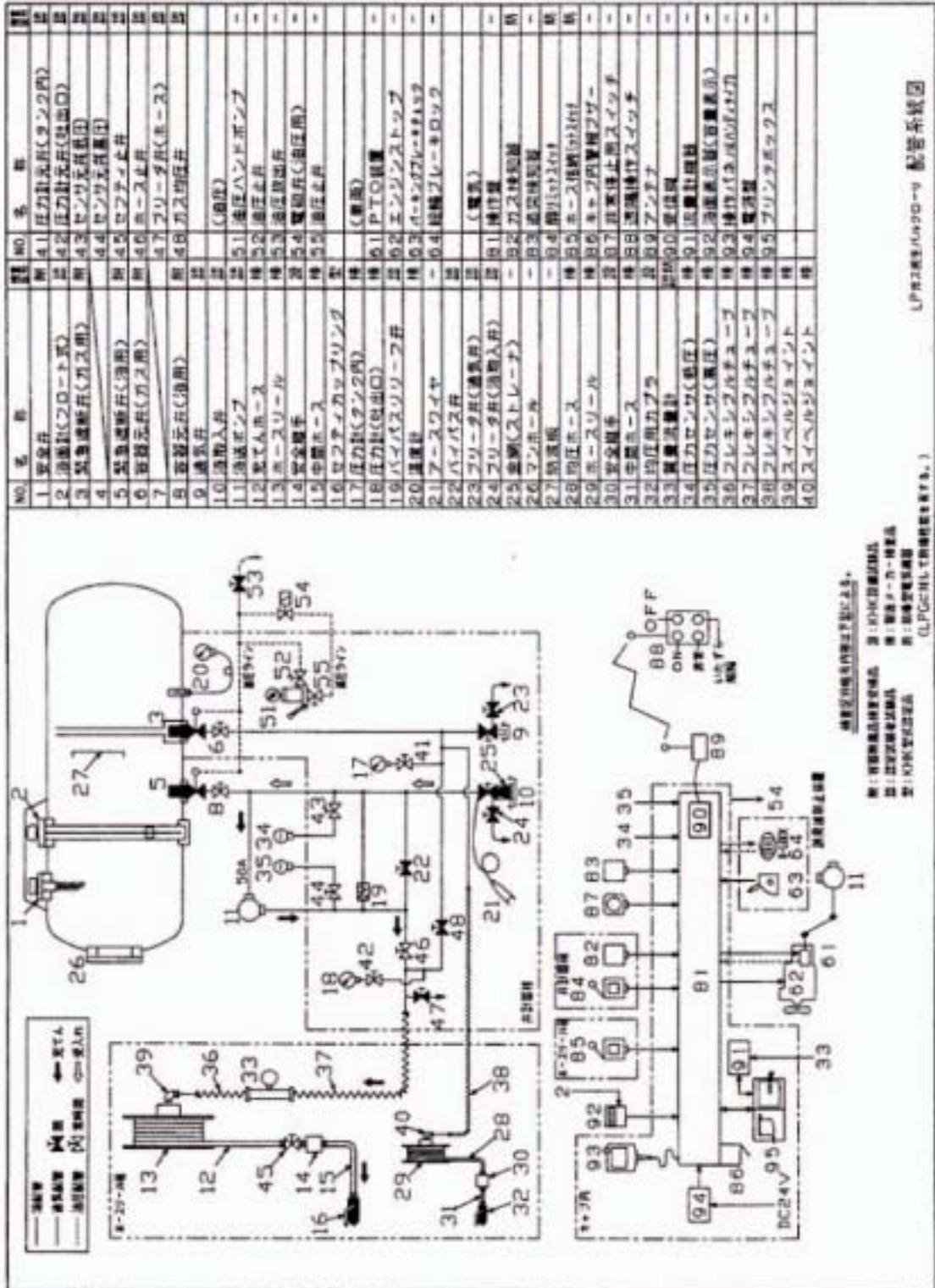
### 3. その他添付書類

- (1) 液封防止機構作動説明書
- (2) 液化石油ガスの1日の処理能力計算書(移動式製造設備許可申請用)

(注) 本書では、掲載しているローリ本体図、配管系統図以外の図面等の添付は省略する。



# 配管系統図 (例)



NO	名称	NO	名称
1	安全弁	41	圧力計光圧(タンク内)
2	油圧計(ポート式)	42	圧力計光圧(吐出口)
3	緊急遮断弁(ガス側)	43	センサ圧検出
4	緊急遮断弁(油側)	44	センサ圧検出
5	緊急遮断弁(油側)	45	ストップ弁
6	遮断弁(ガス側)	46	ホース弁
7	遮断弁(ガス側)	47	フリーダイヤル(ホース)
8	遮断弁(油側)	48	ガス均圧弁
9	遮断弁		
10	遮断弁		
11	遮断弁	51	油圧ハンドポンプ
12	遮断弁	52	油圧弁
13	ホースリール	53	油圧戻り弁
14	安全閥	54	電動弁(油圧側)
15	安全閥	55	油圧弁
16	ストップバルブ		
17	圧力計(タンク内)		
18	圧力計(吐出口)		
19	バイパスリリーフ弁	61	PTO装置
20	遮断弁	62	エンジンストップ
21	アースワイヤ	63	エンジンストップ
22	バイパス弁	64	燃料レバーロック
23	フリーダイヤル(油側)		
24	フリーダイヤル(油側)	91	検出
25	遮断弁(ストップ)		
26	タンク		
27	遮断弁		
28	均圧ホース	92	ホース接続(ガス)
29	ホースリール	93	ホース接続(ガス)
30	安全閥	94	緊急停止ガススイッチ
31	安全閥	95	緊急停止ガススイッチ
32	均圧用カプラー	96	フリーダイヤル
33	質量流量計	97	変位
34	圧力センサ(油圧)	98	質量流量計
35	圧力センサ(油圧)	99	質量流量計
36	圧力センサ(油圧)	100	質量流量計
37	圧力センサ(油圧)	101	質量流量計
38	圧力センサ(油圧)		
39	圧力センサ(油圧)		
40	圧力センサ(油圧)		
41	圧力センサ(油圧)		
42	圧力センサ(油圧)		
43	圧力センサ(油圧)		
44	圧力センサ(油圧)		
45	圧力センサ(油圧)		
46	圧力センサ(油圧)		
47	圧力センサ(油圧)		
48	圧力センサ(油圧)		
49	圧力センサ(油圧)		
50	圧力センサ(油圧)		
51	圧力センサ(油圧)		
52	圧力センサ(油圧)		
53	圧力センサ(油圧)		
54	圧力センサ(油圧)		
55	圧力センサ(油圧)		
61	PTO装置		
62	エンジンストップ		
63	エンジンストップ		
64	燃料レバーロック		
91	検出		
92	ホース接続(ガス)		
93	ホース接続(ガス)		
94	緊急停止ガススイッチ		
95	緊急停止ガススイッチ		
96	フリーダイヤル		
97	変位		
98	質量流量計		
99	質量流量計		
100	質量流量計		
101	質量流量計		

1. 質量流量計  
 2. 圧力センサ(油圧)  
 3. 圧力センサ(油圧)  
 4. 圧力センサ(油圧)  
 5. 圧力センサ(油圧)  
 6. 圧力センサ(油圧)  
 7. 圧力センサ(油圧)  
 8. 圧力センサ(油圧)  
 9. 圧力センサ(油圧)  
 10. 圧力センサ(油圧)  
 11. 圧力センサ(油圧)  
 12. 圧力センサ(油圧)  
 13. 圧力センサ(油圧)  
 14. 圧力センサ(油圧)  
 15. 圧力センサ(油圧)  
 16. 圧力センサ(油圧)  
 17. 圧力センサ(油圧)  
 18. 圧力センサ(油圧)  
 19. 圧力センサ(油圧)  
 20. 圧力センサ(油圧)  
 21. 圧力センサ(油圧)  
 22. 圧力センサ(油圧)  
 23. 圧力センサ(油圧)  
 24. 圧力センサ(油圧)  
 25. 圧力センサ(油圧)  
 26. 圧力センサ(油圧)  
 27. 圧力センサ(油圧)  
 28. 圧力センサ(油圧)  
 29. 圧力センサ(油圧)  
 30. 圧力センサ(油圧)  
 31. 圧力センサ(油圧)  
 32. 圧力センサ(油圧)  
 33. 圧力センサ(油圧)  
 34. 圧力センサ(油圧)  
 35. 圧力センサ(油圧)  
 36. 圧力センサ(油圧)  
 37. 圧力センサ(油圧)  
 38. 圧力センサ(油圧)  
 39. 圧力センサ(油圧)  
 40. 圧力センサ(油圧)  
 41. 圧力センサ(油圧)  
 42. 圧力センサ(油圧)  
 43. 圧力センサ(油圧)  
 44. 圧力センサ(油圧)  
 45. 圧力センサ(油圧)  
 46. 圧力センサ(油圧)  
 47. 圧力センサ(油圧)  
 48. 圧力センサ(油圧)  
 49. 圧力センサ(油圧)  
 50. 圧力センサ(油圧)  
 51. 圧力センサ(油圧)  
 52. 圧力センサ(油圧)  
 53. 圧力センサ(油圧)  
 54. 圧力センサ(油圧)  
 55. 圧力センサ(油圧)

LPガスエンジン用配管系統図

充電設備の使用の本拠の所在地を示す案内図(例)

販売所の名称		充電設備の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 km 目標物件 〇〇病院
<p>最寄駅等より充電設備の使用の本拠の所在地を明示</p>		

充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図(例)

販売所の名称	充てん設備の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

貯蔵施設の面積	17.5 m <sup>2</sup> (2.5m×7.0m)	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		22.50 m (11.25 m)	500 m	〇〇小学校
第2種保安物件までの距離		15.00 m ( 7.50 m)	40 m	民家
火気までの距離		2 m	40 m	民家の給湯器

( )内は障壁設置時の距離

充てん設備の所在地付近の状況を記載 (保安物件に対する距離等)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

## 充てん設備完成検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 充てん設備完成検査受検届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3. 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 〇〇指定保安検査機関  
検査年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

4. 充てん設備完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

## 充てん設備保安検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本 拠 の 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本 拠 の 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2. 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日  
許 可 番 号 〇〇〇第〇〇〇号

3. 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

検 査 年 月 日 平成◇◇年◇◇月◇◇日  
検査証の検査番号 第〇〇〇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガス法に係る充てん設備は、1台ごとに保安検査を受けること。  
2. 高圧ガス保安法に係る移動式製造設備と充てん設備の両方の許可を持っている場合は、液化石油ガス法に係る保安検査を受ければ、高圧ガス保安法に係る保安検査を受けなくても良い。（製造細目告示第13条第2項第3号）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 充てん設備保安検査受検届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 平成□□年□□月□□日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2. 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3. 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 〇〇指定保安検査機関  
検査年月日 平成◇◇年◇◇月◇◇日

4. 充てん設備保安検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(2) 充てん設備の変更をする場合の提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先	頁 No.
	液石規則	様式	知事	
1. 充てん設備変更許可申請書	65	36	○	258
① 充てん設備の構造、設備、装置の変更明細書	--	—	○	261
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	--	—	○	253
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	--	—	○	254
④ 充てん作業者講習修了証の写し	75	—	○	—
2. 充てん設備完成検査申請書	68	38	○	255
3. (充てん設備完成検査受検届書)	69	40	○	256
4. 充てん設備変更届書 (軽微な変更届)	67	37	○	266
<p>(注) 1. 変更許可申請が必要な事項</p> <p>(1) 充てん設備の使用の本拠地(置場)を変更しようとする場合</p> <p>(2) 充てん設備の構造を変更しようとする場合</p> <p>(3) 充てん設備の設備を変更しようとする場合</p> <p>(4) 充てん設備の装置を変更しようとする場合</p> <p>2. 変更届出が必要な事項</p> <p>(1) 充てん設備のLPガスの通る部分を取り替えた場合(同一型式)</p> <p>(2) 充てん設備のLPガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備を取り替えた場合</p> <p>(3) 充てん設備を廃止した場合</p> <p>3. 変更許可申請及び変更届出が不要な事項</p> <p>(例) タイヤ、バッテリー、マフラー等の消耗品の交換</p>				

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 充てん設備変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1. 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本 拠 の 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本 拠 の 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 2. 充てん設備の変更の内容

充てんホース等の交換

変更前	充てんホース	〇〇〇(株)製	型式〇〇〇	長さ30m	口径φ9
	均圧ホース	〇〇〇(株)製	型式〇〇〇	長さ30m	口径φ19
変更後	充てんホース	△△△(株)製	型式△△△	長さ37m	口径φ9
	均圧ホース	△△△(株)製	型式△△△	長さ37m	口径φ19

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 変更許可の対象項目

充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更で規則64条の基準に不適合となる可能性のある場合をいう。ただし、同一製造事業者による同一型式のもの等軽微な変更の範囲を除く。

## 充てん設備の設備、装置等の変更明細書(例)

### 1. 変更の理由

現在、使用している充てんホースが老朽化により外観上傷等が目立ち、今後保安上支障が予想されるとともに供給先(充てん対象者)の多様化に伴い、供給方法の効率化を図るべく充てんホース等を変更する。

### 2. 変更する充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	材 質	口 径	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカ
1	充てんホース	00-00-00	NBR	φ 19	2. 1MPa	8. 8MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
2	安全継手	00-00-00	S25C	20A	2. 1MPa	3. 6MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
3	中間ホース	00-00-00	NBR	φ 19	2. 1MPa	8. 8MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
4	セフティカップリング*	00-00-00	SUS304	20A	2. 1MPa	3. 6MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
5	均圧ホース	00-00-00	NBR	φ 9	2. 1MPa	8. 8MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
6	安全継手	00-00-01	SUS304	10A	2. 1MPa	3. 6MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
7	中間ホース	00-00-02	NBR	φ 9	2. 1MPa	8. 8MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)
8	均圧カップリング*	00-00-03	SUS304	10A	2. 1MPa	3. 6MPa	2. 1MPa	〇〇〇〇(株)

### 3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

#### (1) 液化石油ガス法施行規則第64条第1項各号に対応する事項

※号数の網掛け部分は施行規則第14条、第16条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項
第1号	容 器 貯蔵設備は、容器保安規則の基準に適合した容器を使用する。
第2号	耐圧試験 液化石油ガスの通る部分は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものを使用する。
第3号	気密試験 液化石油ガスの通る部分は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格したものを使用する。

号	対 応 事 項
第4号	ガス設備の肉厚 液化石油ガスの通る部分は、特定設備検査規則第12条及び第14条の規定に適合する肉厚を有するものを使用する。又、当規定が適用できないものについては、常用圧力の4倍の圧力による加圧試験に合格したものを使用する。
第5号	遠隔操作 充てんポンプの起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものを使用する。
第6号	火花発生防止構造 充てんポンプを駆動させる発電機は、火花を発生しない構造とする。
第7号	充てんホースの構造 充てんホースは、鋼線編組式構造のものを使用する。
第8号	充てんホースの安全継手 充てんホースには、充てんホースの先端より60cm以内に安全継手を設ける。
第9号	カップリング用液流出防止装置 充てんホースの先端には、カップリング用液流出防止装置を設ける。
第10号	均圧ホースの構造、安全継手、カップリング 均圧ホースは、鋼線編組式構造のものとし、安全継手及び脱着用のカップリングを設ける。
第11号	緊急遮断装置 容器に取り付けられた配管の各ラインには、油圧式の緊急遮断装置を設置する。
第12号	液封による破損防止装置 緊急遮断装置には、液封による配管、充てんホースの破損を防止する装置を設置する。
第13号	液面計 容器には、液面計を設置する。
第14号	温度計 容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設置する。
第15号	圧力計 容器及び液送ポンプ出口には、圧力計を設置する。
第16号	誤発進防止装置 充てん設備には、充てんホースをホース受け金具より取外している間は、当該車両の全輪にブレーキが作動する装置を設置する。
第17号	緊急停止スイッチ 充てん設備に固定し、遠隔操作ができるものであって、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、液送ポンプの停止を同時に行うことができるスイッチを設置する。

号	対 応 事 項												
第18号	<p>自動停止装置            充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、エンジンの停止、液送ポンプの停止を同時に行い、警報を発する装置を設置する。</p> <p>イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱内に設置されている設備でガス漏れを検知した場合</p> <p>ロ 自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合</p> <p>ハ 充てん中に操作箱の扉が開いた場合</p>												
第19号	<p>貯蔵施設の基準            充てん設備の使用の本拠の所在地は、第14条（第4号、第6号を除く。）の基準に適合するものとする。</p>												
第14条 第1号	<p>警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① LPガス貯蔵施設</p> <p>② 燃(赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁(赤色文字)</p> <p>④ 無断立入禁止(赤色文字)</p>												
第2号	<p>施設距離</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 <u>17.5 m<sup>2</sup> (2.5m×7.0m)</u></p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1" data-bbox="400 1106 1302 1317"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>22.5m (11.25m)</td> <td>500m</td> <td>〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>15.0m ( 7.5m)</td> <td>40m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有・<del>無</del></p>	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	22.5m (11.25m)	500m	〇〇小学校	第2種保安物件	15.0m ( 7.5m)	40m	民 家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	22.5m (11.25m)	500m	〇〇小学校										
第2種保安物件	15.0m ( 7.5m)	40m	民 家										
第3号	障 壁……設置しない。												
第5号	<p>滞留防止措置            増設貯蔵施設については、建屋の入口を開放し、建屋周囲の下部を20cm開けているため滞留しない。</p>												
第16条 第7号	<p>火気距離等</p> <p>(1) 火気の種類 <u>事務所の給湯器</u></p> <p>(2) 火気までの距離 <u>15.0 m</u></p> <p>(3) 火気との距離が2 m以上ない場合の障壁……該当しない。</p>												

(2) 液化石油ガス法施行規則第64条第2項（液化石油ガス保安規則第9条第1項）に対応する事項（液化石油ガス保安規則第2条第9号の「移動式製造設備」である場合）

※号数の網掛け部分は液化石油ガス保安規則第6条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項
第1号	引火性、発火性物のたい積 製造施設の付近には、引火性若しくは発火性のものをたい積しない。
第2号	警戒標 製造施設には、充てん作業中その外部から見やすいように「LPガス充てん中」、「火気厳禁」の警戒標を掲げる。
第3号	第6条第1項第17号から第19号までの基準に適合するものを使用する。
第6条 第1項 第17号	耐圧試験 液化石油ガス設備は、常用の圧力の1.5倍以上で行う耐圧試験に合格したものを使用する。
第18号	気密試験 液化石油ガス設備は、常用の圧力以上で行う気密試験に合格したものを使用する。
第19号	ガス設備の肉厚 液化石油ガス設備は、常用の圧力の2倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものを使用する。
第4号	製造施設の消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 車両の左右にそれぞれ1個設置する。

4. 充てん作業者講習終了者名簿

氏 名	生 年 月 日	修 了 証 番 号
○ ○ ○ ○	昭和○○年○○月○○日	○○○○○○

5. 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類・・・別紙に記載

別紙(例)

## 充てんホース等に関する添付書類

### 1. 強度計算書

- (1)  $\phi 19 \times 37\text{m}$  L P G ホース強度計算書
- (2)  $\phi 19 \times 0.6\text{m}$  L P G ホース強度計算書
- (3)  $\phi 9 \times 37\text{m}$  L P G ホース強度計算書
- (4)  $\phi 9 \times 0.6\text{m}$  L P G ホース強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書
- (8) 均圧用カップリング強度計算書

### 2. 図 面

- (1)  $\phi 19 \times 37\text{m}$  L P G ホース組立図
- (2)  $\phi 19 \times 0.6\text{m}$  L P G ホース組立図
- (3)  $\phi 9 \times 37\text{m}$  L P G ホース組立図
- (4)  $\phi 9 \times 0.6\text{m}$  L P G ホース組立図
- (5) 安全継手(20A用)組立図
- (6) 安全継手(10A用)組立図
- (7) セフティカップリング組立図
- (8) 均圧用カップリング組立図

### 3. その他添付書類

- (1) 液封防止機構作動説明書

(注) 本書では、ローリ本体図、配管系統図、その他の添付書類は省略する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 充てん設備変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 変更の内容

充てん設備の廃止  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

### 2. 変更の年月日

平成□□年□□月□□日

### 3. 変更の理由

老朽化により充てん設備を廃止したため

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 軽微な変更の対象項目

- ・液化石油ガスの通る部分の取替え(同一製造事業者による同一型式のものに限る。)
- ・液化石油ガスの通る部分以外の取替え(規則第64条以外の取替えでシャーシー部分等を指す。)
- ・充てん設備の廃止

#### 4. その他の届出に関する提出書類の記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

#### 充てん事業者報告（例）

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 平成□□年□□月□□日から平成◇◇年◇◇月◇◇日
2. 充てんに係る一般消費者等の数及び充てん作業に従事している充てん作業者の数

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

事業所の所在地 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

充てんに係る一般消費者等の数 〇〇 戸

充てんの作業に従事している充てん作業者の数 〇 人

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 事業所ごとに作成すること。

## 第5章 特定液化石油ガス設備工事事業

特定液化石油ガス設備工事事業の申請・届出等 に関する提出書類及び記載例	271
① 特定液化石油ガス設備工事事業の開始の届出	272
② 特定液化石油ガス設備工事事業の変更の届出(事業所の移転)	274
③ 特定液化石油ガス設備工事事業の廃止の届出	276
④ 液化石油ガス設備工事の届出	277

## 特定液化石油ガス設備工事事業の申請・届出等に関する提出書類及び記載例

提出書類名	関係法令		提出先	頁 No.
	液石法 規 則	様 式	知 事	
1. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	112	56	○	272
別紙 記録及び配管図面の保存の方法等	113	—	○	273
2. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	114	57	○	274
3. 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	114	58	○	276
4. 液化石油ガス設備工事届書	88	48	○	277
別紙 設備工事の内容等	88	—	○	278
別紙（容器）供給設備の技術上の基準	88	—	○	279
別紙（バルク貯槽）バルク供給設備の技術上の基準	88	—	○	280
<p>(注) 変更届出が必要な事項</p> <p>(1) 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更があつた場合</p> <p>(2) 事業所の名称及び所在地の変更があつた場合</p> <p>(3) 特定液化石油ガス設備工事の記録及び配管図面の保存場所及び分類の方法の変更があつた場合</p> <p>(4) 特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止した場合</p>				

①特定液化石油ガス設備工事事業の開始の届出(例)  
様式第56(第112条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

平成〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあってはそ  
の代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1. 事業所の名称

〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

### 2. 事業所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 3. 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

別紙のとおり

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。

(注) 事業所(設備工事を行う販売所)毎に届出をしてください。

(例)

## 1. 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

## (1) 保存場所

- ① 事業所の戸棚
- ② その他 ( )

## (2) 分類の方法

- ① 特定液化石油ガス設備工事記録台帳を用いて記録する。
- ② 竣工、日付順にファイルする。
- ③ アイウエオ順にファイルする

## 2. 液化石油ガス設備士

	氏 名	免 状 番 号	交 付 年 月 日
1	○ ○ ○ ○	第○○○○号	平成○○年○○月○○日
2	○ ○ ○ ○	第○○○○号	平成○○年○○月○○日
3			
4			
5			

## 3. 事業所に備えるべき器具

	品 名	メーカー名	型 式	台 数
1	自記圧力計	○○株式会社	AB-1234	2
2				
3				

(注) 1. 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法については、該当する場所、分類方法以外と番号は削除してください。

2. 設備士の免状の写し(再講習の受講記録を含む)を添付すること。

②特定液化石油ガス設備工事事業の変更の届出(事業所の移転)(例)  
様式第57(第114条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 県 知 事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の届出の年月日

平成□年□□月□□日

2. 変更の内容

(例) 事業所の移転

3. 変更の理由

(例) 都市計画による区画整理のため。

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 特定液化石油ガス設備工事事業変更の明細書(例)

## 1. 変更の理由

都市計画による区画整理のため特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業所を移転したため。

## 2. 記録の保存の方法

- (1) 特定液化石油ガス設備工事記録台帳を用いて記録する。
- (2) 竣工、日付順にファイルする。
- (3) 記録は事務所に保存する。

## 3. 配管図面の保存の方法

特定液化石油ガス設備工事記録台帳の裏面の配管図面欄に記入し保存する。

ただし、建築設計図等に配管を記入して配管図とする場合にあつては、図面番号を付し別に保存する。

## 4. 液化石油ガス設備士

	氏 名	免 状 番 号		氏 名	免 状 番 号
1	○ ○ ○ ○	第○○○○号	6		
2	○ ○ ○ ○	第○○○○号	7		
3			8		
4			9		
5			10		

## 5. 自記圧力計

	メーカー名	型 式		メーカー名	型 式
1	○○株式会社		4		
2	○○株式会社		5		
3			6		

③特定液化石油ガス設備工事事業の廃止の届出(例)  
様式第58(第114条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の届出の年月日

平成□年□□月□□日

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

④液化石油ガス設備工事の届出(例)  
様式第48(第88条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス設備工事届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	〇〇 〇〇 (アパートの家主)
当該設備の使用目的	アパート(60戸)の一般消費者等に液化石油ガスを供給
貯蔵設備の貯蔵能力	50kg容器 24本 (1,200kg)
工事の内容	アパートの供給設備の設置工事

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 添付書類の参考を別紙に例示。

1. 容器による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは別紙を、1,000kgを超え3,000kg未満のときは別紙及び別紙(容器)を添付すること。
2. バルク貯槽による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは別紙及び別紙(バルク貯槽)を添付すること。

別 紙

設 備 工 事 の 内 容 等 (例)

工事の種類	1. 新設 2. 変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加)				
工事従事者 氏 名	氏 名	設備士免状番号	氏 名	設備士免状番号	
完成検査 実施者名					
気密試験 結 果	供給管等内容積		圧 力	気密試験保持時間	
	リットル		kPa	分	
貯 蔵 設 備	火気の種類及び距離	種 類		距 離	m
	腐食防止措置	有 ・ 無			
	転落、転倒防止措置	鎖 ・ ロープ ・ その他 ( )			
	40℃以下対策	屋根 ・ 遮へい板 ・ その他 ( )			
調整器メーカー・型式					
供 給 管	高圧部 材質				
	中圧部 材質				
	低圧部 材質	埋設管		露出管	
気 化 装 置		有・無	ガス発生能力	kW	
安 全 装 置		1	ハイセーフ (S、H、SB、II、B、C、L)		
		2	対震自動ガス遮断装置		
		3	ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置		
		4	圧力検知式漏えい検知装置		
		5	吸引式漏えい検知装置		
		6	流量検知式切替型漏えい検知装置		

別紙（容器）

供給設備の技術上の基準（例）

（容器による貯蔵能力が1,000kgを超え3,000kg未満のときに添付）

1. 保安距離	①第1種保安距離（法定16.97m・障壁設置0m）実際距離_____m 保安物件の名称_____ ②第2種保安距離（法定11.31m・障壁設置0m）実際距離_____m 保安物件の名称_____
2. 障壁	①障壁の構造 材料_____寸法（高さ）_____cm（厚さ）_____cm ②扉の構造 材料_____（厚さ）_____cm ③扉の補強 等辺山形鋼（枠）_____mm×_____mm（内）_____mm×_____mm 間隔（縦）_____cm（横）_____cm
3. 火気等との距離	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が5m未満 障壁（材料）_____高さ_____m
4. 滞留防止	①貯蔵設備面積_____m <sup>2</sup> 法定換気口面積_____cm <sup>2</sup> ②実際の換気口面積_____cm <sup>2</sup>
5. さく、へい等の設置	さく、へい等の種類_____
6. 警戒標	①掲示位置_____ ②表示内容_____
7. 消火設備	①粉末消火器 A____B____×____個 ②その他_____
8. 軽量な屋根等	①屋根の場合 その材料_____ ②遮へい板の場合 その材料_____
9. 転倒防止等の措置	①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする。 ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。
10. 腐食防止措置	①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。

別紙（バルク貯槽）

バルク供給設備の技術上の基準（例）

（バルク貯槽による貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付）

1. 貯槽の設備状況	地盤面上 ・ 地盤面下
2. 貯槽の適合性	特定設備検査合格証 ・ 特定設備基準適合証
3. 保安距離	①第1種保安距離（法定1.5m 構造壁等又は埋設設置0m） 実際距離_____m 保安物件の名称_____
	②第2種保安距離（法定1.0m 構造壁等又は埋設設置0m） 実際距離_____m 保安物件の名称_____
4. 構造壁等	壁の構造 材料_____寸法（高さ）_____m（幅）_____m
5. 貯槽の表示	①LPガス及び火気厳禁（朱書き） ②緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無
6. 腐食防止措置	下地処理・錆止め塗装等の有無 有 ・ 無
7. 転倒防止等の措置	支柱又はサドル等取付けの有無 有 ・ 無
8. プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等	①ガス漏れ検知器の設置の有無 有 ・ 無 ②常時監視システム設置の有無 有 ・ 無
9. 火気等との距離	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無 有 ・ 無

## 第6章 参考資料

液化石油ガス法手数料一覧（埼玉県の例）

- ・ 埼玉県では下表に示す手数料が定められています。
- ・ 各行政庁によって手数料額は異なりますので、詳しくは所管の行政庁にお問い合わせください。多くの行政庁ではホームページに手数料額が公表されているようです。

（平成15年3月現在）

区分	手数料額（円）	
販売事業の登録	31,000	
保安機関の認定	6,900×保安業務区分+34,000	
保安機関の認定更新	6,900×保安業務区分+14,000	
一般消費者等の数の増加	6,900×保安業務区分+20,000	
販売事業者の認定	一般消費者の数が	
	・ 1万戸以上	100,000
	・ 千戸以上1万戸未満	80,000
	・ 千戸未満	55,000
貯蔵施設等設置許可	21,000×貯蔵施設又は特定供給設備数	
貯蔵施設等設置変更許可	17,000×貯蔵施設又は特定供給設備数	
貯蔵施設等設置許可にかかる完成検査	31,000×貯蔵施設又は特定供給設備数 +5,800×完成検査合格施設数	
貯蔵施設等設置変更許可にかかる完成検査	24,000×貯蔵施設又は特定供給設備数 +5,800×完成検査合格施設数	
充てん設備許可 (変更許可)	28,000×充てん設備数 (19,000×充てん設備)	
充てん設備許可（変更許可）にかかる完成検査	36,000×充てん設備数 (27,000×充てん設備)	
充てん設備の保安検査	27,000×充てん設備	



## CD-ROM の使用について

### CD-ROM の内容表示

本 CD には、左図のように「WORD 版」と「一太郎版」の 2 つのフォルダがあり、それぞれに同じタイトルの文書ファイルが収納されております。



【手順 1】起動したコンピュータの CD-ROM ドライブに CD-ROM を挿入します。

【手順 2】オートラン機能により、TOP 画面が表示されます。WORD 版か一太郎版のいずれかを選んでフォルダをダブルクリックします。

【手順 3】ワープロソフト（WORD 又は一太郎）を起動します。

【手順 4】「ファイル」メニュー - 「開く」の順で「ファイルの場所」を CD ドライブを指定し、目的のファイルを選びダブルクリックします。



### 文書ファイルの内容修正と保存

ご使用のワープロソフト（WORD または一太郎）で、必要な修正を加え、保存します。

CD-ROM には保存できませんので、パソコンのハードディスク、フロッピーディスク等に適宜名前をつけて保存してください。

### 様式サンプルについて

CD に収録されている文書の基本的な書式は次のとおりです。

基本文字フォント / MS 明朝

1 ページ行数 / 文書ごとに異なります

### 【CD-ROM の推奨動作環境】

OS : Windows2000 ソフトウェア Microsoft Word2000 一太郎 11

### 【本様式使用上の注意】

本 CD に収録の様式は、平成 15 年 3 月時点のものです。

- ・ この CD-ROM 内のプログラム、データなどを使用した結果、発生する直接、間接の被害、損傷について、著作・制作者は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・ この CD-ROM に収録あるいは記載されている会社名及び商品名は、各社の商標または登録商標です。